

平成18年 第14回定例会

# あわらし議会会議録

平成18年 3月7日 開会

平成18年 3月22日 閉会

あわらし議会



平成 18 年 第 1 4 回あわら市議会 定例会会議録目次

第 1 号 ( 3 月 7 日 )

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 121 条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	5
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案第 1 号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	9
議案第 2 号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	9
議案第 3 号から議案第 1 0 号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	10
議案第 1 1 号から議案第 2 0 号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	14
議案第 2 1 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	26
議案第 2 2 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	27
議案第 2 3 号、議案第 2 4 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	27
議案第 2 5 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	28
議案第 2 6 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託託	29
議案第 2 7 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託託	29
議案第 2 8 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	30
議案第 2 9 号、議案第 3 0 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	31
議案第 3 1 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	32
議案第 3 2 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	32
議案第 3 1 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	32
議案第 3 3 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	33
坂井地区介護保険広域連合議会議員の選挙	33
坂井地区水道用水事務組合議会議員の選任	34

第 2 号 ( 3 月 8 日 )

議事日程	36
出席議員	37
欠席議員	37
地方自治法第 121 条により出席した者	37
事務局職員出席者	37
開議の宣告	38
諸般の報告	38
会議録署名議員の指名	38
一般質問	38
牧 田 孝 男 君	38
一般質問	47
笹 原 幸 信 君	47
一般質問	51
向 山 信 博 君	51
一般質問	55
坪 田 正 武 君	55
一般質問	59
関 山 博 夫 君	59
一般質問	67
八 木 秀 雄 君	67
一般質問	69
山 口 峰 雄 君	69
一般質問	74
穴 田 満 雄 君	74
一般質問	81
橋 本 達 也 君	81
一般質問	84
大 下 重 一 君	84
一般質問	90
山 川 知 一 郎 君	90
一般質問	101
卯 目 ひ ろ み 君	101
一般質問	107
海老田 州 夫 君	107
散会の宣言	115
署名議員	115

### 第 3 号 ( 3 月 2 2 日 )

議事日程	116
出席議員	118
欠席議員	118
地方自治法第 121 条により出席した者	118
事務局職員出席者	118
開議の宣告	119
会議録署名議員の指名	119
議案第 3 号から議案第 3 3 号の委員長報告・質疑・討論・採決	119
議案第 3 4 号の上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	154
議案第 3 4 号、議案第 3 5 号の上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	161
議案第 3 7 号の上程、提案理由説明、採決	163
議案第 3 8 号、議案第 3 9 号の上程、提案理由説明	163
議案第 4 0 号から議案 4 5 号の一括上程、提案理由説明、採決	164
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	167
常任委員会の閉会中の特定事件調査の件	167
閉議の宣言	167
議長閉会挨拶	168
市長閉会挨拶	168
閉会の宣告	169
署名議員	169



平成18年度 第14回あわら市議会 定例会

第 1 日

平成18年3月7日(火)

午後1時 開 議

1. 開会の宣告

1. 市長招集あいさつ

1. 開議の宣告

1. 諸般の報告

1. 行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定めることについて)

日程第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成17年度あわら市一般会計補正予算(第6号))

日程第 5 議案第 3号 平成17年度あわら市一般会計補正予算(第7号)

日程第 6 議案第 4号 平成17年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号)

日程第 7 議案第 5号 平成17年度あわら市老人保健特別会計補正予算  
(第2号)

日程第 8 議案第 6号 平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算  
(第4号)

日程第 9 議案第 7号 平成17年度あわら市公共下水道特別会計補正予算  
(第4号)

日程第10 議案第 8号 平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予  
算(第2号)

日程第11 議案第 9号 平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計補正  
予算(第2号)

日程第12 議案第10号 平成17年度あわら市水道事業会計補正予算(第3号)

日程第13 議案第11号 平成18年度あわら市一般会計予算

日程第14 議案第12号 平成18年度あわら市国民健康保険特別会計予算

日程第15 議案第13号 平成18年度あわら市老人保健特別会計予算

日程第16 議案第14号 平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算

日程第17 議案第15号 平成18年度あわら市公共下水道特別会計予算

日程第18 議案第16号 平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 平成 1 8 年度あわら市モーターボート競走特別会計予算
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 平成 1 8 年度あわら市水道事業会計予算
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 平成 1 8 年度あわら市工業用水道事業会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 1 8 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 あわら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の  
制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 あわら市長期継続契約を締結することができる契約に関  
する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 あわら市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 あわら市国民保護対策本部等条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 あわら市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 芦原温泉上水道財産区特別職の職員の給与及び旅費等に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 3 6 坂井地区介護保険広域連合議会議員の選挙
- 日程第 3 7 坂井地区水道用水事務組合議会議員の選任

---

出席議員（22名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
21番	橋本達也	22番	杉田剛

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	松木幹夫	副市長	坪田雅一
教育長	児島博光	総務部長	伊藤清明
市民生活部長	山田重喜	福祉保健部長	清水芳文
経済産業部長	小林幸夫	土木部長	神尾秋雄
教育次長	吉村幸夫	芦原温泉上水道財産区管理者	竹田富九一
市長室理事	長谷川賢治		

---

事務局職員出席者

事務局長	笹原徳明	事務局長補佐	中林敬雄
書記	渡邊清宏		

---

## 議長開会宣告

議長（山川 豊君） ただ今から、第14回あわら市議会定例会を開会いたします。

（午後1時00分）

---

## 市長招集挨拶

議長（山川 豊君） 開会にあたり、市長より招集のごあいさつをいただきます。

市長（松木幹夫君） 議長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 本日ここに、第14回あわら市議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月に入りようやく春めいてまいりました。議員各位には、ご健勝にてお過ごしのこと、心よりお慶び申し上げます。

さて、「平成の大合併」といわれる今回の市町村合併も今月最後のピークを迎えております。「平成の大合併」以前の平成11年3月末に3,232あった市町村数も、今月末には1,821まで減少することとなります。

県内におきましても、3月20日の坂井市の誕生により、9市8町に再編され、行政運営におきましても新たな局面を迎えるものであります。

このような中、去る2月28日には、首相の諮問機関である地方制度調査会から道州制に関する答申がなされております。

この答申では、全国を9、11及び13の道州に分けた3パターンの区割り案が示されるとともに、国の仕事を道州に移し、都道府県の担う仕事の多くを市町村に移すことで「小さな政府」と地方分権を進める道筋が示されております。

これまでの市町村合併の推進や「三位一体の改革」の推進、さらには今後の道州制論議の高まり等に伴い、市町村の担う役割は、ますます大きくなるものであります。

何を地域の行政課題として捉え、何を政策として選択していくかが、市町村の生き残りに係る重要な課題であると考えております。

市政に目を向けましても、中学校建設問題や庁舎統合問題など喫緊の課題が山積いたしております。

これら諸問題の方向性を明らかにするとともに、分権時代にふさわしいあわら市の建設に向け、全力を傾注する所存でございますので、議員各位にはさらなるお力添えをお願いする次第であります。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、33議案の審議をお願いするものであります。その内訳につきましては、専決処分に関するもの2議案、補正予算及び新年度当初予算に関するもの18議案、条例の制定や一部改正に関するもの11議案その他指定管理者の指定に関するもの1議案及び一部事務組合の規約等の変更に関するもの1議案となっております。

各議案の内容、上程の主旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

---

#### 開議の宣告

議長（山川 豊君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 諸般の報告

議長（山川 豊君） 諸般の報告を事務局長より行ないます。

○局長（笹原徳明君） 諸般の報告をいたします。

12月13日招集の第13回定例会において、議決されたました諸議案については、12月26日付、市長宛に会議結果の報告を行っております。  
本定例会への提出議案は、市長提出議案33件であります。  
本定例会の説明出席者は、市長以下11名です。  
以上でございます。

---

#### 行政報告

議長（山川 豊君） 市長の行政報告を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、市長室関係でございますが、秘書広報課所管では、1月19日に県市長会が開催され、本年度の補正予算や平成18年度予算についての審議が行われております。

また、冬期間における交通網の確保についての協議を行い、県市長会として「冬期間、北陸自動車道や国道8号などの主要幹線道路が通行止めにならないような対策について関係機関に要請すること」を決議し、松村国土交通副大臣等に要請活動を行っております。

1月29日には全国市長会行政委員会が開催され、関係省庁及び事務局からの諸般の報告を受けたほか、平成18年度予算や6月7日に開催される第76回全国市長会議の開催要領についての協議が行われ、いずれも原案どおり決定をいたしております。

国際交流関係では、2月20日に孫毅北京魯迅博物館館長らが、あわら市を訪れ、魯迅や藤野巖九郎の研究を共同して行なうことにより、今後のさらなる友好協力を確認したところであります。

次に、総務部関係について申し上げます。財政課所管のモーターボート競走事業に

つきましては、1月の第10回終了時におけるあわら市施行分の売上げ状況は、前年度同期と比較して11.1パーセントの減となり、入場者数も15.6%の減となっております。

三国競走場全体としては、昨年12月にG1レースのモーターボート大賞競走を開催したこともあり、売上金額は17.4パーセントの増となっておりますが、入場者数では6%の減となっており、今後も依然として厳しい運営が続くものと考えております。

このような状況のなかで、平成18年度の競走開催市町村の指定申請事務を進めて参りましたが、事務委託料等について関係団体との協議が整いましたので、去る1月31日に総務大臣あてに申請書を提出したところであります。

次に市民生活部関係でございますが、市民課の窓口業務につきましては、毎週火曜日の延長業務に加え、今月5日の日曜日から休日業務を開始したところであります。

この休日業務は、毎週日曜日の午前中に金津庁舎の市民課窓口で、戸籍の謄抄本をはじめ住民票の写し、印鑑証明書、税証明書など7業務の交付事務を行なうものであります。

とりわけ戸籍の謄抄本の休日交付は、県内で初めての取り組みであり、これらの事務を行なうことにより、市民の皆様の利便性を図り、窓口サービスの向上を目指すものであります。

続いて生活環境課所管のコミュニティバスでございますが、昨年11月の運行開始以来、1月末までの3カ月間の利用者数は、延べ9,682人で、1日当たり105.2人、1便当たり3.33人となっております。

利用者数が最も多かったのは、細呂木・吉崎方面の北ルート2号線の3,234人で、次が伊井・坪江・劔岳方面の南ルート2号線の2,145人です。

また、利用者のうち約半数の4,670人が65歳以上のお年寄りで、小・中学生の通学が約4分の1の2,595人、残り2,412人が64歳以下の利用となっております。

観光ルートにつきましては、1カ月当たり約200人の乗車となっており、3カ月間で611人の利用がございました。

一人でも多くの皆様にご利用いただくため、運行時刻の一部変更や停留所の増設など若干の改善を行っております。今後も、簡易な事項についてはその都度見直しを行い、より利便性のあるものにして参りたいと考えております。

三国あわら斎苑組合関係では、新葬斎場の名称を「代官山斎苑」と、去る1月18日に供用を開始いたしました。旧施設も取り壊し、跡地を駐車場として整備し、全工事が完了いたしております。

供用開始に合わせ、葬斎場予約システムを導入し、登録業者による仮予約が24時間体制で可能となり、葬儀の手配がスムーズにできるようになりました。

なお、今月20日の坂井市の設置を期に、管理者が三国町長からあわら市長に、事務局も三国町からあわら市にそれぞれ引き継がれることとなっております。

次に産業経済部関係でございますが、まず農林水産課所管では、平成18年度の生産調整について申し上げます。

国は、18年産米の生産数量を昨年より21万トン減の833万トンと設定し、県に配分された13万9,500トンのうち、あわら市には昨年より84トンの減となる1万116トンが配分されたところであります。

この配分数量を従来の転作率に置き換えますとあわら市平均で27.4パーセントとなり、昨年に比べ1パーセントの増加となっております。

これを受けてあわら市では、米の生産数量や作付面積の取りまとめを行い、去る2月2日、3日の両日、農家組合長会議を開催し、各集落に正式配分として通知したところであります。

観光商工課所管では、地域再生マネージャー事業について申し上げます。

昨年10月の就任以来マネージャーには、あわら温泉の活性化やあわら市の新しい観光資源の開発について、精力的に取り組んでいただいているところであります。

地域再生ビジョンを構築する資料を得るため、1月には、観光商工課職員とマネージャーによる宿泊観光客へのアンケート調査を実施いたしております。

このアンケートは、あわら温泉を選んだ理由、旅行目的など12項目にわたるものであります。

さらに2月には、旅館組合に加盟している旅館の協力を得て1カ月間あたり、同様の調査を実施したところであります。

今後は、この調査で得られた貴重な意見を参考にしながら、地域再生マネージャー事業の各施策に生かして参りたいと考えております。

次に土木部関係でございますが、建設課所管の道路除雪について申し上げます。

昨年12月中旬から約10日間にわたり降雪があり、県内では21年ぶりの記録的な積雪に見舞われました。

あわら市でも12月13日から23日にかけてまとまった積雪があり、金津庁舎前で52センチ、名泉郷区観測点で100センチの最大積雪深を観測いたしました。

このため、市所有除雪車6台で幹線道路の除雪を実施するとともに、市内建設業者24社に出動を依頼し、延べ136台の除雪車両で、3,877時間の除雪委託を行い、市民の皆様の足の確保に努めたところであります。

なお、これらの除雪作業に要した費用は、総額5,327万2千円に達し、昨年12月26日付けで専決処分をさせていただき、これらの経費の処理をいたしております。

国土交通省では、降雪量が特に多い市町村に対して市町村道の除雪費補助の緊急措置を講じ、あわら市では、対象事業費900万円に対し2分の1の補助金450万円が確定いたしております。

続いて金津・三国線道路改良事業の進捗状況でございますが、関係地権者との用地買収契約につきましては、現時点で全ての契約は完了いたしておりますが、未契約の地権者も事業に関する基本的な考え方や必要性には同意を示されており、今後、で

きる限り早期に締結できるよう最善の努力をして参ります。

この事業は国庫補助対象事業であり、また、年度末であることから、未契約の用地部分を除き予定どおり工事に着手し、平成19年度完成を目指したいと考えております。

最後に教育委員会関係でございますが、文化学習課所管の金津創作の森では、「日本のクラフトイン金津創作の森展」を1月21日から2月26日まで開催いたしました。

これは、社団法人「日本クラフトデザイン協会」の会員と北陸の作家約90人による展覧会で、北陸では初となるクラフト展でありました。

本展は、ふくい産業支援センター、石川県デザインセンター及び富山県デザイン協会の協力を得て、クラフト作品を展示する一方、若手作家や新しい分野を開拓している作家の作品を紹介し、伝統産業を担うクラフト作家を支援するものであります。

また、本展初日には公開審査を行い、入賞作品4点を選定するなど、優れた作家の表彰も行っております。

会期中は、冬期間にもかかわらず2,644人の観覧者があり、クラフトに対する人気の高さが伺えたことから、今後もこれらの分野にも力を入れて参りたいと考えております。

入居作家の第2次募集につきましては、パンフレット等を作成して広報に努めたほか、地元新聞や業界雑誌等に積極的に取り上げられたことから多くの反響があり、作家からの問い合わせもございます。

今後も金津創作の森の次代を担う入居作家の募集に、積極的に取り組んで参る所存であります。

以上で行政報告を終わります。

---

#### 会議録署名議員の指定

議長（山川 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、牧田孝男君、14番、卯目ひろみ君の両名を指名します。

---

#### 会期の決定

議長（山川 豊君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より3月22日までの16日間と決定しました。  
なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

---

議案第1号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） 日程第3、議案第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第1号「専決処分の報告について」の説明を申し上げます。

議案第1号につきましては、市の除雪車の事故による損害賠償の額を定めたものであります。

平成17年12月19日、ロータリー除雪車での除雪作業中、権世市野々地係で排雪した雪が民地内車庫を直撃し、シャッターを損傷した事故の損害賠償の額を定めることについて、本年2月14日付けで専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 議案第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）は、以上をもって終結いたします。

---

議案第2号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） 日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成17年度あわら市一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

議長（山川 豊君） 市長からの提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」の説明を申し上げます。

議案第2号につきましては、平成17年度あわら市一般会計補正予算（第6号）で、5,327万2千円の追加補正を行い、歳入歳出予算総額をそれぞれ130億991万2千円とすることについて、平成17年12月26日付けで専決処分を行ったものであります。

補正の内容につきましては、昨年12月の降雪に伴う除雪作業委託料4,700万円をはじめとする除雪関連経費であります。

なお、歳入につきましては、財政調整基金繰入金 5,000 万円、前年度繰越金 244 万 5 千円等を充てております。

よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただ今、議題となっております議案第 2 号につきましては、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

議長（山川 豊君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 17 年度あわら市一般会計補正予算（第 6 号））を採決します。

議案第 2 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 2 号については、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 議案第 3 号から議案第 10 号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第 5、議案第 3 号、平成 17 年度あわら市一般会計補正予算（第 7 号）、日程第 6、議案第 4 号、平成 17 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 7、議案第 5 号、平成 17 年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 8、議案第 6 号、平成 17 年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第 4 号）、日程第 9、議案第 7 号、平成 17 年度あわら市公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）、日程第 10、議案第 8 号、平成 17 年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 11、議案第 9 号、平成 17 年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 12、議案第 10 号、平成 17 年度あわら市水道事業会計補正予算（第 3 号）以上、議案 8 件を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第10号までの8議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

市長(松木幹夫君) 議長、市長。

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました議案第3号「平成17年度あわら市一般会計補正予算(第7号)」から議案第10号「平成17年度あわら市水道事業会計補正予算(第3号)」までの8議案について、概要の説明を申し上げます。

これら8議案につきましては、一般会計のほか、工業用水道事業会計を除く7つの特別会計の補正予算であります。

議案第3号の一般会計補正予算(第7号)につきましては、2億3,586万3千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億7,404万9千円とするものであります。

今回の補正につきましては、年度末補正でございますので、その多くが、各歳出項目において、事業費の確定や精算等により生じた不用額を減額したものとなっております。また、これらの余剰の財源が生じたことから、財政調整基金の取り崩しを2億3,700万円減額いたしております。

それでは歳出の主なものからご説明いたします。

まず総務費関係でございますが、情報化推進費でケーブルテレビ施設整備事業に係る伝送路布設工事費、電柱等改修費負担金等2,932万2千円及び電算共同利用に係る福井坂井地区広域市町村事務組合負担金1,154万3千円を減額いたしております。

また、公共交通対策費では、コミュニティバス運行事業に係る委託料770万円を減額したほか、京福バス路線に係る広域生活路線維持対策等事業補助金1,185万2千円を計上いたしております。

衛生費関係では、環境衛生費で新葬斎場「代官山斎苑」建設に係る三国あわら斎苑組合負担金2,846万4千円及び水道料金の高料金対策としての水道事業会計補助金1,000万円を減額いたしております。

このほか、塵芥処理費で市指定ごみ袋に係る入札差金1,119万2千円を、清掃センター、塵芥処理施設等に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金1,018万2千円をそれぞれ減額いたしております。

農林水産業費関係では、農業振興費で補助金額の確定に伴い、米生産調整奨励事業補助金504万2千円及びファーマーズマーケット建設に係る経営構造対策事業補助金818万3千円を減額いたしております。

商工費関係では、観光費で芦原温泉誘導看板、歓迎アーチ等設置工事に係る入札差金741万円を減額いたしております。

土木費関係では、公共下水道費で下水道料金の高料金対策としての公共下水道特別会計繰入金2,700万円を減額いたしております。

公債費関係では、地方債償還に係る元金及び利子で3,339万円を減額いたしております。

さらに、諸支出金関係では、南部土地区画整理基金費で保留地売却等に係る積立金1,755万5千円を追加計上いたしております。

また、歳入につきましては、財政調整基金の取り崩しの減額等に伴い、繰入金で2億3,792万円を減額したほか、県支出金で地域ケーブルテレビ施設事業補助金、延長保育促進事業補助金等の減額による5,507万7千円を、市債で衛生債、商工債等の減額による4,630万円をそれぞれ減額いたしております。

一方、土地売却、南部土地区画整理保留地処分等に係る財産収入で3,110万8千円、保育所保育料、幼稚園保育料に係る分担金及び負担金で2,238万9千円のほか国庫支出金で1,979万1千円、地方交付税で1,068万4千円ゴルフ場利用税交付金で1,000万円等をそれぞれ追加計上いたしております。

次に、繰越明許費でございますが、土木費の金津・三国線に係る地方道路交付金事業1億590万円及び市道滝・高塚線に係る地方道路交付金事業1,920万円、民生費の本荘幼稚園改修工事1,240万3千円をはじめ7事業でそれぞれ所要額を翌年度に繰り越して使用できる経費として定めております。

最後に地方債の補正でございますが、内容といたしましては、葬祭場改築事業負担金4億6,890万円を4億4,340万円に、ケーブルテレビ施設整備事業1億4,850万円を1億4,420万円に、観光会館改修事業9,680万円を7,700万円にそれぞれ変更したほか、関係事業で所要の変更措置を行っております。

議案第4号の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、8,334万5千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,046万7千円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費の一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費等で1億3,165万円を追加し、老人保健拠出金で医療費及び事務費に係る拠出金3,894万4千円を減額したものであります。

歳入につきましては、退職者医療に係る療養給付費等交付金8,836万4千円、高額療養費に係る共同事業交付金1,248万5千円等を追加計上する一方、国庫支出金で療養給付費等負担金856万7千円、県支出金で県財政調整交付金1,399万1千円を減額いたしております。

議案第5号の老人保健特別会計補正予算(第2号)につきましては、2,600万円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億1,492万9千円とするものであります。

歳出といたしましては、医療諸費で医療給付費を3,600万円追加し、医療費支給費を1,000万円減額するものであります。

これに伴う歳入につきましては、返納金等の諸収入1,301万9千円、医療費に

係る支払基金交付金 8 4 7 万 4 千円、国庫支出金 3 0 0 万 8 千円等を充てております。

議案第 6 号の金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、1, 8 4 4 万 4 千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 5, 1 8 6 万 1 千円とするものであります。

歳出といたしましては、養護老人施設費で 1, 1 8 2 万 3 千円を、指定介護老人福祉施設費で 5 1 6 万 1 千円をそれぞれ減額し、基金に 3, 5 4 2 万 8 千円を積み立てるものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金 2, 3 9 9 万 9 千円、利用料収入 4 6 1 万 4 千円等を追加計上する一方、基金繰入金 8 2 7 万 4 千円、措置費収入 3 6 8 万 7 千円等を減額いたしております。

議案第 7 号の公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、1, 5 7 0 万 4 千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 1 億 6, 8 1 8 万 3 千円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、事業費の下水道建設費で九頭竜川流域下水道事業建設負担金 1, 0 4 3 万 1 千円、公債費で前年度許可債等に係る償還利子 2 9 0 万円を減額したものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金 1, 9 2 6 万 3 千円及び諸収入で消費税還付金 6 1 3 万 3 千円を追加計上する一方、一般会計繰入金 2, 7 0 0 万円、下水道事業債 1, 0 5 0 万円及び下水道使用料 3 6 0 万円を減額いたしております。

なお、下水道事業費の九頭竜川流域下水道事業建設負担金 6 6 1 万 3 千円につきましては、繰越明許費として計上いたしております。

地方債補正につきましては、流域下水道事業 4, 5 4 0 万円を 3, 4 9 0 万円に変更いたしております。

議案第 8 号の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、3 1 2 万 5 千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7, 4 3 9 万 3 千円とするものであります。

内容につきましては、事業費の農業集落排水維持管理費でばっ気攪拌装置改修工事費 3 1 2 万 5 千円を減額したもので、歳入において農業集落排水事業基金繰入金で同額を減額いたしております。

議案第 9 号のモーターボート競走特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、1 億 8, 9 3 3 万 6 千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 7 億 2, 0 1 6 万 2 千円とするものであります。

内容につきましては、競艇事業収入の減少に伴い、競艇事業費の開催経費等を減額するもので、開催経費の払戻金、競艇事業事務委託料、競走施設借上料等 1 億 8, 6 7 8 万 3 千円及び諸支出金の公営企業金融公庫納付金 2 5 9 万 2 千円を減額いたしております。

歳入では競艇事業収入を 2 億 1, 7 4 0 万 3 千円減額する一方、競艇基金繰入金 2, 7 5 0 万円、前年度繰越金 5 2 万 1 千円等を追加計上いたしております。

議案第10号の水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入で、加入金負担金200万円及び消費税還付金528万円を追加計上する一方、一般会計からの消火栓維持管理負担金8万7千円及び高料金対策補助金1,000万円を減額し、補正後の水道事業収益予定額を9億2,996万円とするものであります。

また、資本的収入では、消火栓移設等に係る工事負担金103万3千円を追加計上するとともに、下水道工事に係る移転補償費131万8千円を減額し、補正後の資本的収入予定額を1億3,050万6千円とするものであります。

以上が補正予算の概要でございます。これら8議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） よって、ただいま議題となっております議案第3号から議案第10号までの8議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

#### 議案第11号から議案第20号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第13、議案第11号、平成18年度あわら市一般会計予算、日程第14、議案第12号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計予算、日程第15、議案第13号、平成18年度あわら市老人保健特別会計予算、日程第16、議案第14号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算、日程第17、議案第15号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計予算、日程第18、議案第16号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算、日程第19、議案第17号、平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計予算、日程第20、議案第18号、平成18年度あわら市水道事業会計予算、日程第21、議案第19号、平成18年度あわら市工業用水道事業会計予算、日程第22、議案第20号、平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算、以上議案10件を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第20号までの10議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました、議案第11号「平成18年度あわらし一般会計予算」から議案第20号「平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算」までの平成18年度10会計予算につきまして、予算編成の基本方針を申し上げます。

政府は、昨年12月に「平成18年度予算編成の基本方針」を閣議決定しております。

この中において、「これまでの構造改革に一応の目途を付けると同時に、改革を加速するため、従来の歳出改革路線を堅持、強化する」としております。

特に、「三位一体の改革」では、国庫補助負担金の廃止・縮減を進め、平成18年度における改革額を8,108億円としているのに対し、所得譲与税などにより地方へ移譲する額は、6,544億円にとどまっております。

さらに、地方交付税については、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の確保を図るとしておりますが、基準財政収入額において税収の伸びを2.2%と見込んでいるほか、基準財政需要額では、投資的経費の伸び率を12.5%の減と抑え込むことにより、平成18年度の交付税総額を、前年度に比べて5.9%の減としており、市町村にとりましては、依然として厳しいものとなっております。

このような状況の中、本市では、国の行政改革や県の施策の動向を注視するとともに、財源の計画的かつ重点的配分と行財政の効率化をめざし、施策の緊急性、必要性及びその効果を勘案した予算編成に努めて参りました。

また、合併2年度目の昨年から、ハード事業を含めた各種施策に本格的に取り組んで参りましたが、平成18年度におきましても、引き続き新市建設計画に掲げる各種事業を積極的に展開することとしております。

以上が予算編成の基本方針でございます。各会計予算の内容につきましては、副市長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

副市長（坪田雅一君） 議長、副市長。

議長（山川 豊君） 副市長、坪田雅一君。

副市長（坪田雅一君） 命によりまして、議案第11号の平成18年度あわらし一般会計予算及び議案第12号から第20号までの各特別会計予算について、概要説明を申し上げます。

まず、議案第11号、平成18年度あわらし一般会計予算についてでございます。

本案は、歳入歳出それぞれ116億6,000万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して7億円、5.7%の減となりますが、これは、前年度において、三国あわらし斎苑組合の葬斎場建設に係る負担金があったことや退職職員の補充を行わず人件費を削減したことなどによるものであります。

それでは、主な歳入について申し上げます。

第1款、市税は、総額39億3,772万4千円で、定率減税の縮小などにより個

人市民税の伸びが見込めるものの、固定資産税の評価替えの影響が大きく、前年度と比較して7,732万5千円、1.9%の減となっております。

第2款、地方譲与税は、総額4億1,200万円で、前年度と比較して1億2,800万円、45.1%の増となっております。

内容としては、三位一体の改革に伴う税源移譲分として交付される所得譲与税において、1億4,000万円の増を見込んでいるものであります。

第3款、利子割交付金から第8款、自動車取得税交付金までは、前年度における調定の状況や県の見込額等を勘案して計上しているもので、合計して前年度比1.4%の増となる5億2,400万円を計上しております。

第10款、地方交付税は、29億4,800万円で、前年度と比較して2,200万円、0.7%の減となっております。

平成17年度の普通交付税の決定額は27億2,244万円でありましたが、国勢調査人口が1,098人減少したため、10%程度の減を見込み前年同額、24億5,000万円の計上しております。

また、特別交付税は、合併に伴う財政支援分が減少するなどの要因があるため、4億9,800万円、4.2%の減としているものであります。

第12款、分担金及び負担金は、保育所・幼稚園の保育料や学校給食費負担金など、前年度比4.5%の減となる3億462万円を計上しております。

第13款、使用料及び手数料は、市営住宅使用料、一般廃棄物処理手数料など、前年度比3.8%の減となる1億8,088万2千円を計上しております。

第14款、国庫支出金は、前年度比17.5%の減となる6億9,838万1千円を計上しております。

増減の主な内容としては、三位一体の改革による税源移譲に伴い、児童手当国庫負担金等が減となるほか、本市に対する合併市町村補助金の交付が前年度をもって終了することによるものであります。

第15款、県支出金は、前年度比2.3%の減となる5億91万7千円を計上しております。

増減の主な内容としては、三位一体の改革に伴う制度改正等により、民生費県負担金が増となる一方、観光会館改修事業に係る観光開発事業補助金や国勢調査事務交付金などが減となるものであります。

なお、市町村合併特別交付金については、4,710万円を計上しております。

第18款、歳入額は、前年度比1.9%の減となる6億9,318万4千円を計上しております。

内容としては、財政調整基金繰入金5億8,000万円、減債基金1億953万7千円が主なものであります。

第20款、諸収入は、前年度比16.6%の増となる3億6,625万6千円を計上しております。

内容としては、各種貸付制度に係る預託金等の貸付金元利収入1億7,630万8

千円、地域支援介護予防事業受託費などの受託事業収入4,038万3千円、雑入1億4,945万9千円が主なものであります。

第21款、市債は、前年度比38.5%減となる9億4,580万円を計上しております。

内容としては、臨時財政対策債4億2,800万円のほか、衛生債2億4,000万円、土木債2億2,160万円などが主なものとなっております。

なお、このうち合併特例債としては、1億9,960万円を予定しております。

次に、歳出であります。まず、性質別の状況を申し上げます。

人件費等の義務的経費は、総額で53億4,464万8千円、構成比は45.8%で、前年度と比較して0.7%の減であります。

また、物件費等のその他の経費は、総額で63億1,535万2千円、構成比は54.2%で、前年度と比較して9.5%の減であります。

増減の主な内容としては、人件費で、退職職員の不補充等による2億1,899万8千円、8.0%の減、扶助費で、児童手当の支給対象年齢の引き上げがあったことや金津東保育所及び本荘幼稚園の公設民営化に伴う措置委託料のなどによる1億6,211万9千円、12.2%の増、補助費等で、前年度に葬斎場建設に係る一部組合負担金などがあったため、5億5,785万7千円、22.2%の減、普通建設事業費で前年度に観光会館改修事業などがあったため、6,374万8千円、5.2%の減となっているものであります。

次に、款別の概要を申し上げます。

第1款、議会費は、1億4,201万9千円で、前年度と比較して1,433万9千円、9.2%の減となっております。

これは、前年度において、6月までの在任特例期間における議員数が34人となっていたことなどによるものであります。

第2款、総務費は、11億2,789万9千円で、前年度と比較して9,686万4千円、7.9%の減となっております。

主な内容としては、第1項、総務管理費で、総合振興計画策定費269万1千円、行政評価システム構築委託料400万円、ケーブルテレビ等早期加入補助金450万円、第7項、諸費で、えちぜん鉄道株式会社経営支援補助金2,765万2千円、コミュニティバス運行事業委託料5,250万円などをそれぞれ計上しております。

第3款、民生費は、31億1,868万6千円で、前年度と比較して1億2,573万2千円、4.2%の増となっております。

主な内容としては、第1項、社会福祉費で、国民健康保険特別会計繰出金1億2,555万9千円、民間施設バリアフリー整備事業補助金1,522万5千円、重度心身障害者医療費助成費1億2,300万円、身体・知的障害者支援費事業2億9,350万円、地域支援事業6,959万1千円、坂井郡介護保険広域連合負担金3億3,097万円、老人保健特別会計繰出金2億6,516万4千円、老人保護施設措置費8,192万1千円、第2項、児童福祉費で、乳幼児医療費助成費4,300万円、児童

扶養手当支給費7,652万円、児童手当支給費1億7,599万円、母子家庭等支援費事業1,167万9千円、本年4月から新たに公設民営化を図る金津東保育所及び本荘幼稚園を含む私立保育所・幼稚園措置委託料4億8,400万円、延長保育促進事業等を内容とする次世代育成支援対策費補助金3,283万8千円、地域子育て支援センター運営費1,963万5千円、第3項、生活保護費で、生活保護給付費1億1,100万円などをそれぞれ計上しております。

第4款、衛生費は、10億4,533万1千円で、前年度と比較して5億7,768万4千円、35.6%の減となっております。

主な内容としては、第1項、保健衛生費で、予防接種事業1,026万円、健康診査事業2,709万円、環境基本計画策定費526万円、三国あわら斎苑組合負担金2,281万8千円、坂井地区環境衛生組合負担金5,546万3千円、高料金対策等に係る水道事業会計補助金2億4,147万1千円、第2項、衛生費で、一般廃棄物収集委託料5,764万5千円、資源ゴミ収集委託料2,585万1千円、清掃センター費などに係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金4億7,195万6千円、資源回収奨励事業補助金1,100万円などを計上しております。

第5款、労働費は、8,831万7千円で、前年度並みの計上となっております。

第6款、農林水産業費は、7億9,383万5千円で、前年度と比較して1億366万6千円、15.0%の増となっております。

主な内容としては、第1項、農業費で、米生産調整奨励事業補助金2,789万円、遊休農地活用土地条件整備事業補助金630万円、明日の地域農業を支える担い手条件整備事業補助金3,159万円、国営総合農地開発事業償還金補助金2億4,198万1千円、土地改良事業償還金補助金1億1,742万4千円、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金942万4千円、農業集落排水事業特別会計繰出金5,549万6千円、農村振興総合整備統合補助事業4,000万4千円、第2項、林業費で、松食い虫被害総合対策委託料568万1千円、県営広域基幹林道劔ヶ岳線整備事業負担金1,850万円などを計上しております。

第7款、商工費は、3億1,089万2千円で、前年度と比較して1億9,104万円、38.1%の減となっております。

主な内容としては、商工会活動事業補助金2,353万8千円、中小企業振興資金預託金7,200万円、商工フェスティバル事業補助金500万円、地域再生マネージャー事業委託料1,486万8千円、観光事業補助金1,000万円、夏まつり開催補助金500万円、セントピアあわら管理委託料2,418万5千円などを計上しております。

第8款、土木費は、19億3,922万2千円、前年度と比較して8,257万9千円、4.4%の増となっております。

主な内容としては、第2項、道路橋りょう費で、一般市道に係る舗装補修工事費3,300万円、改良工事費6,000万円のほか、市道滝・高塚線の改良及び金津・三国線整備に係る地方道路交付金事業3億7,000万8千円、市道金津・芦原線及び

上新橋線の歩道改良に係る特定交通安全施設等整備事業6,000万4千円、県営道路改良事業負担金2,320万円、消雪施設水源試掘調査委託料500万円、除雪作業委託料500万円、除雪トラック購入費1,180万円、道路除排雪補助金100万円、第3項、河川費で、宮谷川河川改修事業7,010万円、第4項、都市計画費で、都市計画マスタープラン策定業務委託料272万3千円、都市計画決定資料作成業務委託料1,237万7千円、継続費の湯のまち駅前多目的用地取得費4,034万4千円、金津東部土地区画整理組合補助金5,000万円、公共下水道特別会計繰出金9億2,894万9千円などを計上しております。

第9款、消防費は、5億2,214万8千円で、前年度と比較して4,731万6千円、8.3%の減となっております。

主な内容としては、嶺北消防組合負担金5億196万1千円、消火栓新設維持管理負担金1,100万円、防災情報等配信システム構築及び管理委託料346万5千円などを計上しております。

第10款、教育費は、12億472万2千円で、前年度と比較して1億564万6千円、8.1%の減となっております。

主な内容としては、第1項、教育総務費で、カウンセリング事業425万6千円、国際交流派遣事業696万円、第2項、小学校費で、複式学級解消等に係る臨時講師賃金1,372万5千円、金津東小学校下水道接続工事1,320万円、教育用パソコンリース料915万8千円、金津東小学校等スクールバス運行委託料2,577万3千円、第3項、中学校費で、教科書改訂に伴う教師用指導書等購入費450万円、スクールバス運行委託料1,469万7千円、生徒通学費補助金830万円、第4項、幼稚園費で、放課後児童健全育成事業634万6千円、第5項、社会教育費で、金津創作の森管理委託料2,665万6千円、文化振興事業委託料200万円、創作の森アートコア鉄骨塗装工事800万円、金津創作の森財団運営補助金3,333万4千円、あわら北潟湖畔観月の夕べ開催補助金600万円、吉崎御坊跡環境整備事業450万円、高間川樋門改修工事関連遺跡調査発掘事業1,639万3千円、第6項、保健体育費で、生涯スポーツ育成事業運営委託料308万円、体育協会活動事業補助金440万円、スポーツ少年団活動事業補助金338万円、トリムマラソン開催経費329万円などを計上しております。

第11款、災害復旧費は、130万円で、前年度と同額の計上としております。

第12款、公債費は、13億4,500万5千円で、前年度と比較して2,102万5千円、1.6%の増となっております。

内容は、市債の償還元金10億9,943万1千円、償還利子2億4,557万4千円で一時借入金利子500万円を含んでおります。

第13款、諸支出金は、1,062万4千円で、前年度と比較して9万5千円、0.9%の増で、前年度並みの計上としております。

第14款、予備費は、1,000万円で、前年度と同額を計上しております。

次に、特別会計でございます。

議案第12号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計予算について、申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ25億9,450万円と定めるもので、前年度と比較して5,450万円、2.1%の増となっております。

これは、老人保健拠出金が若干減となるものの、保険給付費が大幅増となっていることによるものであります。

主な内容であります。歳入においては、国民健康保険税8億4,510万円、国庫支出金6億7,039万8千円、療養給付費等交付金7億890万1千円、繰入金2億2,355万9千円などを計上しております。

なお、繰入金の内訳は、一般会計からの繰入が1億2,555万9千円で、基金の取り崩しによるものが9,800万円となっております。

また、歳出においては、保険給付費17億958万9千円、老人保健拠出金6億1,120万円介護納付金1億6,500万円などを計上しております。

議案第13号、平成18年度あわら市老人保健特別会計予算について、申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億4,120万円と定めるもので、前年度と比較して1億3,320万円、3.7%の減となっております。

主な内容であります。歳入においては、支払基金交付金18億5,148万4千円、国庫支出金10億5,956万1千円などを計上しています。

なお、一般会計からの繰入金は、2億6,516万4千円となっております。

また、歳出では、医療諸費において、医療給付費及び医療費支給費など34億4,110万円を計上しております。

議案第14号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算について、申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,190万円で、前年度と比較して6,960万円、16.1%の減となっております。

これは、前年度においてエレベーター新設などの施設改修費や特殊入浴装置の更新など介護用備品の購入費を計上していたため、大幅減となるものであります。

主な内容であります。歳入においては、措置費収入1億3,682万5千円、介護保険収入1億8,970万7千円、利用料収入3,451万4千円などを計上しております。

また、歳出では、養護老人施設費1億3,733万円、指定介護老人福祉施設費1億4,318万1千円、短期入所生活介護事業費、5,151万6千円などを計上しております。

なお、介護保険制度の改正に伴い、新たに訪問介護事業費を計上するとともに、在宅介護支援センター費を廃止しております。

議案第15号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計予算について、申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億1,000万円で、前年度と比較して1億2,000万円、5.7%の増となっております。

これは、国庫補助対象事業費を前年実績並みに増額計上していることによるものであります。

主な内容であります。歳入においては、使用料及び手数料4億9,644万円、国庫支出金2億9,500万円、一般会計繰入金9億2,894万9千円、市債4億2,130万円などを計上しております。

また、歳出では、事業費11億2,311万2千円、公債費10億4,252万6千円などを計上しております。

なお、本年度の建設事業費としては、国庫補助事業分で5億9,002万円、市単独事業分で1億1,000万5千円を計上しております。

議案第16号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算について、申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,910万円で、前年度と比較して840万円、10.8%の減となっております。

これは、前年度において、劔岳地区に係るばっ気攪拌装置の改修工事を計上していたことによるものであります。

主な内容であります。歳入においては、使用料及び手数料1,359万8千円、一般会計繰入金5,549万6千円などを計上しております。

また、歳出では、事業費1,744万1千円、公債費4,441万4千円などを計上しております。

議案第17号、平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計予算について、申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億9,970万円で、前年度と比較して2億1,000万円、7.2%の減となっております。

内容としましては、予算の基本となる勝舟投票券売上額について、一日平均売上額を1億1,000万円と見込み、所要の経費を計上しているものであります。

なお、売上金の減少に伴い、競艇基金の取り崩しによる繰入金1,800万円を計上しております。

平成18年度あわら市水道事業会計予算について、申し上げます。

まず、「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度当初予算と比較して、2.3%の減となる9億1,126万2千円を計上しております。

これに対し、「支出」におきましても、前年度当初予算と比較して、2.5%減の9億985万5千円を計上しております。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度当初予算と比較して、15.0%の減となる7,207万円を計上しております。

また、「支出」におきましても、7.2%の減となる2億7,032万3千円を計上しております。

主な内容としては、老朽管の布設替えなどの配水設備改良費7,669万円、企業債償還金1億4,626万3千円であります。

なお、「収益的収入及び支出」の営業外収益で、一般会計からの高料金対策補助金2億2,500万円を計上しております。

議案第19号、平成18年度あわら市工業用水道事業会計予算について、申し上げます。

まず、「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度当初予算と同額の1,073万2千円を計上しております。

これに対し、「支出」におきましても、ほぼ前年度並となる990万4千円を計上しております。

なお、企業債の償還が平成17年度をもって終了したため、本会計は、収益的収支の計上のみとなっております。

議案第20号、平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について、申し上げます。

まず、「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、ほぼ前年度並となる1億8,191万1千円を計上しております。

これに対し、「支出」におきましては、前年度当初予算に比較して、2.8%の増となる1億7,829万円を計上しております。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきましては、新たに公共下水道工事に伴う配水管移設補償費に係る他会計負担金を計上し、総額で95万8千円を計上しております。

また、「支出」におきましては、16.6%の減となる3,387万8千円を計上しております。

主な内容としては、公共下水道工事に伴う配水管布設替え工事などの配水設備改良費1,750万、及び事務費1,637万8千円であります。

以上、あわら市各会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る平成18年度当初予算の概要を申し上げます。

十分なるご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。  
議長（山川 豊君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

4番（山川 豊君） 議長。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川 豊君） 4番、山川。

ひとつが歳入ですが、ここ2、3年、税制改正によりまして、いろいろ所得控除の額の廃止とか、圧縮とかされておりました、所得が増えなくても負担が増えるという状況が生まれていると思いますが、あわら市内で所得が増えていなくても、負担が増えるという、そういう納税者の数。それとどれくらい金額が増えるかということのひとつ。

それからもうひとつは、今ご説明ありました、合計すれば出てくるんでしょうが、確認の意味で、人件費は4.8%引き下げられるというように聞いておりますが、前年に比較して人件費は総額で、金額でどれだけ、一般会計、特別会計全部合わせてですね、どれだけ減るかということをお願いしたいと思います。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） はい、総務部長、伊藤清明君。

総務部長（伊藤清明君） 山川議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、第一点目は、税制改正に伴う、本市のいわゆる収入増に伴わない、増税額はいくらかというお尋ねでございます。

本年度の税制改正に伴います物につきましては、大きく言って4点かと考えております。

まず第一点目は、定率減税の控除に伴うものがありまして、これは市民みなさんに係ります約1万4千に該当しますので、金額は5,800万円と試算いたしております。

2点目は、生計同一の妻の均等割り非課税措置の廃止に伴うものでございまして、これは約3,500人が対象になるかと考えております。これの影響額は約500万でございます。

その他、高齢者控除の廃止800人、又、高齢者非課税措置の廃止、約1,400人等が該当いたしまして、これら4点を合わせますと本町の増収額は、約8,700万円と見込んでいます。

次に職員の人件費等の関係でございますけれども、当初予算での比較におきましては、人勧での比較は困難でございますけれども、人数では26名減、職員数では344名になるわけでございますけれども、総額では約2億600万円の減額になるものと考えております。

お尋ねの内容は人勧関係で4.8%のダウン、これに伴う職員に対する減額はいくらかというお尋ねでございますけれども、残る344名の職員が人勧に対する比較といたしますとなかなか困難でございます、いわゆる4.8%ダウンといたしますのは後ほど提案される人勧でのダウンの幅でございます、基本的には現在支給されている額が保証される、不足で返ってございます。

そういう事で、いわゆる給料法そのものは4.8%ダウンとなりますけれども、額としては影響がないというように考えています。

また、去年の人勧では勤勉手当が0.5月分アップになっております。それらを合わせますと、人勧相当分の影響を加味すると、ほとんど影響がないかなというように思っております。

そういう事で、人勧に伴う影響額につきましては、なかなか資金的には難しい部分があるんですけれども、金額的には残る344名の職員では、約420万円が減額になっているかなという試算も出ている訳ですけれども、はっきりした数字はいわゆる当初予算比較での全職員での比較で、約2億600万円という試算でございます。

以上よろしく、お願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 他に質疑はございませんか。

16番（穴田満雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） 私、金津地区の防災無線の整備についてお聞きしたいと思えます。

昨年の3月議会、同じく3月7日でしたけれども、その日に私、金津地区の防災無線の整備についてお尋ねしております。

その中で、市長は2006年度中に検討したいと、もちろんそういう答弁の他に、周波数の統一や旧芦原地区との周波数の統一や、あるいはデジタル化も図りたいとこういう答弁を受けているんですけども、今回の当初予算を見ていますと、そういう事が全然出てきていないんですね、といいますのは、何か他に、市長が他に考えを持っておられるのかと。もし他の整備をするつもりなら、そういう考えを持っておられるのなら、ひとつ答弁方お願いしたいと思えます。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） はい、総務部長、伊藤清明君。

総務部長（伊藤清明君） 穴田議員のお尋ねの件は、昨年度の一般質問でございますけれども、ただ今ご質疑のとおり、18年度には着手に向けて調査を行ないたいとのご回答を行なったところでございます。

その後の調査をした結果、金津地区の全エリアを整備する概要としましては、地域局が3局、子局が54局、また、個別受信機を200機整備するとして、約7億7,000万円と試算をした所でございます。

昨年時の見込みとしましては、事業費が非常に増大したところでございます。また、ご案内のとおり、ご質疑にもありましてように、今回アナログ方式からデジタル方式化される時代でございますので、山間地ある金津エリアでは不利な点が多いとの指摘も受け、電送実験調査が必要との判断をしたところでございます。

さらには、庁舎統合の問題も生じまして、芦原庁舎にあります現在の防災無線施設を金津庁舎に移転する構想も浮上いたしましたので、総合的に判断いたしまして、大変勝手ながら事業を繰り延べさせていただいたところでございます。

尚、防災担当所管といたしましては、施設整備を遅らせることによる、いわゆる防災対策の代替措置といたしまして、本年度防災情報等配信システムを構築することといたしております。

災害発生時、携帯電話によりますサイトに紹介していただければ、すべての情報が得られるこういうシステムでございます。

防災無線設備の利点とは比較にはなりませんけれども、災害時の市民への伝達方法のひとつとして、考えておりますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

16番（穴田満雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 16番、穴田です。

もう一点だけお願いします。

先ほど市長は、開会にあたってのあいさつを述べられました。これは市政方針じゃないですから、そういう話が出てこないのは当然かと思えますけれども、過日、私福井県の市町村内の選挙人名簿が商業新聞に発表されました。

それを見ていましたところ、あわら市は40数名の減だと。こういう減るとか、減少するという数字を見ますと、なかなか寂しい物を感じます。

そんな中で、市長としては平成18年度、あわら市の人口の流失、あるいはそれ以上に流入に対する施策をどのように考えておられるのかと。もし、そういう考えをもっておられるなら、ひとつお願いしたいと思えます。

市長(松木幹夫君) 議長、市長。

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) そういう難しい質問でございますので、簡単にちょっと答えられませんけれども、18年度だけでなくですね、実際にはやはり人口の流入っていうんですか、そういった事はトータル的に考えて行かなければならないのかなと思っております。

ひとつは、住みやすいまちづくりということで、やはりそういう事を全体的に考えて行かなければならないかなと。例えば子育てがしやすいというので、若い人が子育てがしやすいというような大きなものがあるかなと思えますし、又、老人の皆さんが快適な老後生活を送れるというような事もあるかなと思えます。

そういった生活が、快適な生活が送れるという環境を作る事が大きな魅力的なまちづくりに繋がって行くという事があるかなと思えますし、もうひとつは産業の活性化というんですか、そういった事があるかなと思えます。

大きくは、なかなか難しいですけれども、工業が盛んにする、これは現在、旧金津町は工業の町として栄えてまいりましたので、工業を盛んにしていくということで、ずっと工業誘致とかそういう事を進めてまいりましたし、今後も市としましては、工業の誘致を進めていきたいと思っておりますし、もうひとつは商業の活性化、これは今あわら温泉が抱えておりますので、旧芦原町の方では、あわら温泉街にたくさんの方が来ていただけるという事になれば、それに関連した事業が大きく膨らんでいきますので、そういった事に携わる方が非常にたくさんになるという事になると、又、人口の増加になるという考え方がございます。

商業につきましても、旧芦原と旧金津のそれぞれ商店街がございまして、商店街の活性化等についても、大いに取り組んで行かなければならないと思えます。これらについても、取り組んでいかなければならないというお話はしても、なかなか実際には大手の量販店とか、そういった施設がたくさん郊外に出ておりまして、あわら市内ではなかなか、商業としては難しい部分があるかなと思っておりますけれども、今、地域再生マネージャーと供に温泉の活性化、市街地の活性化、そういった事を2年間の事業でやっていきたいと思っておりますのでございまして、まだまだ、色々申し

上げなければならない訳でございますけれども、質問でございますので、私が今気づいた事ですね、やはり産業の活性化と住み良いまちづくりが大きな柱になってこようかなと思っております。

答弁になったかどうかわかりませんが、こんな考え方をいたしております。

議長（山川 豊君） 他に質疑はありませんか。

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております、議案第11号から議案第20号までの10議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議長（山川 豊君） 暫時休憩します。

（午後2時32分）

---

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時43分）

---

議案第21号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第23、議案第21号、あわら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第21号「あわら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号につきましては、地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

人事行政の運営における公平性及び透明性を高めるため、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件等の人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況のについて公表する必要があるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただいま議題となっております議案第21号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

---

議案第 2 2 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第 2 4、議案第 2 2 号、あわら市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第 2 2 号「あわら市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第 2 2 号につきましては、地方自治法等の改正に伴い、長期継続契約を締結することができる契約について定めるものであります。

地方自治法及び同法施行令の改正に伴い、債務負担行為を必要としない長期継続契約を締結できる契約の対象範囲が拡大されたため、複数年にわたる物品の借入れや役務の提供を受ける契約のうち、長期継続契約を締結できる契約を定める必要があるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただいま議題となっております議案第 2 2 号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

---

議案第 2 3 号、議案第 2 4 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第 2 5、議案第 2 3 号、あわら市国民保護協議会条例の制定について、日程第 2 6、議案第 2 4 号、あわら市国民保護対策本部等条例の制定について、以上議案 2 件を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 3 号、議案第 2 4 号の 2 議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第 2 3 号「あわら市国民保護協議

会条例の制定について」及び議案第24号「あわら市国民保護対策本部等条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号及び議案第24号につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき設置される、国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部について、必要な事項を定めるものであります。

国民保護協議会は、同法の規定による必置機関であり、市町村長の諮問に応じ、当該市町村の区域内の国民の保護に関する重要事項の審議を行なうとともに、市町村長に意見を述べる機関であります。

一方、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部は、内閣総理大臣の指定により市町村長が設置する機関であり、市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行なう機関であります。

これらの機関の組織、運営等について、必要な事項を定める必要があるため、これらの案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただいま議題となっております議案第23号、議案第24号の2議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

---

#### 議案第25号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第27、議案第25号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第25号「あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号につきましては、平成17年の人事院勧告及び福井県人事委員会勧告に伴い、一般職の職員の給与等の改正を行なうものであります。

一般職の職員の給料表の級構成及び号給構成を改めるとともに、給料月額の見直しを行なうほか、昇給時期の統一、勤勉手当支給割合の改定その他改正に伴う所要の経過措置を規定する必要があるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただいま議題となっています議案第25号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

---

#### 議案第26号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第28、議案第26号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第26号「あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号につきましては、公営住宅法施行令の改正に伴い、この条例の一部を改正するものであります。

同政令の改正により、公募によらずに公営住宅へ入居できる事由が拡大されたため、入居者の公募の例外について所要の改正措置を規定する必要があるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただいま議題となっています議案第26号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 議案第27号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第29、議案第27号、あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第 27 号「あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第 27 号につきましては、市立保育所の管理を指定管理者に行なわせることに伴い、この条例の一部を改正するものであります。

本年 4 月から本荘幼稚園及び金津東保育所の管理に関する業務を地方自治法に基づく指定管理者に行なわせるに当たり、指定管理者による管理について所要の改正措置を規定する必要があるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただいま議題となっています議案第 27 号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付託します。

---

#### 議案第 28 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第 30、議案第 28 号、あわら市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第 28 号「あわら市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第 28 号につきましては、農業者トレーニングセンターを市の公の施設とすることに伴い、この条例の一部を改正するものであります。

財団法人坂井北部農業者健康会館の解散に伴い、同財団が管理する農業者トレーニングセンターを本年 4 月から市の公の施設として管理することに伴い、所要の改正措置を規定する必要があるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） よって、ただいま議題となっています議案第 28 号は、お手元

に配布してあります議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付託します。

---

議案第29号、議案第30号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託  
議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第31、議案第29号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定について、日程第32、議案第30号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定について、以上議案2件を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号、議案第30号の2議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第29号「あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第30号「あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号及び議案第30号につきましては、介護保険制度の改正に伴い、本年4月から金津雲雀ヶ丘寮内に訪問介護事業所を開設することにより、これらの条例の一部を改正するものであります。

訪問介護事業所の開設に伴い、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例に規定する同寮の業務内容について所要の規定を定めるとともに、あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例においてサービスに係る手数料等の規定を定める必要があるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただいま議題となっております議案第29号、議案第30号の2議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付託します。

---

議案第31号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第33、議案第31号、芦原温泉上水道財産区特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第31号「芦原温泉上水道財産区特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号につきましては、芦原温泉上水道財産区管理者の給料及び管理委員の報酬について、所要の改定を行なうものであります。

財産区管理者の給料等につきましては、昭和50年以来改定が行われておらず、所要の改定措置が必要と認められるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） よって、ただいま議題となっています議案第31号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

---

議案第32号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第34、議案第32号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第32号「公の施設の指定管理者の指定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号につきましては、社会福祉法人本荘すこやか福祉会を本荘幼稚園の指定管理者に、社会福祉法人刈安福祉会を金津東保育所の指定管理者にそれぞれ指定するものであります。

指定の期間につきましては、両施設とも平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間とするものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

す。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） よって、ただいま議題となっています議案第32号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付託します。

---

#### 議案第33号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第35、議案第33号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第33号「福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号につきましては、福井坂井地区広域市町村圏事務組合を構成する市町村の合併に伴い、組合規約の変更を行なうものであります。

本年2月1日に美山町、越廼村及び清水町が福井市に編入したこと、2月13日に松岡町、永平寺町及び上志比村が合併し、永平寺町が設置されたこと、並びに3月20日に三国町、丸岡町、春江町及び坂井町が合併し、坂井市が設置されることに伴い、組合規約の変更について協議する必要があるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） よって、ただいま議題となっています議案第33号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

---

#### 坂井地区介護保険広域連合議会議員の選挙

議長（山川 豊君） 日程第36、坂井地区介護保険広域連合議会議員の選挙を行ないます

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名については、議長において指名いたしたいと思います。

議長(山川 豊君) よって、坂井地区介護保険広域連合議会議員に、大下重一君、牧田孝男君、宮崎 修君、橋本達也君、以上4名を指名いたします。

議長(山川 豊君) お諮りします。

ただいま指名しました諸君を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、大下重一君、牧田孝男君、宮崎 修君、橋本達也君が坂井地区介護保険広域連合議会議員に当選されました。

議長(山川 豊君) ただいま、坂井地区介護保険広域連合議会議員に当選されました大下重一君、牧田孝男君、宮崎 修君、橋本達也君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知します。

#### 坂井地区水道用水事務組合議会議員の選任

議長(山川 豊君) 日程第37、坂井地区水道用水事務組合議会議員の選任を行います

お諮りします。

選任の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) ご異議なしと認めます。

したがって、選任の方法は指名によることに決定しました。

議長(山川 豊君) よって、坂井地区水道用水事務組合議会議員に、坪田正武君、卯目ひろみ君、穴田満雄君の3名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました坪田正武君、卯目ひろみ君、穴田満雄君を坂井地区水道用水事務組合議会議員に選任することに決定しました。

議長(山川 豊君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日、3月8日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後3時09分)

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成18年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成18年度 第14回あわら市議会 定例会

平成18年3月8日(水)  
午前9時30分 開 議

1. 開議の宣告

1. 諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

---

出席議員（22名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
21番	橋本達也	22番	杉田剛

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	松木幹夫	副市長	坪田雅一
教育長	児島博光	総務部長	伊藤清明
市民生活部長	山田重喜	福祉保健部長	清水芳文
経済産業部長	小林幸夫	土木部長	神尾秋雄
教育次長	吉村幸夫	芦原温泉上水道財産区管理者	竹田富九一
市長室理事	長谷川賢治		

---

事務局職員出席者

事務局長	笹原徳明	事務局長補佐	中林敬雄
書記	渡邊清宏		

---

#### 開議の宣告

議長(山川 豊君) これより、本日の会議を開きます。

議長(山川 豊君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 諸般の報告

議長(山川 豊君) 事務局長より、諸般の報告をいたします。

○局長(笹原徳明君) 諸般の報告をいたします。

22番、杉田 剛議員より、本日の会議の欠席届が出ております。

以上でございます。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長(山川 豊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、牧田孝男君、14番、卯目ひろみ君の両名を指名します。

---

#### 一般質問

議長(山川 豊君) 日程第31、これより一般質問を行ないます。

---

#### 牧田孝男君

議長(山川 豊君) 日程第2、これより一般質問を行ないます。

一般質問は、通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

13番(牧田孝男君) 議長、13番、牧田。

議長(山川 豊君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 通告順に従い、13番、牧田、一般質問をさせていただきます。

本日は一般質問をなさる議員が14名という、たくさんの人数なので、なるべく手短かに、簡潔に質問をさせていただきたいと思っております。ただし、答弁によっては再質問が長くなるかもわかりませんので、よろしくお願いを申し上げます。

中学校建設の問題についてお聞きしたいと思っております。

昨年12月の定例議会で、松木市長はいわゆる中学校問題の統合への姿勢を表明いたしました。以前から教育委員会の報告を参考にして、姿勢を決めたいというように言っていたものであります。

その教育委員会が、統合賛成の報告を、これも議会でしたことであり、統合にしる、

あるいは二中維持にしろ、市長が姿勢を表明すること自体は、もちろん悪い事ではありません。しかし、そうは思うものの、それまでの経過においていくつかの腑に落ちない部分があるので、ここで質問をさせていただきたいというように思います。

教育委員会は、いわゆる中学校建設検討委員会という、学校校長及びPTA会長を構成メンバーとするところの組織を作り、そこに統合、あるいは二中の是非を論じるいわゆる審議を委託したわけであります。そして、何回かの審議をへての教育委員会の報告は中学校建設検討委員会での流では、初めは二中化であったと、しかしながら統合やもなしという意見に傾いてきた、加えて財政の問題があります。

あるいは統合二中化それぞれにメリット、デメリットはある、しかし加えて財政問題があるというような12月議会での報告であった事を私は記憶しております。

まず、これが私はとてもおかしい事ではないかと思うのであります。教育委員会という所は、市長配下ではありません。教育のプロの集団であります。聖域といってもいい場所であります。

純粋に教育上の観点から、統合あるいは二中の方向を提示すべきであり、財政うんぬんというのは、教育委員会からの答申を受けた市長が初めて、口に出せばいい事ではなかったと、そういうように思っております。

加えて今までの、何回かの教育厚生常任委員会の中で、中学校建設検討委員会の中身の進捗状況についての報告を受けました。その際、構成メンバーに学校のトップやあるいはPTA会長だけではなくて、もっともっと広いメンバーを募って委員会を機能させてほしいというような教育厚生常任委員の方からの要請がありましたが、結果的にそれも実らなかったというように思っております。

それから、なおかつ新聞に書かれた事でもありますが、委員長の議事録はあるかという問いに対する答えは、「ない」でありました。あわら市が今から、これから選択する大きな課題を検討する委員会の中で、私は議事録と言うのは当然必要であるというように思っておりました。なぜならば、その議事録があつてこそ、中身のいろんな要点、詳細、そういうものがわかってくるわけであります。

議事録がない単なる座談会めいたものに審議を命じたとするならば、これはやっぱり無責任といわれてもしかたがないのではないかというように思います。

そのような経過の中に、不思議なものを感じるわけでして、この点に関する市長の見解を聞きたいと思えます。

それから、とにかく合併の問題というのが非常にこう、熱を帯びてきているわけですが、ここでも合併時の状況というのをもう一度思い出してみたいと思えます。

統合の問題というのは、実は芦原中学校建設問題に単を発しているというのは、我々の周知の事実であります。芦原中学校はメンテナンスをかけていなかったという、そういう事情もありますが、芦原中学校の老朽化というのはひどい物でありました。

そして、旧芦原町時代にすでに設計図は作成され、総工費の見積もりも完了していたし、二町が仮に合併しなかったとしても、つまり、合併するしないにかかわらず、芦原中学校は建設するという路線が出来ていたわけであります。

合併後、教育厚生常任委員会の席で、寝耳に水だった私は、度々芦原中学校の老朽化の実態を聞いたわけであります。その度の教育委員会の方の回答というのは、芦原中学校の体力度調査をした結果、その点数は5千点である。この5千点という点数の意味するものは、耐震補強を含めた大改修をするよりも、新築をする、改築をする方がローコストになる、安上がりになるというようなものでありました。しかし、ひるがえって金津中学校の場合には、それまでに億単位の費用をかけた大改修をしていたせいもあり、老朽化しているようには全然見えません。

私はPTAにタッチしていた事もありまして、金津中学校には何度も訪れていますが、老朽化しているという感じは全く持っていないのでありますし、恐らく多くの旧金津町の町民がそう思っているのではないかと、そう思っているはずだというように思います。

そうであるならば、芦原中学校を改築すれば、それでいいんじゃないかと、そういうのが少なくとも私のその時の素朴な思いでありました。

しかしながら、松木市長の口から、次第に統合という言葉が出るようになってきたのであります。これは好意的に考えれば、芦原中学校と金津中学校の間に、見た目の格差が生じるのを考慮して結果である、そういうように言えるかも知りません。あるいは、統合しても、すでに出発しているんですけれども、福井型連係教育の延長線としての併設型中学の実現による、取りあえずの二中の維持という戦略もあった事だと思えます。しかしながら、今は状況がすごく変わってきているというように、私は思うのであります。

この連係教育自体も矛盾をすごくはらんでいると私は個人的に思ってるわけですが、その延長線上にあると思われていた、併設型中学の実現というのはもう無理であろうというような、そういう風評を私は聞いております。

それから、これはとっても大切な事だと思えるんですけれども、見た目の格差というのは、およそ本質的な教育論とは関係ないものではないかというように、私は思っております。

実は松木市長が新聞に統合の姿勢を発表してから、私は小さいホームページを開いているわけですが、そこにいろんな意見が入ってきました。あるいは知り合いの人に聞いても、あるいは直接教育現場の教師に聞いても、そういう建物の見た目の問題ではなくって、子供たちの心の内面に影響する要素というものは、もっともっと別な所にある、もっともっと大切なものがあるというような、そういう意見というのが大半を占めていたというように、私は思っております。

そのような意見、そのような声というのは恐らく、市長の方にもいろいろ入っているのではないかと、私は思っております。

そこで、こういう状況の中で、統合への姿勢を強く打ち出したという市長の思いを含めて、姿勢を聞きたいと思えます。

それが一番目であります。

それから2番目ですけれども、この統合に向けての地区別説明会というのが、すで

に動き始めております。すでに始まっている地区別説明会というのは、あわら市内で、計10カ所で予定されていると聞いております。

ところが、この説明会というのは時間限定のものであり、十分な説明が出来るのか、あるいは地区の住民の意見を十分に聞く事ができるのか、やもすると通過儀礼になってしまうのではないかというような事を、私は懸念しております。なぜならば、今この統合、あるいは二中化の論議というものを、教育厚生常任委員会でしていますが、その中での意見も千差万別です。賛否伯仲しております。そういう中で、初めて資料を目にし、初めてスクリーンを見た住民が、十分に納得できるのかどうかという事が私には大変に懸念されるわけでありまして。

実は、おとついの6日、坪江公民館で開かれた地区別の説明会に私は傍聴という事で参加いたしました。

その時の印象については、また後でしゃべりたいと思いますが、7時半から9時までという時間限定の中で、説明に要した時間が1時間、質疑の時間が30分から35分ぐらいではなかったかなというように記憶をしております。そして、そしてですね、そこで出てきた意見の大半が統合反対のトーンを持っていたように思います。

もしかしたら、こういう状態が今からあと9ヶ所残っておりますが、それぞれの会場でこういう状態が続くかもわかりません。ということも含めて市長は、この点に関してどういうように考えているか、あるいはこの地区別説明会の結果というのを、どうのように総括するつもりでいるのかという事についてお聞きしたいと思います。

そして、最後の3番ですけれども、統合への姿勢表明、これが教育の観点という事もあるでしょう、財政上の問題という事もあるでしょう、あるいは両者が入り混じっているというのが実相であるかもわかりませんが、松木市長の最近の言動を聞いていると、教育的観点からは統合したほうが、いろんな人と交じり合え、あるいは競争力がついていいという意見をもっているように私は思います。

しかしながら、だとしたら市長は今の教育が、教育の現場がはらんでいる問題点、あるいは危機的なものに対するアンテナが鈍いというように、私には思わざるを得ないのであります。

競争力というのは、例えばの話し、二中を維持してもそうした場合、例えば金津中学校と芦原中学校で生徒数の差というのは出てくるかもわかりませんが、合併してるんですから、校区あるいは変更する事によって、それぞれの生徒数をイーブンにする、そして例えば、例えばの話し、東京の早慶戦のような、そういうようなライバル意識を作る事によって競争力という事を維持する事も出来ると思いますが、そういう事よりも、今、教育をじわじわと荒廃させつつあるものというのは、とてもそんな物ではないという事を私は実感しているからであります。

そこで、財政的見地からいうと、市長の統合への姿勢の中に、二中改革よりも統一中の方が財政面で助かるという思いがあるのは明らかですが、二中派、二中維持派の私は本当にそれでいいのだろうかというように思ってしまうわけでありまして。

確かにそれは、二中改築よりも統合の方が全体的に安くつきますが、ただ単にそれ

だけの選択肢しかないのかと、この二つの中学校を人体、人の体に例えるならば、芦原中学校は骨格も筋肉も皮膚も疲労しているというように思えます。しかし、金津中学校の場合は、骨格は疲労しているけれども、筋肉やあるいは皮膚というのはまあまあだといえるのではないかとこのように、私は思っております。

先ほどから申し上げていますように、芦原中学校を改築し、金津中学校を耐震補強並びに化粧とういうそういう路線を打ち出すならば、財政面での負担というのに遜色はないだろうと私は思っておりますし、何よりもその事で二中が維持できる所に最大のメリットがあるのではないかとこのように思います。

そして、私はその事を強く意識し続けながら、前回の教育厚生常任委員会で金津中の耐震性についての質問をした時、市長は耐震診断をするという事を言明しました。しかしながら、実際には耐震診断前に、あるいは耐震診断の報告を受ける前に統合の姿勢を打ち出してしまったという事であり、これでは統合先にありきと思われるも仕方ないのではないかとこのように私は思います。

以上の事に関しましての答弁をお願いいたします。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） おはようございます。

今日はたくさんの傍聴の皆さんがおいでいただいておりますので、しっかりがんばってやらさせていただきます。

牧田議員の質問でございますけれども、通告書と大分内容が違いますので、かみ合っておりませんけれども、通告は適切にやっていただきたいと思っております。

牧田議員のご質問にお答えいたします。

まず、中学校統合への私の姿勢表明に関するご質問でございますが、中学校の統合に関しましては、一昨年、12月定例会一般質問において、適正な生徒数の確保の必要性和三位一体改革に伴う義務教育費の補助金改革による影響等を考慮した上で、両中学校の統合も視野に入れながら判断をすべきであると答えを申し上げております。

また、その検討に当たりましては、議員各位、PTAや市民の皆様のご意見も十分にお聞きし、教育委員会の意向を尊重しながらと申し上げております。

以来1年以上が経過いたしておりますが、その間、教育委員会においては、統合した場合に考えられる諸問題についての検討をお願いするとともに、PTAや関係各位の意見も十分聴取するようお願いをいたしたところであります。

私自身も区長会や地域の懇談会、PTAの集まりなど、あらゆる機会や集会の席上で、中学校建設に対する私の考えを述べさせていただいており、様々なご意見もお聴きいたしております。

また、議会に対しましても、教育厚生常任委員会で生徒数の推移や両中学校の現状と今後の課題、最も効果的な建設方法についての具体的な検討資料をお示しし、説明をさせていただいております。

そして、昨年12月には教育委員会から、あわら市の中学校の建設についての報告

書を受理いたしているところでございます。この報告書に対しましては、委員の皆様それぞれが市の将来や子供達の教育環境を最大限配慮して、ご報告いただいたものと考えております。

また、教育委員会でも並行して協議会を開催していただき、真摯な意見交換の結果として「この報告書を尊重したい」との意見を添えていただいております。

これらの経緯を踏まえまして、最終的に現在のあわら市にとって統合中学校がよりよい選択であると判断をいたしたものであります。

住民説明会につきましては、過日の全員協議会でも説明させていただきましたとおり、生徒数の減少や財政問題など、合併後の市の状況を市民の皆様にも十分説明し、ご理解をいただくものであります。

一人でも多くの皆様に会場へ足を運んでいただき、膝を突き合わせたお話をさせていただきたいと考えております。

また、時間が短いというお話がございましたけれども、一昨日の坪江公民館での私の印象では、そんなに時間が短くは思っておりません。40分近く討議もお話しも聞けましたし、それからその中で、もし各グループでそういった意見交換、あるいは説明が充分でないというお話しでしたら、私が足を運んでですね、グループの皆さんとお話しをさせていただくというような事がございますので、住民説明会としては、私は適切なあり方だったと判断をいたしております。

また、姿勢表明に至る要素についてのご質問でございますが、私は、教育的観点、財政的観点からも統合のメリットはあると考えております。これまでも申し上げて参りましたが、市民の融和と一体感を形成するためには、両校に教育環境の格差が生ずることのないように配慮することが重要であります。

同じ学び舎で学んだ中学校時代の友好関係が将来にわたり続き、保護者同士の交流が促進されることを期待するものであります。

また、議員ご指摘の耐震補強等を考慮した改修による2校維持案につきましては、これまで委員会などでも具体例をお示しし、説明して参りましたが、校舎改修に対する補助金の上限や長期的にみた場合の財政負担、さらには現校舎の耐力の問題など、十分な費用対効果が見込めるものではないと考えております。

今回の住民説明会でも申し上げておりますが、未来を担う子供達に、時代に適応した快適な環境の中で教育を受けさせるためにも、貴重な財源を有効かつ効果的に使って参りたいと考えております。

また、議員が建物だけでなくですね、実際に生徒たちにとって大切なものは何かということは、これは私は教育者でございませぬので、きちっとした考え方がるかどうか別としましても、私は会場でも申し上げましたけれども、やはり指導者の資質ではないかなと思っております。

指導者の資質について、今日非常に低下しているって事が言われておりますので、教育の現場が荒れているのではないかと考えております。それは建物の良さ、あるいは規模の大きさとかいうものとは直接は関係ないのではないかと考えております。そ

のためには、教育長が一昨日も申し上げましたけれども、学校の先生の資質を高める為の体制を整える事が今後、あわら市にとっては極めて重要な課題ではないかと思っておりますし、そういった事を真剣にこれから取り組んでまいりたいと考えております。

13番(牧田孝男君) 議長、13番、牧田。

議長(山川 豊君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 一応、通告の文章に沿ってしゃべったつもりなんですけど、多少ずれがあったかもわかりません。

今、市長の方から私の質問に対する答弁をいくつかいただきました。

まず、ちょっと気になったところから話をさせていただきたいと思うんですけども、その説明会ですね、あの説明会、私はあれは納得してもらえそうな状況ではなかったというのが強い印象になってるんです。なんでかっていうと説明っていうのは、まあ、説明するために説明するわけですけども、説明して相手に納得してもらうためには、実は説明する時間の2倍も3倍も相手の言う事を聞く、意見を聞く、そういう姿勢がなければ説明は、私は上滑りに終わってしまうのではないかというように思います。

言わんとするところは、9時過ぎて時間も来ましたからという事で、帰って行く人達のブツブツ声を聞いていたら、やっぱり統合は先にありきやなというような感じでささやいていた人もいますし、その顔には未消化の、不満の色が濃厚に移っていたような気がします。

だから、9時になって終わりですと言われたんで、しかたなく帰ったんでしょうけど、私はあの時の状況を見ていたら、まだまだ話をしたかった、聞きたかった、そういうような人達がたくさんいたというように思いますし、納得してもらう為には極端に言うと、時間エンドレスでもいいですから車座になってでもいいですから、とにかくその説明をした事の逐一をやっぱり、もっともっと丁寧にしゃべり、もっともっとしゃべる為にはもっと聞くというような姿勢、そういうものがないとやっぱり、私は市長の印象とは別に通過儀礼、そういうものになってしまう恐れというのが濃厚にあると思います。

だとするならば、先ほどの話に戻りまけれども、反対意見というのがついた場合に、反対意見が続くという事は、市側の説明が足りないから、あるいはその考え方そのものがオーケーされないからという事になるだろうし、そういう状態がずうっと続いた場合には、じゃあどうすると、地区の反応というのは非常に反対が多かった、完全に数で言えば反対が多いんやったら、やめておこうかというのが選択肢なんてのが、それを非常に大事に考えればそういう事も選択肢としてあるような、そういう気がします。

それから、私はね、同じ学び舎でと言いますけれども、実は違うと思います。金津中学校の生徒というのは、当然、金津中学校という名前にも愛着をもってるだろうし、そして、例えばの話し、今、坂井郡6町ありますけれども、もしあわら市が合併した

ら唯一旧6町の中で、中学校がなくなる所が出てくるという事であります。そして、今他の町村、今坂井市の方が合併しようとしています、そこでは学校統合の話というのは聞こえてきません。これはやっぱり、そのそれぞれの今までの自治体の中核にあったのが、それぞれの自治体の中学校であるという、そういう思いを大切にすることから、なくしてほしくないというような声大きいのではないかと思います。

それが大きいから仲良くなれないという事は、全くないというように思います。それぞれの地域を大事にしながら、尚且つ交流が出来るという事が本当は本来の融和というものを実現する、そういう過程を作れるのではないかとこのように思うわけであります。

それから、今、家庭の力、教師の力、指導者の力って言ったのかな、指導者の問題であるというような市長からの話がありました。それは当たり前のことなんです。生徒にとって一番大切なのは先生、指導者ってのは先生ですよ。だけど、いつも私思うんですけれども、家庭力、指導力、そういうものはやっぱり、段々弱くなって着てくると思うんです。弱くなってきてるのはなぜかと言うと、これは地域というものの力が失われて、そうすれば家庭の力ってのも弱くなる。そうしてそういう所から育った若い先生は必然的に指導力ってのが弱ってきている部分があると思います。そうすると指導力がないから、指導力を作れっていったって、これは元々そういう環境でセッティングされていたら、非常に難しい事ではないかなと私は思います。何を言いたいかって言うと、今の個々の教師の指導力が弱ってきているのであれば、それを考慮した、やっぱり大規模校よりも、小規模校の中で目線が行き届いた、そういうような教育ができる環境の方が、私はこれからのいろんな派生してくる、出てくるかもわからない問題に対して、やっぱり有効な手立てだと思うからであります。

何よりもやっぱり、子供を中心に考えていただきたいなというように思うわけですけれども、私の今の見解に対してもう一言お願いします。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 再度のご質問でございますけれども、住民説明会で時間が足りないというお話でございますけれども、住民説明会というのは基本的には討論する場所ではなくてですね、まず市の考え方を聞いていただいて、それを理解していただくのが大きな前提がございます。

従いまして、やはりある程度の時間をかけて、しっかりと説明をするということが、市の説明責任がございますので、1時間ぐらいは仕方ないだろうということにさせていただきます。こられた方のご質問がたくさんでございましたけれども、40分という時間は、私は決して短い時間ではないかなと、議員言われるようにエンドレスでやりなさいというのは、それはそういう考え方もおられるかなと思いますけれども、それはほんの一部の人だけです、こられた方は、大多数の方はあれで充分理解していただいた物と思っております。

それで私は会場に置きましてですね、お出かけトークとか、あるいはいろんな会合

に私が出て、あるいはスタッフ連れてですね、ご説明もしますし、そういった議論をさせていただきますということで、お話しをさせていただいたので、住民説明会としては、私はあれで充分であると考えております。

それから2点目のですね、同じ学び舎で子供たちがどう考えているかというお話でございますけれども、私はこれからの中学校に入る子供たちがどう思っているのか、卒業した方とか、あるいは現在中学校におられる中学生がどうかということよりも、これから子供たちが入るわけですから、その子供たちが極めて重要なわけです。

今、例えば、この間の説明会を見ていただいてもわかるとおもいますけれども、小学校の小さい子供たちは、みんな新しい中学校に期待しているわけですね。片方は金津の小学校のみなさんが、今の中学校に行きますよと、あなた方は新しい中学校に行きませんよという話しになると、非常に残念がると思います。それはやっぱり、父兄も子供たちも非常に残念がるというよりも、格差を認識すると思います。だから私はそういった、次世代を担う子供たちが同じ環境の中で、立派な中で勉強をさせるようにしたいと、そういうような事で統合を出したわけでございます。

それから、大規模校と小規模校のいろいろお話が出ており、目が届かないというお話しがでておりましたけれども、これについてはいろいろな見方があると思うんですよね。大規模校であっても、それは校長、あるいは教頭は一人づつしかおりませんので、校長から見れば目は届かない、900人もいますと、300人と比べると3分の1ですから、余計に届くということでございますけれども、単に一人に着いてはそんなことはないわけです。むしろ、例えばそういう所には、加配もできるわけです。というのは、今2校にあればですね、0.5人しか同配が出来ない場合には、それぞれ0.5人づつと言うことは人間ではできませんのであれですけども、1校になった場合には、一人加配ができるわけですね。そういった事で、子供たちの目が行き届くのは、むしろ大規模校の方ではないかと、市が助成ができるという意味ではですね。そういった意味では、私は大規模校と小規模校が目が届かないとか、そういう事の議論はちょっと違うのではないかなと考えております。

13番(牧田孝男君) 議長、13番、牧田。

議長(山川 豊君) はい、13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 今のお話しを聞いてますとですね、かなり私の思ってる見解というか、論として言うならば違う所があると思うんです。

最後ですし、終わりますけれども、取り合えず、例えば今の担任の問題なんかもですねよ、今の子供たちの、いじめの問題とか、そういうのってのは、すでにクラスってものを乗り越えた、そういう枠を抜けた所で起こっているのが現実であるという話をよく聞きます。

だから私は、その例えば学校の校長とか教頭だけが全体を俯瞰し、そして担任の先生は自分のクラスだけを見ていればいいというような事では、なかなか今から起きてくるかも知れない教育的な問題に対しては対応しにくいのではないかと、一人ひとりの教師というの、また自分のクラスを見つつ、他も見えるような教育環境のセッテ

イングが大切だというように思っております。

個別で言うと、いろんなところで話が長くなりますけれども、私は取りあえずは自分の観点から言うと、先ほど申し上げましたように、補助の問題があるかもわかりません。しかし、取り合えず今、金津中学校は耐震補強の診断をしていない、診断をすれば、その建物が今からどれだけ伸びれるかということの見極めも出てくると思うんですよ。

だから芦原中学校はすでに体力度調査をやっていて、金津中学校はやってない、耐震調査もやっていないというような事自体が、どちらかという片手落ちではないかなと、そういう事をクリアして、そこでこれやったら統合、これやったら二中化というような選択肢を出してくるのならまだわかりますけれども、一応片手落ちの状況の中で出発しているのではないかなというような思いを強く持っております。

いろんな言いたい事はありますけれども、ぜひその当たりをもう一度再考していただきたいというようなことで、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

---

#### 笹原幸信君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、2番、笹原幸信君の一般質問を許します。

2番（笹原幸信君） 議長、2番、笹原幸信君。

議長（山川 豊君） 2番、笹原幸信。

2番（笹原幸信君） 議長のお許しをいただきまして、2番、笹原、一般質問をさせていただきます。

ただ今は、学校問題で色々論戦を張っておられました、私、3月2日に金津高校の卒業式に保護者の一員として集積をさせていただきました。

大変に素晴らしい式でございました。式典の中で卒業生代表の女子の方が、答辞を読み上げられましたが、大変に胸を打つ内容でございました。

その中で、特に印象が深かったのは、私たちは先輩より1クラス多く、8クラスでありましたと、そして先輩より、よりたくさんの友達ができましたと、大変に幸せでしたと、そういう答辞でございました。

本当に悲しい時、辛い時、慰めてもらって、励ましてもらって、どれだけ大きな力になった事かと述べられておられました。

ただ今、大規模校より小規模校というお話もございましたけれども、私は小規模校というご意見には反対の立場でございます。先ほどの答辞で言われたように、私の耳には友達が多く出来て本当に良かったという言葉が残っております。そのとおりだと思います。

中学校建設問題が色々論議されているおり、高校と中学校との違いはございますが、市長もただ今言われたとおり、子供たちがどう考えているか、それが大きな要素では

ないかなと私は思います。

今から中学生になる子供たちも、友達がたくさん欲しいと思った子がたくさんおられると思います。子供たちの意見を充分参考にして考えていただきたいなど、そういうように思う次第でございます。

それでは一般質問に入らせていただきます。

各地区要望書に対する対応についてという事で質問をさせていただきます。

当市にあっては、各地区区長会において次年度の要望を書面にて提出するという、たいへんすばらしい制度がございます。この要望書は各地区において、集会、常会等を開催し、協議の結果採択された要望を、区長会長に伝達をいたしまして、区長会長がそれを取りまとめ、行政に提出するシステムになっておるところでございます。

わが市には、131の行政区があり、この全区からの要望というのは、言い換えれば全市民の生活に密着した生の声を反映している物ではないでしょうか。通常、中々市の活動に参加できないという方々も、この事に関しては市政に全員が参加されているという事ができると思います。しかしながら、要望件数は膨大と思われまして、この案件をすべて精査することとなると、大変な労力を要する事は想像に難くありません。

回答書をいただきまして、拝見をいたしました。丁寧な回答が所々見受けられ、一定の評価はできるものと思いますが、しかしながら市民といたしましては、充分満足できる回答があるとはおもっておりません。

要望の全てを実施するという事は不可能であり、市として各区の要望に対してどのように対処されているのかをお伺いをいたします、と供に市民が要望しているインフラ環境の整備等に対する、予算の増額をお願いをいたしたい所でございます。

以上の点に関しまして、ご答弁をお願いをいたします。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 笹原議員のご質問にお答えします。

今ほど金津高等学校の卒業式のお話しが出ましたけれども、金津高等学校では千名ぐらいいるんですね、素晴らしい学校になっております。金津小学校でも今は700名ぐらいいると思いますね。中学校では今少なくなっているわけですね。私は別にその人数は今ほど中学校が300とか400でなくても、800、900でも充分、いい中学校になるものと思っております。

先ほどの卒業生で本当に友達がたくさんいて、身内の人が亡くなったというお話しでございましたけれども、その答辞を読まれた女の子は、非常にその時にたくさんの友達から、先生から、あるいはいろんな形で励ましを受けたという事で、私も同じように感銘を受けた一人でございまして、大変ありがたく思っているところでございます。

では、本題でございますけれども、現在、市で実施をいたしております各地区からの要望書の提出制度につきましては、旧金津町では、20数年来行われてきたもので

ありますが、旧芦原町にはこのような手法がなかったため、本年度の要望書の提出に際しましては、芦原地区の区長の皆様には大変なご苦労があったものと伺っております。

各地区から提出されました要望書につきましては、それぞれの区で真摯に検討されたものを地区区長会でとりまとめたものであります。

できるだけ多くの要望事項にお答えができれば良いわけですが、厳しい財政事情の中で、その多くには、お答えができないのが実情となっております。

このため、各地区の市政懇談会の席上でそれぞれの要望事項について、担当部長から回答を行い、要望に沿えないものにつきましても、その理由を説明申し上げているところでございます。

市政懇談会では、市政の現状を分かりやすく説明し、膝を交えて語り合うことで、市政への理解を深めていただくとともに、市と各地区がより良い信頼関係を築くことを目的に開催いたしているものであります。

市政懇談会を開催されない地域につきましても、書面での回答をさせていただいております。

本年度の要望件数でございますが、12地区全てから提出され、ほとんどの区から要望をいただいております。その数は約500項目に及んでおります。

特に要望の多かったものは、市道や県道などの道路改良、門型側溝整備関係などであり、担当部では、土木部関係が全体の約75%を占めております。

このような各地区からの要望に対する予算措置につきましては、でき得る限り予算に反映させて参りたいと考えておりますが、厳しい財政状況の中で、全体的なバランスを考慮しながら、計上させていただいておりますので、よろしく願いを申し上げます。

2番（笹原幸信君） 議長。

議長（山川 豊君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） ただ今ご答弁をいただきましたが、要望が500件にも上がっているという事をお聞きしまして、これを精査するのは大変な作業だと思っております。

そして、要望の主な物は、土木関係で75%を占めているという事でございましたので、土木部長にお尋ねをいたします。

今ほどの内容につきましては、市道、県道、それと道路の改良とか補修、それか門型側溝の整備等があるということでございます。私の地区におきましても、全く同様であり、その他、集落雨水排水の対策など、市民生活に密着した物が主な要望内容でございます。

そこでお尋ねをいたしたいのは、要望の件数と採択される件数には、大きなギャップがあると思います。採択する為の選定基準、どこをどういうようにやるのか、今年はこのを、このようにやるという選定基準、また選定方法をご答弁をお願いを致したいなとそのように思います。

先ほども申し上げましたようにこの要望は、各区が行政に対して実施して欲しい事を書面にたくし提出するものでございます。一件でも多く要望を実現していただきたく思いますので、よろしく願いをいたします。

土木部長（神尾秋雄君） 議長、土木部長。

議長（山川 豊君） 土木部長、神尾秋雄君。

土木部長（神尾秋雄君） 笹原議員の再度のご質問にお答えをいたします。

各区から要望事項を出されておりますが、整理いたしますと、市長答弁のとおり土木部関係の要望事項が突出して多い状況でございます。

そうした中で、各区の要望事項を真剣に受止める事はもちろん、一件でも多くの要望を実現していきたいという思いは、絶えず念頭にある課題でございます。

しかしながら、財政事情が非常に厳しい状況の中で、限られた予算の執行となりますので、要望箇所のすべての現地調査を行ないまして、真に緊急性や必要性があるのか、また事業効果の度合いはどうかといった、一件一件の評価をした上で優先順位を付けながら、箇所選定を行っている次第でございます。また、さらにそういった現場につきましても、市長、副市長に現地視察をいただきまして、年間の施行計画を立てている所でございます。

特に要望の多い、側溝の整備につきましても、平成16年度に各区毎の整備状況調査をいたしまして、台帳を整備しているところでございます。全体と致しましては、家屋連単部分の市道延長が175メートルございまして、側溝延長にいたしまして350キロ、16年度末の整備済み延長といたしましては、111キロメートルで、整備率に致しまして31.7%となっております。

また、未整備延長は、239キロメートルございまして、これを工事費に換算いたしますと、ざっと71億7千万円という数字になります。現在の予算状況により、今後の推理しますと、側溝整備だけでも100年を要するというような結果になるわけでございます。

尚、要望事項では側溝整備よりも、緊急性が高い物があれば、それが優先されますので、側溝整備に関する要望に対しまして、年次計画も示されないという状況でございます。そういった事から、回答に誠意がないという具合に受止められても仕方のない事情にございますので、その点は何卒ご理解をいただきたいと思っております。

次に、県管理の道路や河川に関する要望も大変多く出されておりますが、市では全ての要望箇所の写真を取りまして、箇所図と共に県三国土木事務所へ提出いたしておりますが、県の財政事情もまた、大変厳しい状況でございまして、中々市民の皆さんに、目に見えた成果が上がらないという感じで受け取られているのも実情かと思っております。

しかしながら、市民の日常生活に危険や支障をもたらす事柄につきましても、今後とも早期実現が図られるよう、強く県に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2番（笹原幸信君） 議長、2番、笹原。

議長（山川 豊君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） 土木部長のご答弁、ありがとうございました。

細部に渡りましてご答弁いただきまして、土木の負担が大変多いという事も実感をいたしております。

ただ、市民への、市民のために、何とか少しでも、市長にもお願いしたい事がございますけれども、何とか少しでも要望を聞き入れていただいて、インフラの整備、環境整備にご尽力していただきますように、お願いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### 向山信博君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、8番、向山信博君の一般質問を許します。

8番（向山信博君） 議長、8番、向山。

議長（山川 豊君） 8番、向山信博君。

8番（向山信博君） 8番向山です。質問をさせていただきます。

私の質問につきましては、この回答につきましては、一昨日の坪江地区での説明会で、ほとんど内容的にクリアしておりますので、質問をですね、短くして、また確認の意味での質問にしたいというように思います。

尚、先ほどの牧田議員の発言につきまして、私は地元、坪江地区の住民の名誉のために、一言だけ申し添えておきたい。それは、出席者、参加者の過半数が反対のような意見であったというような発言でございましたけれども、私も参加をしておりますが、少なくともそういうような状況ではなかった。反対の意見は、多分、多分ですよこれは、牧田氏が連れてこられた、他地区の人ではないかというように思いますので、皆様方、この事につきましては、絶対に誤解のないように、坪江地区住民の方々は過半数も反対いたしておりません。

これだけは申し添えておきます。

ここで私の質問に入らせていただきます。

ただ今、国会が開催中でございます。あれ程選挙で応援して、自民党の大勝利に貢献をしたホリエモンが法律違反をし、ある意味では国民に多大な迷惑をかけて逮捕されました。しかしながら自民党の幹部は国民に少しも謝罪もしない。この事はどういう事でしょうか。本当に大人としてのモラルがあるのかというように疑いたくなるというように思っております。

また、それに加えて、予算委員会での民主党議員のキチンと確証もないのに、あたかも鬼の首を取ったような発言をし、これも疑惑を迫するという能動的な行動につきましてはある程度評価は出来ますが、これもまた、内容につきましては国民を翻弄したような、公人としてあるまじき行為であるというように思い、益々議員に対する信

頼度が薄まっていく状況であるというように思っております。

また、怒りを感じておるところでございます。国民である我々にも責任の一端がございます。それは選挙、政治に対して、もっともっとムードに酔いしれるのではなく、よく考えて行動をしていただきたいというように思います。我々は今の若いもんはというように、日頃耳にしますが、それを言う前にまず自ら、普段からモラルを守りながらキチンと行動しなければならないというように思う昨今でございます。

さて、早いもので、あわら市も合併をして2年が経過を致しました。いくつかの計画を策定しながら新年度に入るわけでございます。とりわけ大きないくつか課題がございます。一昨日からはじまりました説明会、これにつきましても、特に大きな中学校建設問題でございます。私も説明会に参加をさせていただきました。政策においては思いは十分に伝わった、確実に伝わったというように思っております。ただ、本音の話をもっとして欲しかったなというように思っています。それは両町時代のこれまでのいきさつを、もっと掘り下げてして欲しいなと。私も芦原中学校の老朽化につきましては、視察をしましてビックリをいたしました。我々視察団に対して、職員や生徒の皆さんの健気な態度、対応、今でも心に残っております。それは本当に職員の方、生徒の方々が建設を希望しているというような態度の表れであるというように、身にしみて感じました。

なぜ、このような状況を長く、改築しないで置いておいてたかという事について疑問を持ったわけでございます。

従って私と同様、旧金津町民の皆様は、芦原中学校の建設の早急性について問題提起されても、その事を知らない町民の皆様方はびっくりしているというような状況であります。

また、合併協議会で報告がございましたけれども、これほど急務であるというように話はなかったわけでありまして、ましてや、統合に対しましては、さらに市民の皆様方はびっくりをしてるんじゃないかなというように思います。

これは私の思いでございますが、行政側が市民の皆様方に問題提起をする前に独断専行の動きがあったからと、これが原因でないかと思っております。私は常に思っておりますけれども、このような小さな市の議会につきましては、民主的な議会運営をやらなければ、本当に市民の付託には答えられないというように感じております。

したがって、市の方向性が何事もですよ、市の方向性が決まってから、そして市民の皆様に対してご意見、ご要望を聞いて改めて議論をする。これが民主的、そして従来の方法ではないかなと、内容的にも掘り下げて、知らない市民の皆様方に、あたかも、その自分の思いを述べる事によって、先導するような行為につきましては、小さな市の議会にあってはならない事であるというように思っている昨今でございます。

これも市民の皆様方、我々も大きな関心を持っている現れだと思っておりますけれども、今後はこれらについても考えなければならないというように思うわけでございます。

又、内容につきましても、いくつかございますが、とにかく私は建て前がござい

す。とにかく建設につきましては、絶対やらなければならないあわら市の行財政改革の犠牲にだけはして欲しくない。少なくとも、多くの市民、そして多くの子供さんの考えも取り入れていただいて、十分に聞いていただいた上に、大変厳しいかもしれませんが、最終的な結論をいただきたいと思います。

従って、一昨日の説明会につきましては、この後二回目の質問でいたしますが、少なくとも第一回目としては、大変成功であったなと思ってます。

以上、取り留めのない話、質問になりましたけれども、2点ほど市長の答弁をお願いしたいと思います。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 向山議員のご質問にお答えいたします。

まず、中学校建設の問題についてのこれまでの経緯や現状をもっと市民の皆様を知ってもらふべきとのご指摘でございますが、中学校につきましては、合併協議の中で、金津中学校は体育館の大規模改修を、芦原中学校は改築をそれぞれ行なうとの調整方針が出されております。

合併前の両町ではそれぞれに学校施設の整備を行っております。これまでに、旧芦原町では波松小学校、新郷小学校を改築し、本荘小学校と芦原小学校の大規模改修を手がけております。芦原中学校では体育館の大規模改修を実施するなど、積極的な整備を行っております。

一方、旧金津町でも細呂木小学校の改築、金津東小学校の改修、そして、金津中学校校舎の大規模改修などに取り組んでおります。

この中で、芦原中学校につきましては実施設計まで計画が進んでおりましたが、財政状況の悪化等により、事業の実施が合併後まで延びてきた経緯もあり、その分老朽化が進んでいるわけでございます。

この中学校建設が両校の統合という方向に変わってきた経緯につきましては、これまでも議会で説明を申し上げており、先ほどの牧田議員への答弁でも申し述べたとおりでございます。

しかし、これらの経緯を市民の皆様がどれだけご存知かということにつきましては、新聞などで報道をされている程度でありまして、一昨日からの住民説明会が市民の皆様への最初の説明となります。

この説明会では、今日の逼迫した財政状況の要因や将来の見通し、中学校を統合した場合のメリットやデメリット、2校維持の場合の財政負担なども説明させていただいております。

また、私は一昨年12月定例会で「統合も視野に入れたい」と表明して以来、区長会や市政懇談会、さらにはPTAの集まりなど機会あるごとに市民の皆様に対し、統合に対する私の考えを申し上げ、ご理解をいただくように努めて参りました。

さらに、広報紙では、本年1月号から中学校建設に関する特集を掲載し、ケーブルテレビでは、先月の20日から「学校建設を考える」という番組を放映し、市民の皆様

様への周知を図るとともに、ご理解を求めているところであります。

その中で、旧金津地区の皆様からは「現在の中学校を移転してまで、なぜ統合するのか」というご質問もいただいております。しかし、現在の金津中学校も校舎の耐震化や体育館の大規模改修が必要であること、また、これらの改修工事を実施しても、10年後にはさらなる改築が必要であることもご理解いただくよう努めております。

この様に、一步一步手順を踏みながら、本当の意味での市民の融和を図るべく、努力をいたしているところでありますが、本年4月からは、丸岡町で2校目の中学校が誕生いたします。丸岡町では福井市からの流入による人口の社会増が見込まれ、丸岡中学校のマンモス化が今後も予想されることから、2校化に踏み切ったようであります。ところが、新しい学校との教育環境の格差がPTAの間で複雑な住民感情が生じているとも聞き及んでおります。あわら市といたしましては、市民の皆様が学校問題でこのような感情を持つようなことは避けなければなりません。

また、教育問題と、行財政改革を一緒にすべきではないとのご指摘でございますが、教育問題は、この中学校建設問題のみに限らず、多岐にわたっております。それらは、裏付けとなる財源を抜きにして考えられない問題ばかりであります。

そのためにも、今回の合併の大きなメリットでもある特例債を期限内により有効に活用し、未来を担う生徒たちに快適な教育環境を一日でも早く提供し、新しいあわら市の市民として成長していただくことを願うものであります。

以上で答弁とさせていただきます。

8番（向山信博君） 議長。

議長（山川 豊君） 8番、向山信博君。

8番（向山信博君） ご答弁ありがとうございます。

答弁で最大限理解をいたしました。ただ、住民の皆様方は反対というよりも、小さいお子さんを持つ若い方々は、不安なんです。又、我々クラスはあわら市の今後についてのいろんな財政面での不安がございます。

不安なんです、その不安の心の表し方がいくつかのグチになって出てくるという事でございますので、説明会につきましてはもっと掘り下げて、実情を本音でですね、語っていただく、これが大事じゃないかというように思います。

又、市長におかれましては、これまで以上に開かれた市政の遂行をお願いを申し上げます、今後のいくつかの大きな課題に取り組んでいただく事をお願いを申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（山川 豊君） 暫時休憩します。

開会は10時50分です。

（午前10時43分）

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続きまして、一般質問を開始します。

（午前10時55分）

坪田正武君

議長（山川 豊君） 通告順に従い、9番、坪田正武君の一般質問を許可します。

9番（坪田正武君） 議長。

議長（山川 豊君） 9番、坪田正武君。

9番（坪田正武君） 通告順に従い、9番坪田正武一般質問をさせていただきます。

庁舎統合問題・金津庁舎一本化についてお尋ねをいたします。

市長は平成19年度より、金津庁舎一本化の提案をしておりますが、これに伴い次の問題点はどの様に対応するのかお尋ねします。

2年前の合併の効果ということで掲げた中から、公共的施設の統合整備の中に、次のように掲げております。

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性、地域間バランス、さらに財務事情等を考慮しながら、逐次、総合整備を図っていきます。

総合整備の検討にあつたては、行財政運営の効率化はもとより、現公共施設の有効利用・相互利用を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないように配慮するものとします。

又両町役場を新市の庁舎として活用し、電算システムの統合など必要な整備をはかりますと合併前に掲げておりました。その後、合併後のひとつのテーマに掲げてました、職員数の削減に伴い、合併時の398名に対し、保育所の民営化、早期退職、又定年等を含め平成18年度においては、職員数318名になりそうとのこと、数からいけば、十分金津庁舎で対応できると思いますが、担当課が削減される訳でなく、それぞれがもっている問題点をどのように解決するのかお尋ねします。

まずひとつに、芦原庁舎より移転してくる、教育委員会、土木課、下水道課、観光課、農林水産課、等々が持っている、膨大な関係資料及び備品等あり、これを収納する場所の整備を考えると、何処に保管するのか。又、各課が保有している公用車の駐車場等々の土地の確保はどのように考えているかをお尋ねいたします。

2番目に、移転後の芦原庁舎はどのように活用するのかをお尋ねいたします。

また、職員の削減もある意味では必要と思いますが、新規職員の採用計画はどのように考えているのか。新規採用しないと、機能が衰退してしまうのではないかと思います。

旧芦原町民が、簡単な印鑑証明、住民票申請その他も含め、全部金津庁舎へ来るようにするのか、合併時に掲げた住民サービスの低下を招かないように配慮するものとします。この件はどのように対処するのかをお尋ねいたします。

又、この件に関しても、住民説明が必要と考えられますが、どのように住民に了解を得るのかをお尋ねいたします。

最後に、一本化に伴い、芦原庁舎にかかっていた経費、電気料、水道料金、ガス代、

その他はどれくらい削減されるのか、具体的に数字で表していただきたいと思います。  
以上、簡潔でわかりやすく、ご回答をおねがいたしますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 坪田議員のご質問にお答えいたします。

あわら市では合併以来、金津庁舎、芦原庁舎で機能を分担させながら行政運営を行ってきたところであります。

この間、庁舎機能が分散されていることにより、来庁者から不便だとの指摘があることや組織としての意思決定を行なう際の時間のロス、さらには部署を超えた横断的な連携が取りにくいことなど、組織としての機能が発揮されにくく、市民サービスの低下を招くような弊害も出てきておるところでございます。

今後、行政の一層の効率化を図り、多様化する市民ニーズや行政課題に取り組んでいくため、庁舎の統合を検討しているところでございます。

さて、ご質問の芦原庁舎にある各課の関係書類等の保管につきましては、組織の再編や金津庁舎の内部の改修等も視野に入れながら、検討して参りたいと考えております。

次に、職員の採用についてのご質問でございますが、合併時に398人であった職員数も、平成18年度末には318人に減少する予定であります。合併時に想定した適正人数を下回るようになるために、今後は、行政改革大綱に基づき、平成20年には採用を行ないたいと考えております。

次に、庁舎統合後の芦原庁舎の利活用についてのご質問でございますが、先般、全職員に対し、利活用方法についての意見、アイデア等を求めたところであり、それらを参考にしながら、今後、利活用方法を検討する庁内組織を設けて参りたいと考えております。

次に、庁舎統合後の旧芦原地域での各種証明書等の交付についてのご質問でございますが、統合後も当該地域に窓口機能等を残し、市民サービスが低下しないように、十分配慮して参りたいと思います。

次に、住民説明についてのご質問でございますが、庁舎統合の内容が具体化された時点で、市民の皆様にご報告、ケーブルテレビ等により周知して参りたいと考えております。

最後に、芦原庁舎の管理経費についてのご質問でございますが、平成16年度の管理経費は約3,000万円となっております。

大まかな内訳といたしましては、電気水道等の直接的な管理経費が1,220万円、空調リース料が900万円、借地料が880万円であります。これらの経費の削減は、芦原庁舎の利活用の方法によっても影響されますので、今後具体化していく中で削減額をお示しして参りたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

9番（坪田正武君） 議長。

議長（山川 豊君） 9番、坪田正武君。

9番（坪田正武君） どうもありがとうございました。

私が質問したい事、ほとんど今、述べられたので、ちょっと他に気になったところだけお尋ねを申し上げます。

今、申しあげましたですね、空調設備が約900万ですか、リースがあるという事を報告ありましたけれども、私の知る限りでは、ちょうど芦原庁舎はですね、合併前に役7千万円をかけて空調設備を更新したように私は記憶しております。

当然、そういうものはですね、我々から見ればですね、合併前にそういう話はなくてですね、ある意味では借金はですね、ちゃんと精算している物と思っておりましたけれども、これは毎年の予算書にも上がっておりますけれども、このリース料が900万ですね、相当大きな金、等時の落札では約7千万だと私は記憶しておりますが、これは後、何年までデスネリース料が残っているのかをお尋ねをいたします。

それと、現芦原にいる職員数ですね、何名いるのか、公用車が何台あるのか、これ3つをちょっとお尋ねいたします。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） 総務部長、伊藤清明君。

総務部長（伊藤清明君） 坪田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、リース料についてでございますけれども、リース料の根拠は、今、坪田議員ご発言のとおりの内容でございます。平成15年4月から平成25年の3月までの10ヵ年計画でございます。従いまして、残る期間は7ヵ年間という状況でございます。

それと職員数の状況でございますけれども、現在、芦原庁舎内には78名の職員がおるところでございます。

又、金津庁舎には、現在、109名という事でございまして、これが来年4月には167名の見込みという事で、20名減、こういう試算をしているところでございます。従いまして、現在の金津庁舎からは、統合した場合は58名の増加になるというように試算をしておるところでございます。

ただ、先ほどの市長の答弁にもありましたように、芦原庁舎の機能は残す、市民課芦原分室の機能は残すという考え方でございまして、現在の規模からいけば、プラス55名の増加になるというように判断をいたしております。

又、公用車の台数につきましては、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど委員会等でお答えさせていただきたいと思っております。

9番（坪田正武君） 議長。

議長（山川 豊君） 9番、坪田正武君。

9番（坪田正武君） どうもありがとうございました。

最後のもうひとつの質問だけ、ちょっとお尋ねいたします。

先ほど、市長答弁にありましたですね、当該地域に窓口機能を残すということの、

当該地域とはどういうことを指しているのかを、お尋ねすると、膨大な資料、現に芦原庁舎へ行きますとですね、非常にスペースは空洞が多いですけども、やっぱり相当昔から持ってる、資料関係ですね、これは市長の先ほどの話では、そこらも含めて金津庁舎一本化なるような対応を考えておるとの事ですが、今の状態のですね、尋ねた人が職員の横へ言って話できるとかですね、お客さんが来ても、きれいに整理整頓が出来てるなということが、ひとつのきれいな庁舎だと思いますので、向うの方が全員来るとですね、当然資料は、いつも使う資料は机の脇に置くし、必要な書類はですね書庫に置いてですね、それを引っ張り出すんでしょうけども、こちら辺の事をですね、整理整頓がどのようにできるのかなと、一抹の不安があるわけで、学生一人がですね単身赴任といいますが、学校へ、県外へ出てますとですね、家の方は一般的な家庭用品をですね、子に与えておるわけですけども、卒業するまでになりますとですね、相当膨大な本人の備品がたくさん溜まります。これが社会人一人が単身赴任してもですね、同じようになるわけで、今現在芦原庁舎にある備品もですね、相当な数になるし、これが円滑にですね、機能を果せるような、そういった整理整頓ができるような機能が必要ではないかな、こんなことを思い、この合併に掲げてましたですね、行政サービスの問題が生じないよという事もですね、トラブルがないように、いわゆる先ほどの答弁では、住民説明は色んなCATVだとか、テレビだとか、広報によって了解を得るとなっておりますけれども、やっぱり波風が立たない形ですね、円滑な移転をお願いしたいと、こんな事を思いまして最後の質問だけをお尋ねいたします。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 先ほどの当該施設はですね、旧芦原庁舎の事を指しておりますので、今の芦原庁舎にそのまま機能を残しておくということでございまして、窓口サービスあるいは、他の関係の書類発行だけでなく、総合的に対応できる方も残すようなそんな事も、考えて行かなければならないかなと、又これは私の考えだけで、きちっと詰めておりませんので、どういった考え方にするかはちょっとわかりませんが、そういった形で住民サービスが低下にならないような形にしていきたいと思っております。

それから金津庁舎に入ると全部で、大変狭くなるのではないかと質問でございしますが、私も今、県庁とか、あるいは国のそういうような機関に要望活動によく行くんですけども、国のエリアは新しいところは別としまして、だいたい狭いんですね、県庁もせまいです。市役所、あるいは町もどこでも同じですけども、だいたい広いですね。だから、行政の組織が上にいくほど、なんか一人あたりの面積が少なくてですね、下に行くほど面積が広くなるというような、なんかそんなんで、私が今感じていますのは、今の金津庁舎に全員入ってもですね、充分できるようなスペースになるのではないかと考えてます。

ただ、議員ご指摘のように、書類の管理とか、そういった事は、今各自、机の横の置いたりなんかしておりますが、そういうような事はしっかりと徹底して、いら

物は片付けておく、あるいは必要な物だけ出しておくと言うような形に、徹底していかないと管理ができないのではないかなと思います。

そういった意味では、しっかりと職員を指導してまいりたいと思っておりますし、庁舎統合して住民の皆さんから、サービスが悪くなった、あるいは対応が悪くなったと言われないように努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

9番（坪田正武君） 議長。

議長（山川 豊君） 9番、坪田正武君。

9番（坪田正武君） 最後ですね、あまり事を急がないで、別にタイムリミットがあるわけありませんので、充分検討した形で皆さんがですね、職員の方が一番働きやすい環境の場を作っていただくことが、一番より行政に対してですね、我々市民に対しても行きやすい庁舎であるような、そんな配慮をお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

#### 関山博夫君

議長（山川 豊君） 続いて通告順に従い、7番、関山博夫君の一般質問を許可します。

7番（関山博夫君） はい、7番、関山博夫。

議長（山川 豊君） 7番、関山博夫君。

7番（関山博夫君） 久しぶりにここの立たせていただきまして、本当に緊張いたします。

私も6月、昨年6月当選いたしまして、心改めてこの場で皆様方に私の初心、又、質問をさせていただく事をお許しいただきたいとそう思います。

先ほど中学校の問題がございましたが、私は23年生まれでございまして、ちょうど芦原町が北潟とそして芦原と統合したとき、覚えておりますのは中学校3年生のときに、夏休みでございしますが、椅子を持って現在、芦原小学校のある所のありました、中学校校舎から舟津の山へ、心躍りながら、どういう友達と出会えるのかなと思いつつながら、学校へ椅子を運んだ事がございます。

その時は今ほど情報も発達しておりませんし、いわゆる全く知らない中で統合があり、更に中学校へ行って北潟の人たちと交流したと、そういう覚えがあります。その時に今聞きますと、私よりひとつ先輩の仲間は、あなた方は良かったねと、統合して良かったね、いわゆるそういう事ですね、友達が増えて良かったね、私は良かったなと自分で実感いたしておるしだいでございます。

そんな中、賛成、あるいは反対、いろいろこれからもっともっと多くの議論が重ねられていくと思いますが、私事でございますけれども、私の子供の時を振り返りますならば、私は友達が増える事、そして非常にナイーブであったその頃の自分の心を紐

解きますと、友達と言うのはいわゆる、しょげた時に励ましてくれる、そういう仲間がたくさん出きる、これは本当に励ましてございまして、くじかけた時の支えになってくれる、親の変りもしてくれる、そして兄の変りもしてくれる、そういう先輩、後輩、同輩の人達とともに学校脅教育、いわゆる中学校の時の非常にセンシブルな子供たちの支えになってくれるのではないかなと、そのように思いますので、大きくなったからどうのこうの、小さいからどうのこうの、あるいは格差がどうのこうのというよりも、友達がたくさんできるという私はその言葉に、本当に信じております。という事で前置きが長くなりまして、質問に入らせていただきます。よろしく願いいたします。我が市の地産地消と食育の推進についてお尋ねいたします。

私、3つの問題を掲げてまいりました。ひとつには、我が市の地産地消と職位区の推進についてということでございます。

お尋ねをいたします。

地域に埋もれている「食の名人」の発掘を行い、マイスターとして登録し生産物のブランド化を目指すという考えは無いのかという事でございます。

ファーマーズマーケットが近々3月に誕生し、さらに5月から稼動するというように聞いております。

私は実際、農業生産者ではございません。しかし、このあわら市を見渡しますと、本当に農に勤んでいらっしゃる方、あるいは兼業されている方、そういう方々がたくさんいらっしゃるわけでございます。

この生産者の方々に励ましを出す為のファーマーズマーケット、いわゆる時代に即応した事情ではないかなとそのように感じております。見渡せば、この前もセミナーでございましたが、非常にイタリアの風景に似ている北部丘陵があるのにも係わらず、いわゆる生産力が非常に低下している、後継者問題がある、色んな事を私は聞いております。その中でこのこのファーマーズマーケットがこれからのあわら市、ちょっと田舎でございますけれども、光る都市としてですね存在してくる、あるいは継続していく、あるいは発展していく、そういう市場性を持つてゐるのではないかなと私はそのように感じております。

この取り組みが、我が市の農業に安定と供給、さらに定着し、さらには拡大していくためには市民全体の努力が結集する中ではないかと、農の自立とも言えるのではないかと、そのためには市が中核となって音頭とりとなり、経営が成り立つという目標を持って粘り強く継続し、失敗してもめげないと、改良に改善を加えていく事ではないかと、いわゆるひとつの経営と全く同じ事ではないかと、私はそのように確信いたしております。

本当に後継者問題で行き詰まる事ではありますけれども、大変な畑作、あるいは畑作稲作、いろいろ本当に私にはわからない事ではございますが、これから土と供に、そして私達の世代が、団塊の世代の人たちが実業の世界から卒業し、ゆとりあるこのあわら市の市民として、その土と供に生き抜く事、そして後継者の方々にそれを傳承していく事、これがいかに大事な事かと私はそのように感じております。

更に、食育という事でございますが学校給食、恐らくこれから統合という事になればですね、又、食事において、まあ昨日ですかね、給食を食べさせていただいたんですが、ヘルシーメニューでですね、野菜もたっぷりありましたし、ジャガイモもありましたし、おいしかった。私はこういう食に満たされている中ですね、本当にこれで血になり肉になり、そして元気が出てくるのかなと、そのような事も感じております。

そんな中でですね、生産される食材が、我が市独自のオリジナル料理の中心になる、ブランドになるという事が望まれるわけでございます。例えば、勝山には水菜があり、「勝山水菜」、大野には「大野里芋」といったような、北部丘陵を含め、あわら市の全域で生産される農産物が「あわら米」である、「あわら野菜」であるというようにして誕生したならばいかがでしょうか。

我が市独自のオリジナル料理として多くの方々、我が家で、我が村で、我が街で、我が市を訪れる観光客の方々にも提供しようというような目標を持つ事に大きな意味が存在するのではないかと私は思います。

我が地域が持つ宝、「人材」「マイスター」「名人」というような称号をその方々にですね、いわゆる見出し付託し、料理の品評会のような、美味しい、あるいはめずらしい、楽しい、あるいはコンテストを行い、あるいは振る舞い、我が市独自のマイスターという称号付託、その方々を登録し、そしてその方々の料理をレシピ化し、広く市民全体に、また、わが市を訪れる方々に賞味していただく事、食による観光戦略は我が市において我田引水ではないのではないのでしょうか。広く農業と観光の一元化は必ず新たな観光資源として生まれるのではないかと存じます。

特に昨今の低迷する農業と観光の双方のコラボレーションが可能となる我があわら市は、このような考え方の中に新たな光が見出せるのではないかと私は確信いたしております。

さて、地産地消と食育は表裏一体であるといわれております。資料によりますと、2005年7月15日には、食育基本法というものが制定されたと聞いております。家庭や学校での食生活を改善し、国民の健康増進を目指すと共に、目的とした食育基本法も施行されましたというように書かれております。教育基本法は国や地方自治体に食育に関する施策の推進を義務づけ、教育家、経営者には食育の啓発を図るように求めている。地産地消を取り入れての漁村の活性化や食文化の継承等を盛り込んでいるのが大きな特色である。地域の素材に応じた、食育は地元で取れた農産物を食べるという地産地消そのものである。学校給食で地産地消が推進されることになれば、子供たちが、その地域の農業事情や食物が育つ環境について学ぶ意義も大きい物がある、それが生産者の励みになり、地域の良さの再発見になり、地域の活性化を促す事になると期待されているというように、この地方自治体の発行された文章にも係れているわけでございます。

ちなみに私は一昨日ですか、3月4日開かれました、農のセミナーがございまして、そちらの方に行ってまいりました。小浜市の政策官であります、そして職のまち作り

課長の高島さんのお話を聞かせていただきました。本当に多くの資料をいただきまして、本当に触れ合わせていただいたところ、私もこの農業というものと、そして我が市特有の観光という物が非常に大きな、これからの力になるのではないかと感じております。

続けて言わせていただきます。

さて、地産地消と食育は表裏一体であります。物心ついた時に味わった、おばあさん、お母さん達、また近所の方々、親戚の方々のお力で味わせていただいた味覚は、又、村の食の達人達が食べさせてくれた、あの味覚は遠くに住んでいても忘れかけた故郷の味、食材は必ず私達の心の中に生きております。

鮭は育った川に必ず帰る。離れても、なお生まれ故郷を目指してくる。でありますから故郷を守り続けた人は、遠く離れた方を呼び戻す力となると信じております。

食の伝承、そして伝統を守り、地域住民が一体となれば必ずや新たな展開が示されるのではないかと、地域に埋もれた食の名人の発掘を行いマイスター登録し、我が市の生産物をブランドまで発展させ、農と観光の双方の発展を目指すという考えは無いかという事をお尋ねさせていただきます。

第二点目におきまして、質問させていただきます。

J R 芦原温泉駅の改善、J R 芦原温泉駅の改善とですね、そして湯のまち駅の空き店舗になっております案内所、旧芦原町の時の案内所ですね。それについての質問をさせていただきますと思います。

J R 芦原温泉駅は、J R 国鉄が運行されてから県北の玄関口として旧金津からですね、また三国線というもが出て、今日の芦原温泉ができるに至った事は私が申すまでもございません。

J R 芦原温泉駅は現在のあわら市誕生の市民の根底に存在する物と聞いております。同駅は市民利用者、さらには交流、またビジネスでございましょうけれども、又、旅の始まりはこの二階の待合室から始まるという事は間違いございません。

さて、その目的が終わり、列車で我が芦原温泉駅に到着した時に、プラットホームから階段を上がり、改札口を出た時、家族が出迎えてくれた時、あるいは友達であったり、あるいは若い方の恋人であったり、あるいは家族であったり、その顔が見えた時には本当にうれしいものであります。ありがたいなあ、家族はありがたいなあ、あるいは友達はありがたいなあ、知人はありがたいなあ、そういう感謝がそこで生まれてくる、これもひとつの感動ではないかと私はそう思います。

さて、みなさん帰路につかれていくわけですが、そんな中、もしお迎えの方がですね、時間どおり到着していなかった時に、がっかりするわけですね。自分もそうでございますけれども、本当にいつ頃迎えにきてくれるのかな、不安が過ぎるわけでございます。

階段を降りきってしまった。車やバスがない、もし、外には雨が降る、また雪が降る、吹雪だった時に皆さんどうでございましょうか、多くの荷物を持ってですね、また、階段の途中でですね、たたずんでいる姿、そんな事をよく目にする事がございま

す。そんな事もよくあり、私もそのように感じておりまして、皆様方からなんとかならんのかというお問い合わせが、数多く寄せられてくるようになりました。

それはなぜかといいますと、沿線の駅が近代化してるんですね、そしてバリアフリー化しております。エスカレーターがあります、エレベーターがあります、そういう物の中で私達は格差を感じているのを、私の耳に入るのかなとそんなように思ってるわけでございます。

我がJR芦原温泉駅は市民と近隣の住民、また、さらには観光地へ訪れる方々のたくさんの方の大切な玄関口であります。出発の時の二階待合室は、二階に存在するという事はなんの不便のございませんが、しかしどうでしょうか、市民が列車で降り立った時に、プラットホーム、階段を上がって行くと先ほど述べた事でございますが、残念でございます。

新幹線というものが、整備新幹線として我が芦原温泉駅に来るわけでございます。その中で10年間の多くの長い時間をですね、経過してくる、その間ですね、その残念をですね、毎日150本の往来する列車の人達がかっかりしている、そして一喜一憂する、そういう事を感じさせていて、果たしていいのかなとそういうように考えるわけでございます。

足腰が弱くなった不自由な方、高齢な方、あるいは交通弱者の方、障害を持たれた方、身重のなった方、重い荷物、土産を持って、そして帰ってこられる方にですね、一階付近にですね、いわゆる待合があったらいかがかなと、そんな事を思ったわけでございます。

時間が長くなってすみません、ちょっと端折りまして、次にあわら湯のまち駅でございますが、あわら湯のまち駅に観光客が要望する情報提供するインフォメーションセンター、ないのかなと、地域再生マネージャーという方が我々の所に、総務省から赴任されております。

3年という限定でございますが、この方がこれから私達と供にですね、力を合わせて頑張っていただけだと思うんですが、そんな中でいわゆる空き店舗になった元の観光案内所の場所が空いているわけでございますが、それらの利活用はいかがなものかなと、そんな事でございます。

更にですね、最後にですね、あわら市の観光マップの作成についてお尋ねをいたします。

市全体を対象とした明確にビジュアル化されたあわら市観光マップを作成されるというようなお話しはないのかなとということでございます。

我が市は合併後早2年を経過し、順調に市民の融和が計れていると思うわけでございます。そんな中で旧金津地区の観光資源、旧芦原地区の観光資源が未だ統合されていないわけですね、さらにあわら市全域に埋もれた観光資源を、市民また観光客に広く知らしめる、知らない人に知らしめるというためには、そして前向きな可能性を軽減する為には、あわら市全域に埋もれた宝探しをし、その原石を磨き、我が市の津々浦々にある宝を発見するという運動は、必ずその運動、あるいは行動の結果、訪れる観光

客のみならず、市民相互の理解と信頼を深め、市民を巻き込んだ運動になるのでは、繋がっていくのではないかと、去年、総務相から地域再生マネージャーがこられて、先ほども申しあげましたけれども、議会におきましても、まちづくり調査特別委員会も設置されているわけでございます。旧両町には多くの資源が、また、先ほどのお話しでもございますが、保存されているわけでございます。それらを紐解き、さらに広がった地域には多くの観光になる地域の宝が存在している。それは例えば、平成の初期にですね、こういう福井の宝搜しというような資料が福井JCの方々の力によりまして、出てきてから福井の工業と商業と、そして住民の方々だけであった物の中で、福井の観光というものがそこで出来てきたわけでございます。

そんなわけでございまして、ちょっと時間が係って申し訳ございませんので、そういう事をですねやりながら、この観光と工業、そして商業、そして市民が一丸となったこの3万都市のあわら市の中に、観光というものがこの村々、津々浦々を巻き込んだ形での運動展開がこれから目指されるべきでないかと、そのような事を思っております。

多少時間が20分ほどの話しになってしまいましたので、こんな所で私の質問に変えさせていただきたいと思っておりますので、ひとつ真摯なご答弁をよろしく願いまして質問を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 関山議員のご質問にお答えいたします。

私も団塊の世代でございまして、私どももちょうど中学校が、あの当時坂井郡、みなほとんど同じような時期に建て替えられておりますので、同じように私も、椅子を持って、そういった移動した経験がございまして、非常に多くの仲間と親しくできてよかったなと思っております。

さて、1点目の地産地消と食育の推進についてのご質問でございますが、地域マイスター登録制度の導入につきましては、本来の意味でのマイスター制度とは若干異なりますが、県と協力し、各地区のアメニティ活動推進員を中心に、優れた技の伝承と技を活かした地域づくりを目的として「むらの達人」の掘り起こしを行い、坂井地区全体で36人の達人を「むらの達人」として登録をいたしております。

あわら市でも、「わら細工」をはじめ、伝承料理では「とびつき団子」や「すずめ焼き」など12人の達人が登録されております。あわら温泉は、温泉宿泊地であることから、多くの優れた料理人を有していることも、他の市町村に比べて恵まれた条件にあると考えております。

今後は、「むらの達人」や「料理人」の力を大いに活用しながら、食の面でのブランドづくりによる地域づくりにも取り組んで参りたいと考えております。

さらに、地産地消の推進や生産者と消費者の交流拠点施設として、ファーマーズマーケット「きららの丘」が5月にオープンをいたしますが、これに合わせた取り組み

として、県やJAなどが生産者とタイアップして、ミディトマトの越のルビーデラッククスや越前柿では、冷凍あわせ柿、越前干し柿、あわせ柿のジェラートなどを利用した企画を進めておるところでございます。

今後は、ファーマーズマーケットを効果的に活用するとともに、県内随一の温泉宿泊地である「あわら温泉」を支える旅館業などの観光事業者と園芸産地の担い手である生産者との意見交換会や異業種交流をさらに促進して、地産地消の推進や地域ブランドの創造に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

次に2点目のご質問でございますが、まず、JR芦原温泉駅の改善に関するご質問でございますが、JR芦原温泉駅は、沿線住民や芦原温泉等の観光客が利用する主要な駅として、昭和40年代後半に橋上駅舎として整備され、現在は上下合わせて約150本の列車が停車する嶺北の玄関口となっております。

ご質問の駅舎1階部分につきましては、部分的ではありますが、多少の雨や雪には耐えられる屋根が整備されております。

1階部分への待合室の整備ということでございますが、この駅は橋上駅舎であることから待合室も2階部分に設けられております。

市では現在「芦原温泉駅周辺整備基本計画」を策定中であります。この計画では、新幹線駅と芦原温泉駅併設を含めた周辺の整備計画として、長野から金沢・福井間開業を見据えた整備を予定いたしております。

議員ご指摘の、駅舎1階部分の待合室の整備につきましては、JRに対し、市として要望してまいりたいと考えております。

次に、あわら湯のまち駅の利活用についてでございますが、この駅はえちぜん鉄道芦原・三国線のほか、県内有数の観光地である東尋坊方面への路線バスの中継拠点として、観光シーズンには多くの観光客で賑わうなど、あわら温泉街の玄関口としての機能を果たしております。

しかし、当駅を拠点としていた観光バス事業者の撤退に伴い、駅舎の約3分の1、約80㎡が空き空間となるなど、あわら温泉の顔としてふさわしい利活用が課題となっております。

このような状況から、市では、この空き空間の利用方策として、旧両町の文化や歴史、産業などを紹介する展示ギャラリー、伝統工芸品や特産品を販売するアンテナショップなどを設置した、観光・散策スポットとしての活用を検討いたしております。

このほか、市内外の観光情報を総合的に提供する観光コーナーを設置し、観光案内機能の強化を図るなど、あわら市観光の情報発信拠点としての活用も検討して参りたいと考えております。

次に3点目の観光マップの作成についてのご質問にお答えいたします。

近年の旅行形態の少グループ化に伴い、観光客の観光地に求めるニーズは多様化し、地域の人々との語らいや文化・風物、伝統行事などとのふれあい、歴史的な遺構や史跡など、観光地としての魅力づくりが求められております。

特に、古くから北陸道の宿場町として栄えた歴史豊かな旧金津地区の地域資源は、

名所・旧跡の少ないあわら温泉にとって、極めて貴重で、魅力ある観光資源であると認識をいたしております。

現在進めております「地域再生マネージャー事業」におきましても、地域資源の発掘は重要な業務の一つともなっており、地域の皆様にもご協力をいただきながら、計画的に調査活動を行い、各地域の自慢の「宝」を発掘して参りたいと考えております。

なお、この活動の成果につきましては、あわら市観光協会、芦原商工会等と連携して仮称「あわら歳時記」として小冊子にまとめるほか、今後のマップづくりに反映させて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

7番（関山博夫君） 7番、関山。

議長（山川 豊君） 7番、関山博夫君。

7番（関山博夫君） 本当にご納得させていただきまして、理解させていただきました。

最後にですね、これからですね、地方分権、そして行政改革、我が市においてもその波を積極的に対応していかなければいけない時期に来ているわけでございます。

福井新聞のですね、記事に県会の一般質問の方のお言葉の中でですね、知事さんの質問と、8市の中でですね、言われている事を引用させていただきたいと思っております。

県と市長との新たな関係はどうかと、若手の坂井郡の選出の先生からのご質問に対して、知事のお答えというのがございます。本格的な地方分権時代を迎える中、県と市町はこれまで以上に連携を強化する必要がある。新年度からは9市8町の市町、そして町長との定期的な意見交歓会を開くというような事が書かれております。

この中では市長、あるいは議長がですね、そういうところに出向かれて、多くの事を語られると存じます。そういう事はいわゆる、県、また市町の領域がですね、非常に私達の身近に迫ってくるのかな、そういうように予感するわけでございます。

また、もう一人若い方のご質問の中に、ブランド作りというものの質問がございました。本県のブランド作りの具体的な戦略はというような事でございます。その中で、知事がお答えされたのは、なぜか長寿の知名度向上や地域ブランド創造事業の定着などで、ブランドを進展させる事が重要である、こういうような形で簡単明瞭ではございますが、この中に多くの資源がかくされているのかなと、課題が隠されているのかなと思っております。

私も昨年、市会議員にさせていただき、そして残りの間、この議会を通じていろいろ情報収集し、皆様方に情報を提供し、そしてこのお話しの活性化に寄与していきたいと思っておりますので、本日の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（山川 豊君） 暫時休憩します。

再開は1時です。

（午前11時43分）

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議の前に一言、厳重に注意をいたします。

午前中の会議の中で、携帯電話を持ち込み禁止という事になっておりますところ、携帯電話の着信がありました。これについては厳重に注意しますので、今後ともこの事がないようお願いをいたします。

それと質問の中で、一人3問ということは45分、3回と決めてありますので、4回目に付いては許可しませんので、これも議員の皆さん、厳重に守っていただきたい。

それと時間的誓約もごさいますので、3番目ですけれども、あまりにも前置きが長く過ぎますので、前置きは簡単にしながら、質問の本質に入っていただきたい。

これ3点をご注意申し上げます。

そして、もう1点につきましては、午前中の質問の中で、向山議員の発言の中で、牧田議員個人に関する、一部適正をかく発言がありましたので、先ほど議会運営委員会の協議の結果、当該部分の発言を取り消す事といたします。

議長職権でさせていただきますので、よろしくをお願いをいたします。

(午後1時08分)

#### 八木秀雄君

議長(山川 豊君) それでは、午前中に引き続きまして、一般質問を開始をいたします。

通告順に従い、1番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

1番(八木秀雄君) 1番、八木秀雄。

議長(山川 豊君) 1番、八木秀雄君。

1番(八木秀雄君) 今日、私、この芦原庁舎に来る前に、北部丘陵へちょっと車でよりまして、そうしましたら、北部丘陵のハウスの前で、70歳前のご夫婦の方がハウスの中で作業をしてました。

車からおりまして、私、今から北部丘陵の担い手の話をしてきますのでという具合に、その方とちょっと会話をしてきました。そうしましたら、即座にその方は、担い手の事で、「八木さん、担い手というのはここで作った色々な作物が、市場で高く売れば、息子たちが仕事をやめてでも、この作業をするんですよ」と答えをいただいたような感じで参ってきました。

そして、その通り道、その坂井北部丘陵から農業者トレーニングセンターの坂道を下りてきまして、芦原庁舎が昭和56年に出来た、この芦原庁舎を見ながら、この芦原庁舎の事についても、今日は一般質問するんだという事で、そこで決意を新にして今日にまいりました。

それでは一般質問をさせていただきます。

まず、金津、芦原両庁舎の統合についてです。

市長は年頭の記者会見の中で、金津、芦原両庁舎が2007年4月に統合する意向を示し、合わせて市役所内部の組織再編も行なう意向を明らかにしました。

また、今の芦原庁舎の利用、活用方法を検討する内部組織を設けると述べてます。発表から2ヶ月たちました。その進捗状況を説明していただきたいと思います。

又住民の声をいつ聞き入れるかも、併せて質問をしたいと思います。

次に、北部丘陵地担い手育成事業について、三国・あわら丘陵地営農推進協議会「農と文化のあるまちづくり基本計画」、平成15年3月に担い手育成事業の主な施策、幼稚園児、小、中学生の食、農、環境学習と農業体験のできる地域ぐるみの学習システムを構築すると明記してありますが、どのような活動をされているのかご質問します。

以上です。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 八木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の庁舎統合に関するご質問につきましては、先ほど、坪田議員に対する答弁の内容と重複をいたしますが、現在、統合に向け、職員の配置や組織の再編、統合に伴う課題の洗い出しや整理を関係部署に指示をしているところであります。

また、これらと並行して、統合後の芦原庁舎の利活用につきましても、職員からの意見やアイデアを求めるなどの作業を進めております。

まずは、庁舎統合の具体化を先行させて参りたいと考えておりますが、議員ご指摘の市民の皆様のお意見をお聴きする手法につきましても、利活用の調査、研究を行なう庁内組織において、検討して参りたいと考えております。

次に2点目のご質問にお答えをいたします。

あわら市と三国町に広がる坂井北部丘陵地では、国営総合農地開発事業により優良な畑地約1,000ヘクタールが造成され、大根やスイカをはじめとする土地利用型農業やメロン、トマトを中心とした施設園芸が盛んで、野菜、果樹の県内随一の産地となっております。

丘陵地の農業振興事務の共同執行を目的に組織された三国・あわら丘陵地営農推進協議会において、丘陵地農業の目指す方向を明確にし、その基本的考え方となる基本理念やテーマ、基本方向を定めたものが、平成15年3月に策定した「農と文化のあるまちづくりの基本計画」であります。

議員ご指摘の地域ぐるみの学習システムの構築につきましては、基本計画における担い手育成事業の施策の一つに掲げられており、現在、その施策の実現に向け、県立大学と連携した学習会などを実施いたしております。

なかでも、平成16年度から県畜産試験場を会場に実施いたしております「わくわく体験農場」は、協議会が中心となり、あわら市と三国町、県関係機関、花咲ふくい農業協同組合、坂井北部土地改良区、各種農業団体や生産農家などが一体となり企画されたものであります。

乗馬や羊のえさやりなどの「動物とのふれあい体験」、ウインナーやバターづくりなどの「ものづくり体験」をメインとした内容で、地域資源を活用した体験メニューづくりや体験学習の受け皿となるものであります。

この事業の実施にあたっては、あわら市及び坂井郡内の保育園や幼稚園、小学校の

協力が得られたことから、昨年度は1日に約3,000人、本年度は1日に約5,000人の来場者に恵まれ、多くの子供達が生き生きとした表情で動物とふれあったり、家族が笑顔いっぱいソーセージを作ったりと、体験学習に対する関心の高さを実感できたものとなっております。

今後はさらに、農業、教育、環境等に携わる関係機関や各種団体が一体となって、地域の皆様となお一層の連携を図りながら、次世代を担う子供達の体験を通じた食料、農業、環境学習ができる地域ぐるみのシステム構築へ向けた取り組みを展開して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

1番（八木秀雄君） 再質問をいたします。

議長（山川 豊君） 1番、八木秀雄君。

1番（八木秀雄君） 担い手の事についてなんですけど、各学校でおきまして、農林水産の体験に取り組んでいるとお聞きしていますが、次世代を担う子供たちのために、農、教育、農業教育、環境部門が真剣に関係を深めて、友好的学習システム構築に取り組んで欲しいと思います。

また、それに必ず実績を作っていたきたいと思います。

それについてのご質問をいたします。

経済産業部長（小林幸夫君） 議長、経済産業部長。

議長（山川 豊君） 経済産業部長、小林幸夫君。

経済産業部長（小林幸夫君） 八木議員の再質問にお答えいたします。

次の世代を担う子供たちが、生涯を通じて健全な心身を養い、豊かな人間性を育む為には子供の頃からの体験の場を通じての、食や農業への理解を深める事が非常に重要で有効な手段と考えております。

農林水産業を体験する事によりまして、仕事のやりがいや苦勞を知り、その重要さを。また、料理体験によりまして、健康に対する食の重要性や食文化への理解を深める事を。そして、動植物と触れ合う事によって、生命の多様性とその尊さを学び、自らが学びます。

さらには、農林水産業を維持継続する事が、地域の環境の保護にも繋がるものと確信いたしております。

さらに、将来、本市の子供たちが様々な体験をきっかけとして、環境問題に取り組んだり、自らが就農し、環境保全型の担い手となってくれたり、そしてなによりも生命の大切さを重んじる人材の育成に繋がるものと考えておりますので、今後も農業教育環境に携わる、関係機関や団体と一緒にしまして、地域住民との関係を深めながら、地域ぐるみで体験を通じた学習システムが構築できるよう、努力して参りたいと考えて降りますのでよろしくお願ひ致します。」

---

山口峰雄君

議長（山川 豊君） 続いて通告順に従い、5番、山口峰雄君の一般質問を許可しま

す。

5番（山口峰雄君） 5番、山口。

議長（山川 豊君） 5番、山口峰雄君。

5番（山口峰雄君） 議長のお許しをいただきましたので、5番、山口が公民館の活動の強化について質問をさせていただきます。

先般示されたあわら市の総合振興計画、素案でありますけれど、その中に5つのプロジェクトがありますが、そのひとつに、輝く人、地域の創造プロジェクトというプロジェクトがあります。このプロジェクトの基本方針として、地域コミュニティの創造を上げています。

この中で、地域で考え運営する拠点やしくみづくりを目指しますと述べられています。この地域で考え、運営する拠点として公民館は、もっとも身近でかつ、生活に密着した重要な拠点であります。

この公民館は、地域の特性に合った生涯学習の中心として重要であるだけでなく、小学生の放課後の文化、社会教育、わいわい教育とか、合宿通学、世代間交流、こういったものに、最近、公民館が利用されてきつつあり、すなわち、学校教育の補完的役割が期待されております。

このように生まれてから死ぬまで、社会教育の中心として、公民館が重要になってきていると思います。

そこで、現在あわら市には9つの公民館があります。そこで、職員の配置についてちょっと述べさせていただきます。

中央公民館、伊井公民館は館長が職員であり、主事が職員、それから管理人がひとりずつおります。職員がひとりずつということは、兼務という事です。同じく、坪江公民館と劔岳公民館も職員の館長、それから主事の職員、それから民間人の嘱託、これはひとりずつおります。管理人といいますのは、鍵を開けるだけという事で、ひとりずつおります。それから細呂木公民館、吉崎公民館も同じく、職員それから館長の職員、兼務の職員と主事、それから民間人の嘱託がおります。

また、湯のまち公民館につきましては、職員が専任の職員の館長、専任の職員の主事、それから民間人の嘱託がおります。さらに本荘公民館は民間人の嘱託、主事は民間人の嘱託、それから管理人も民間人で、同じく北潟公民館も民間人の館長の嘱託がいっぱいあります。

それで旧金津には6館あり、芦原には3館あるという事です。こういった職員配置でやられております。この表から、同じあわら市の公民館の中で、館長、主事が兼務の公民館と館長、主事が専属の公民館があるという事です。

細呂木地区を例にとりますと、吉崎公民館と兼務のために、館長の勤務は午前中は細呂木公民館、午後は吉崎公民館に勤務となっています。ところが、以前は旧金津の全ての公民館で民間人の館長、それから2館を兼務する市の職員の主事、管理人といった構成で、館長兼務している公民館は、ひとつもありませんでした。

また、当時は館長が地元出身に著名人であったため、各種のイベント時にあいさつ

をしたり、囲碁、将棋等の各種競技会に館長杯というものを出したりして、地区の活動のリーダー的役割も果たしてきました。

地区出身の館長でしたので、地区民もいろいろ相談に気軽にでき、地区の活性化に関する意見交換や、議論なども交流も盛んでした。現在あわら市では、館長や主事に民間人の職員を配置している公民館と、市の職員が配置されている公民館があります。どういう基準、どういう理由でそういう違いがあるのでしょうか。この点についてご見解をお聞きします。

合併時には、合併後も以前と同じ形態にするという事を聞いておりましたが、実際には旧金津地区の公民館は、民間の館長の代わりに市の職員となり、さらに2館兼務という勤務対応になってしまいました。これでは時間的な制約はもとより、地域に根ざした活動、地域の特性を利用した独自の活動ができないのではないのでしょうか。

地域で考え運営する拠点として、公民館としては大変な後退ではないのでしょうか。地域コミュニティの創造という基本方針にも逆行しているのではないのでしょうか、見解をお伺いいたします。

また、公民館をお世話する職員の研修、視察もほとんどなされてないようです、以前にくらべてですけれど。平成17年度の予算では、公民館費が1億2,500万円ありますけれど、公民館職員の研修については、あわら市全公民館、年間でセミナー参加負担金が1万4千円、県公民館大会参加負担金が8千円、合計2万2千円という現状です。これだけの予算では、何ができるのでしょうか。何も出来ません。あとは、この2万2千円の残りは人件費と設備の維持管理費だけです。公民館活動の為の費用も何もありません。現状では公民館は、クラブ等への貸館業の役割しか果たしていないと言わざるを得ないでしょう。何の為に公民館があるのか疑問です。この公民館の職員も他の市町村の活動を勉強し、研鑽を積まなければ、自分の地区の活動を指導できないし、やる気も起きてこないと思います。もっと社会教育関連の研究会、発表会に参加させるべきだと思います。

これらについても、ご見解をお伺いいたします。

また、本年から県から派遣されている社会教育主事、昨年からは派遣されてないと思いますけれども、スポーツ主事が引き上げられて、県からこないとお聞きしましたが、今後の社会教育活動が、益々停滞するのではないかと懸念されます。

この点についても、どういう対応かお聞かせ願いたいと思います。

地域で考え、運営する拠点としての公民館、その活動を発展させる為には、まず民間人館長を各公民館に専属に配置する。できれば専属の主事を置いていただきたいと思います。

また、社会教育関連のセミナー、研究会、発表会にも積極的に参加させ、勉強してもらい、指導力を高める為の予算の付けてもらいたいと思います。そうすると費用がかさむと言われるかもしれませんが、公民館費1億2,500万円のうち、8,200万円、率にして66%が市の職員の人件費となっております。民間人の館長なら1年間、役00万円弱です。職員なら何百万になります。民営化すると、館長だ

けでも民営化すれば、大変節約になると思います。

公民館活動のこれからの強化をお願いしまして、質問を終了します。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 山口議員のご質問にお答えいたします。

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されております。

市内の公民館は、金津地区に中央公民館以下6館、芦原地区に湯のまち公民館以下3館の9館であります。ご指摘のように合併後の職員体制が金津地区と芦原地区では異なっております。

金津地区の地区館5館の館長は、市の職員で2つの公民館を兼務している関係上、午前、午後と分けて勤務をいたしております。主事につきましても、館長と同様に2館を兼務いたしております。

一方、芦原地区の地区館は2館で、館長は地元の嘱託館長であり、基本的には午前中勤務となっており、主事につきましては、嘱託職員で1日勤務となっておりますが、これらの配置についての基準はございません。

公民館の使用については、使用の予約申し込みをしていただいております。使用者に不都合にならないように運営を行っております。

なお、土曜日と日曜日につきましては、中央公民館と湯のまち公民館に、職員又は管理人を配置して、運営にあたっておりますが、地区館につきましては、使用申請がある場合を除いては閉館をしているのが現状であります。

次に、職員の研修につきましては、県内で行われるセミナー等には積極的に参加をしておりますが、県外研修につきましては、近年は参加が少なくなっているのが現状であります。

今日の多様化する公民館活動やそのあり方への対応につきましては、インターネットを活用した、県内外の資料の収集、活動事例などの研究に努めているところであります。

また、今後の公民館の運営、管理につきましては、議員ご指摘のように「地域で考え、地域で運営する公民館」の一つの方法として、地元地域でつくる団体等に管理、運営を行なわせる指定管理者制度の導入も検討して参りたいと考えております。

この制度の導入に当たりましては、平成18年度において、関係地区議員をはじめ区長会や地域の皆様と協議、検討を重ねながら、平成19年度以降、実施可能な公民館から導入し、地域に根ざした、地域の文化、伝統などの独自性を育てて行く管理、運営を行い、より身近な公民館にして参りたいと考えております。

市といたしましても、地域住民サービス、市政情報等の提供など、市と地域の接点としての機能、役割も含めた公民館にして参りたいと考えておりますので、よろしく

お願いを申し上げます。

5番（山口峰雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 5番、山口峰雄君。

5番（山口峰雄君） ただ今、ご答弁いただきまして、再度のご質問をさせていただきたいと思っております。

昨日の全員協議会で、行政改革大綱にも答申されておりますが、今回のご答弁で前向きな意向が示されたと思っております。

公民館活動にも指導的役割を果たす社会教育主事、スポーツ主事が不在となった訳ですが、人員不足により社会教育関連の住民サービスが低下する心配がありますので、これに対する対応を、お伺いしたいと思っております。

もうひとつあります。18年度検討して、19年度に実施できる公民館からとのご答弁ですが、一度に指定管理者制度の導入すると時間がかかると思われます。

そこで、以前は館長が民間人を採用していたのでございますが、なるべく本年中でも実施していただきたいと思っておりますが、ご回答を再度お願いしたいと思っております。

よろしく、お願いします。

教育次長（吉村幸夫） 議長、教育次長。

議長（山川 豊君） 教育次長、吉村幸夫君。

教育次長（吉村幸夫） 山口議員の再度のご質問にお答えいたします。

だいたいとしまして、社会教育主事の事でございますが、平成17年度からスポーツ主事が配置されまして、来年度からは社会教育主事が、いわゆる配置されます。これは派遣についてでございます。県の教育委員会から派遣されております、社会教育主事が、いわゆるこんようになるわけでございます。

社会教育の現場には、従来、社会教育主事がおりまして、現在もスポーツ課、文化学習課には、市で要請しました社会教育主事がおります。ただ、今現在の公民館にはその講習は受けておりません。

これにつきましては、社会教育そのものの形態が変わっております。ご存知のように20年程前、公民館を整備した頃には社会教育という言葉が使われたわけでございますが、ここ数年、10年以上でございますが生涯学習という形に変わりまして、社会教育、公民館の活動が居良いよ専門化になってきているわけでございまして、その使用が変わってきて、金沢大学におきましても社会教育主事の講師の数を少なくしているのが原因でございます。その中で研修費も減ってきたというわけでございますが、公民館のあり方につきましては、先ほど市長が申しましたように、今後とも考えて行く訳でございます。

次に指定管理人制度と民間人の考えでございますが、これにつきましては来年度の予算もありますし、現在公民館職員の中でもっともいい、ベターな、先ほども申しましたように、人件費だけで公民館の費用が相当いってしまうのはしょうがないということでございますので、もっともいい考え方を、職員の間で検討しております。

この答えにつきましては、大変申し訳ないんでございますが、18年度1年間を当

てております。その事につきましてはよろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

5番（山口峰雄君） 議長。

議長（山川 豊君） はい、5番、山口峰雄君。

5番（山口峰雄君） ただ今、再度のご答弁いただきまして、これから公民館というのは、地域にとっても非常に重要なものになりまして、昔、公民館の館長が民間人のときは、例えばふれあい祭りとか、そういう祭りとか慰霊祭とかやっても、公民館長が率先してやっていただけたんで、この時は非常に良かったと思ってますんで、これから再度、このようになって行く事をお願いしまして、これで質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

---

#### 穴田満雄君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、16番、穴田満雄君の一般質問を許可します。

16番（穴田満雄君） 議長、16番、穴田。

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） ただいま議長の指名がありましたので、次の2点について質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、皆さんご存知のように福井県には、三方五湖、北潟湖の2つの湖沼があります。その一つ、三方五湖は、昨年11月にウガンダで開催されましたラムサール条約締約国会議で登録されました。同条例は、1971年にイランのラムサールで採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条例」の通称で、人間を守る為に湿地を保全し、賢い利用の仕方を考えるという湿地の「ワイズユース」が条約の精神としてあります。

「湖を守り監視するムードを住民、釣り客へと広げていくことがラムサール条約の狙い」との若狭町長の弁ですけれども、三方五湖においても、40年程前は、シジミ、ウナギ、エビ、スズキ、セイゴ等の恵みを受けていたと言います。ところが、いつしか湖には、ヘドロが積り、汚れが目だち始め、食卓からも湖の恵みが遠ざかっていきました。

又、数年前からは、ブラックバス、オオクチバスの繁殖が活発化している為、コイやフナ等の在来種の生殖が危機的になっていると言われております。これと同様な現象が北潟湖にも見られます。北潟湖は、当市の北部に広がる周囲14キロ、面積2.73キロの湖沼で最大幅は約1キロに過ぎません。湖水は北端で、大聖寺川の河口に通じ、水深も最大3.5メートル、平均水深2.5メートルの浅い湖沼であります。平均水位は、0.3メートルと海水面との差が極めて少ない為、海水の進入がみられ、汽水湖となっておりましたが、吉崎と浜坂との間に堤防を造り、水門によって、海水の出入りを調節した結果、淡水化が進みました。堤防築後は、コイ、フナ、ウナギ、

ボラなどの淡水魚を対象とする漁業も盛んになってきました。しかし、生活雑排水や農業排水等によるヘドロが積り、湖水の汚れも進み、漁業の恩恵も遠ざかってきました。

又、近年外来魚の一種であるブルーギルが繁殖し、コイ、フナの卵や北潟漁業組合が放流した稚魚が食い荒らされる等の被害が出ています。これに対して福井県では、平成13年に北潟湖のブルーギル駆除に補助金を出して支援に乗り出し、また、平成16年度には、北潟湖のブルーギルと三方五湖のブラックバスの駆除に向けた調査を実施してまいります。

当市におきましても、独自に昨年7月20日に福井工業大学との間で相互協力協定の調印をし、その中で北潟湖の環境保全に向けた共同研究や市全体の産業振興の支援に連帯して取り組んでいくとしております。

旧町時代には、名所造りの一環としまして、アイリスブリッジ、北潟湖畔公園、四季の森、サイクリングロード等の事業を行ってきました。これによりまして、北潟湖の外堀の整備は大体終了したと思われまます。しかし肝心な内堀、すなわち、北潟湖の浄化に対する取り組みは始まったばかりでございます。

又、北潟湖畔において、毎年、花菖蒲祭、カヌー競技、観月の夕べ等のイベントも開催されていますが、更なる盛り上がりを目指す為にも、北潟湖の透明度を上げるのも施策の一つかと思われまます。

そこでお尋ねしますが、北潟湖へのヘドロの状況と、それを除去する取り組みはおこなっているのか。

2つめですが、琵琶湖を始め、日本の湖沼で淡水魚の減少が深刻化しております。これは開発等による自然破壊ばかりでなく、ブラックバス類やブルーギルなど外来魚の増加も大きな原因と言われてはいますが、外来魚の生殖状態と、駆除の方法はどの様に行なっているのか。

次に住民の方々が関心の強い、公有財産の管理についてお尋ねします。

財産は、地方財政の健全な運営の上から、財源確保の手段として重要な役割を果たすこともあり、地方公共団体の財政の需要を充足する効果の面からは、地方財政や住民に及ぼす影響も少なくありませんので、財産の管理については、各種の規制もあります。

地方自治法第237条で、この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうとなっていて、地方自治法第238条にこの法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属する者を除く）をいうとなっていて、8項目を規定しております。

また、同条の3項では、公有財産はこれを行政財産と普通財産とに分類する。次の4項では、行政財産とは普通地方公共団体において公用、又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいうとあり、第238条の5において、普通財産は、これを貸付け、交換し、売払い、譲渡し、若しくは、出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができるとなっ

ています。

ところで、公有財産の取得、管理及び処分が適正に行われる為には、現況が明確に記録されていることが必要です。通常この記録は財産台帳によって行われておりますが、この財産台帳の記録管理は、どの様にしておられるのかと。

二つ目ですけども、公有財産の旧慣使用とありますが、この公有財産の旧慣使用とは、あわら市の一部の住民が市制施行以前について有している特別の使用権です。これは自治法238の6に規定されておりますが、この様な財産があるのか否かをお尋ねします。

3つ目ですが、土地保有のうち、5年以上のものを塩漬け土地といわれておりますが、これに該当する割合と地価落下による含み損はあるのかをお尋ねして、一回目の質問を終わりたいと思います。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 穴田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の北潟湖の浄化対策でございますが、北潟湖は、観音川その他の排水路等から生活雑排水や農業排水等が流入し、湖底には多量の窒素、リンを含む有機汚泥が堆積をいたしております。その結果、湖水の汚濁が進行し、市の水質検査では、富栄養化項目である全窒素、全リンについては、環境基準値を超えている状況にあります。

北潟湖の水質改善を図るため、あわら市と美浜町及び若狭町で構成する「三方五湖・北潟湖水質保全対策協議会」を通じ、湖底堆積物の除去について県へ要望書を提出し、平成4年度から国庫補助事業による、浚渫事業を行っております。

この事業は、平成4年度から平成13年度において、最も汚濁が著しい最上流部の小牧から塩尻橋までを実施し、面積6万3千㎡で約4万3千㎡の浚渫を行ないました。引き続き平成14年度からは、塩尻橋から昭和橋までの浚渫事業に着手し、平成22年度までに、約4万4千㎡で3万1千㎡の浚渫を行なう計画となっております。

この事業の実施により、富栄養化項目でわずかながら減少傾向が認められ、一定の効果が現れており、今後とも県に対し、事業の継続を要望して参ります。

しかし、湖沼の水質浄化対策として最も重要なことは、発生源対策であります。下水道への早期接続や水田へ勘考性肥料、有機肥料の使用促進等を図り、水質汚濁の防止に努めて参りたいと考えております。

次に、外来魚のブルーギルの生殖状況と駆除方法についてでございますが、ブルーギルやブラックバスは、もともと北アメリカ大陸の川や湖に住むものでありますが、近年は日本各地で確認されており、県内の川や湖にも生息していることが確認されております。

北潟湖でも昭和45年頃からブルーギルが見られるようになり、その数は年々増加し、コイやフナの子魚や卵などを食べられるという漁業被害が出てるようになっております。

このため県では、平成13年度から「外来魚緊急駆除対策事業」を実施し、北潟漁

業協同組合が行なう駆除事業に対して補助金を交付し、外来魚の駆除に取り組んでおります。

捕獲状況は、年々減少傾向にあることから、平成13年度以降の生息の増加は抑制されていると考えられますが、県では平成16年度から4カ年で「外来魚対策調査事業」に取り組み、外来魚の分布状況や生態を調査し、効率的な駆除方法についての検討、開発を行なうことになっております。

次に2点目の公有財産の管理についてのご質問でございますが、市有財産の管理につきましては、法令の定めによるほか、あわら市財産管理規則による、事務の適正化を図っております。

財産管理に関する事務は、行政財産については当該財産に係る事務、又は事業を所掌する課長等が、普通財産については監理課長が行なうことと定められております。

ご質問の公有財産台帳は、各事業を所管する課が備え、適正に管理するものですが、合併後の財産が膨大化し、従前のような紙ベースによる管理では掌握が難しくなったため、正確かつ効率的な運用を図るため、データの電子化やシステム化を目指し、現在、台帳の精査、整理作業を行っているところであります。

次に、旧慣使用の財産についてのご質問でございますが、旧慣使用権は、明治22年の旧市制町村制施行以前からの慣行として、一部の住民に保障された公法上の権利であります。

調査をした限りでは、市有財産において旧慣使用権の存在は確認いたしておりませんが、今後十分な調査の上、対処して参りたいと考えております。

次に、塩漬け土地の割合と含み損についてのご質問でございますが、塩漬け土地とは、土地開発公社が、土地を購入したまま用途が具体化されず、自治体が引き取れないまま5年以上経過した土地のことを、いつしか「塩漬け土地」と呼ぶようになったようであります。

本市には土地開発公社はございませんが、「塩漬け土地」に類似するものとして未利用地がありますので、未利用地の状況について申し上げます。

土地開発基金で取得した土地が3カ所、普通財産では宅地で7カ所、面積にして8,813平方メートルであります。この未利用地のうち、5年以上未利用となっているものの割合は、約53.4%となっております。

また、含み損についての考え方でございますが、公有財産は主に事業目的に基づき取得するものであり、この未利用地については、財政事情等による事業未実施の状態ということで、売却益に結びつくものではないと考えております。

参考までに、平成8年度に取得したJR芦原温泉駅前周辺の土地については、取得価格と平成17年度固定資産評価額との割合において約20%の下落となっております。

よろしくお願いを申し上げます。

16番（穴田満雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 今の市長の答弁で、だいたい概要は理解できたんですけども、私、頭が悪いもんですから、もうちょっと市長、あるいは他の部長に答弁していただきたいと思います。

まず一つ目ですけれども、北潟湖浄化対策についての中、北潟湖のヘドロの状態なんですけれども、今、市長の答弁ですと、平成4年度から13年度、それから平成14年度から22年度と、こういう浚渫の事業をやっていきますと、そんな中での項目では減少の傾向にありますよと、これ私は大変結構な事じゃないかと思うんです。ですけれども、国庫事業としてやってくれているんですが、その北潟湖、湖全体にどれくらいのヘドロがあるかと、そういう調査をしてあるのかどうかと、それから富栄養化項目だけじゅなしに、透明度はそれによって増してきているのかと、これ2点について、ひとつお願いしたいと思います。

市民生活部長(山田重喜君) 議長、市民生活部長。

議長(山川 豊君) 市民生活部長、山田重喜君。

市民生活部長(山田重喜君) 穴田議員の再度の質問の件でございますが、北潟湖のヘドロの状態でございますけれども、約70センチあるように聞いております。従いまして、それに面積をかけていただければ量が出るのではないかと思います。

2点目の透明度でございますけれども、事実、計っているわけでございますけれども、少しずつ、ヘドロを除去した関係上、良くなってきております。

以上でございます。

16番(穴田満雄君) 議長、16番、穴田。

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 今の質問に対して、三回目の質問をします、再々質問をします。

理事者側はそれなりの、北潟湖の湖水をきれにしてやろうと、住民のみなさんにやね、きれいな北潟湖を見ていただこうと、こういう気持ちは当然持っておられるだろうと思います。

そうすれば、そんな中で、色々な情報収集も私これ、必要じゃないかと思うんですね。今の答弁ですと、もう少し突っ込んだ答弁がいただけるのではないかと思ったんですけれども、悲しいかなそういう答弁じゃなかったんで、再々質問としまして、先ほどの三方五湖の例も上げましたけれども、三方五湖では、私の調べたところによりますと、EM菌、これは乳酸菌や酵母菌などの微生物の事でございますが、これは浄化作用があってやね、その水質改善効果にも繋がっていきますと、こういうような情報を得ています。

それで、三方五湖の住民は平成16年度に、このEM菌を使った団子ですね、団子を1万個投入したと、そうしたら浅い部分から徐々に透明度が増してきましたと、こういうような情報を持っているんですけれども、この他にですよ、もし理事者側で、透明度を増す、ヘドロを減らす、こういう情報を得ているんでしたら紹介かた、お願いしたいと思います。

市民生活部長（山田重喜君） 議長、市民生活部長。

議長（山川 豊君） 市民生活部長、山田重喜君。

○市民生活部長（山田重喜君） ただ今の北潟湖の水質浄化問題でございますけれども、確かに穴田議員ご指摘のですね、三方五湖等につきましてはE M菌で浄化をしていると、しかしながら、かなり予算も係るような事も聞いております。

今後につきましては、こういう事もやっていきたいと思っております。

尚ですね、北潟湖の浄化につきましてはですね、いわゆる浮き礁、葦を植えたやつで浄化しておりますし、また、観音川流域、北潟流域につきましては、三方五湖・北潟湖水質対策協議会の中で、椰子の実の石鹼を配ったりですね、あるいは台所の三角の水切りコーナーを配布いたしまして、浄化活動に啓蒙推進しているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） E M菌の話が出ましたけれども、私も先ほど申し上げましたように、三方五湖と北潟湖の水質協議会に出ておりまして、E M菌のお話をいろいろと聞いておりますけれども、県はE M菌の効用を認めていないんですね。というのは県が実験したところでは効果が顕著に現れていない。一つは透明度が、団子を入れる事によって、結局沈殿する為の時間がかかったりしてですね、透明度が悪くなるというような事がひとつ上げられておりますし、その団子そのもののいわゆる、色んな物が含まれておりますので、それが返って悪い状況になるっているようなお話を聞いております。

ただ、生物はその中に色んな生き物が、長いこと生きれるというんですか、そういうような事で、生物に対する効果はあるのではないかという事で、私も関係の皆さんからちょっと進められておりまして、書類等もいただいておりますので、担当課の方でE M菌に関する勉強をして欲しいと、こういう具合に今、指示を出しております。

それらで、一度あわら市として取り組むべき物としてですね、担当課から上がってくれば、ぜひ検討していきたいなと思っておりますけれども、今は調査の段階でございますので、また、色んな事を調査しながら今後、生かしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

16番（穴田満雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） 今、市長から前向きな答弁、ありがとうございました。

ひとつ、そういう努力方、よろしく願いします。

次ですが、今度は外来種の一つである、ブルーギル、これについてお尋ねしたいと思っております。

議長（山川 豊君） 穴田議員、3問目です。1問について、1回目と1、2と。

16番（穴田満雄君） それでは、次、保有財産の管理についてお尋ねします。

先ほどの市長の答弁ですと、データの電子化やシステム化を目指して、台帳の整理作業を実施していますとこういう事ですが、財産台帳は公有財産の取得、あるいは管理、処分等に伴い、その増減等の状況及び管理、運用の状況が常時、的確に把握されている物だと私は理解しております。

それで、この作業をするに当たってどれくらいを目途に置いているのか、ひとつお答え願いたいと思います。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） 総務部長、伊藤清明君。

総務部長（伊藤清明君） 質問にお答えさせていただきます。

いわゆる公有財産の整備につきましては、担当を預かる管理課が所管で進めておるわけでございますけれども、ご案内のように昨年、本年とGIS事業も完了したところでございます。

これと併せました台帳整備をということで、管理課が検討やっておりますので、終了時期ははっきり申し上げられませんが、議員ご発言のご趣旨の台帳整備は、急ぐ必要がございますので、それを含めまして担当課で早急にやるように指示して参りたいと思いますので、ご了承賜りたいと思います。

16番（穴田満雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） 今、部長の答弁ですと、なるべく早くやりたいと、こういう答弁をいただきました。

やっぱり公有財産の台帳と言いますとやね、市民の皆さんの財産ですから、財産管理、これ的確にさせていただきたいと、こういうように思います。

次は旧慣使用の財産、これは先ほど市長の答弁の中では、今まで調べた結果、ありませんでしたと、こういう答弁でしたけれども、更なる調査をしていただきたいと、こういうように思います。

それから、答弁の中で公有財産は主に事業うんぬんとありましたけれども、公有財産でもやね、今さら市長にこんな事言うのは誠に失礼に当たるかもわかれませんが、行政財産と普通財産に分けられると、先ほど市長が答弁されたのは、恐らく行政財産の事を言っているんじゃないかと思えます。

私の考えているのは、普通財産の処理について私はそういう意味で質問しております。それで、この普通財産も経済的価値を発揮するために、収益財産とその他の財産に分けられると、私調べたらこういうようなもんもんが書いてありました。

そこで、平成16年度の決算書なんですけれども、これを見てやりますと財産に関する調書の中で、公共用財産、山林、貸し付け財産、その他となっておりますけれども、このその他というのは何を指しているのかという事と、それから、これからあわら市も行政改革の大綱も出来ましたし、これから財政難の折から、普通財産もやね、必要以外のやつは、私はどんどん処分していくべきだと、こういう考えを持っております。

ですから、普通財産の中でも、今言いましたように収益財産とそうでないもの、その他の財産の区別はすでに出来ているのかと、これについてお答え願います。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） 総務部長、伊藤清明君。

総務部長（伊藤清明君） 今、決算書を持っていないので、区分けは何とも申し上げられないんですけども、質問の後段にありますように、普通財産といわゆる行政財産との区別は明確にしているつもりであります。

ただ、本市の普通財産にはいわゆる寄付を持って受け付けた財産がありますので、これらについては、いわゆるかなりの年度が経った土地がある状況でございますので、後ほどまた、資料等でお示しをしたいと思います。

---

#### 橋本達也君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、21番、橋本達也君の一般質問を許可します。

21番（橋本達也君） 議長、21番、橋本。

議長（山川 豊君） 21番、橋本達也君。

21番（橋本達也君） 2点質問をいたします。

まず、第1点目は、地域防災計画の策定について質問をいたします。

合併後2年が経過したにもかかわらず、いまだにあわら市の地域防災計画が策定されておられません。この間、豪雨による被害はあったものの、災害対策本部を設置すべき状況には至りませんでした。これは幸いというべきであります。

地方自治体がおこなうべき行政サービスは多岐にわたりますが、市民の安全を守り、危機に際して的確な対処を図ることは行政に課せられた最も重要な責務であるはずであります。

ここで、近隣市町のふたつの例をあげます。まず丸岡町では、非常事態に際しプールの水を浄化して、飲料水に転換する装置を設置しております。大事なものは、このような装置の是非云々ではなくて、非常事に備えて平穩時に対策を講じるという意識があるかどうかではないでしょうか。

もうひとつの例は、福井市では自然災害や武力攻撃、伝染病などさまざまな危険への対応を示した「福井市危機管理計画」の原案がまとまったとのことであり、これは災害対策基本法、国民保護法のほか、法規定のない危機事象も対象とする行動計画であり、自助、共助、公助という概念を導入して、市民と地域や企業、そして行政との連携をうたったものになっているそうであり、

以上のような自治体に比べ、この2年間の本市の対応には危機管理意識が欠如しているのではないかと印象がぬぐい去れません。まず、この件についての理事者のご認識を伺います。

2年前、合併と同時に制定された「あわら市防災会議条例」は、市長を会長とする

防災会議をこの3月までに開催することを予定していると考えます。なぜなら、同条例の第3条7項において、防災会議委員の任期は2年と規定していながら、附則2において同条の規定にかかわらず、委員の任期は平成18年3月31日までという経過措置が規定されているからであります。

したがって、附則2の反面解釈から、同条例が求める防災会議の期限内開催に違背しているのが現状と考えます。今まで防災会議を開催しなかった理由と責任についてご答弁を求めます。

この防災会議が作成すべき「あわら市地域防災計画」がいまだに策定されていない状況は市民にとって不幸であるばかりでなく、明確なマニュアルのないままに危機対処行動を強いられる職員にとっても不安であるはずであります。

早急な防災会議の開催と計画の策定を強く要望いたしますが、この対応についてのご答弁を求めます。

次に雲雀ヶ丘寮の特養、すなわち特別養護老人施設の増床計画について、質問いたします。

雲雀ヶ丘寮において特養40床の増床計画があるとのことですが、坂井地区広域連合における、第三期介護保険計画の施設整備計画からすれば、これは極めて異例といえます。なぜなら、18年度から20年度までの3年間で坂井地区における特養計画ベッド数が全体で40床だからであります。

この増床計画について市長は従来から熱心であったと聞きおよんでおりますが、それは雲雀ヶ丘寮の民営化問題と関係があるのかどうか。いいかえれば、あわら市の公的施設として増床が必要とお考えなのか、あるいは民営化のための条件整備としての必要性を重視しておられるのか、その理由についてご答弁を求めます。

さて、特養のベッド数が保険料に反映する金額が大きいことはつとに指摘されているところであります。第二期までの計画では、ベッドがひとつ増えるごとに保険料が約20円高くなる計算になると聞いておりました。第三期計画ではそこまでにはならないと思いますが、今回はどの程度になるのかご答弁願います。

ところで、私はひとつの危惧をいただいております。それは介護保険広域連合が解体し、あわら市が単独で保険者になる可能性であります。特に、坂井市が誕生することで広域連合内でのあわら市の立場が相対的に低下することを考えると、その可能性をどこかで考えておくべきではないでしょうか。

仮にそうなったとすると、特に特養ベッド数のあわら市内での増加は、将来の財政や市民の保険料負担に大きな影響を及ぼすことが推測されます。そこで、あわら市が単独で保険者になったと仮定したときに、特養40床の増床が保険料の増加およびあわら市負担の増加に及ぼす影響をそれぞれ金額で示されるよう求めて、質問を終わります。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） 総務部長、伊藤清明君。

総務部長（伊藤清明君） 第1点目のご質問は、担当部の私からお答えさせていただきます。

きたいと存じます。

一昨年、福井豪雨、台風23号そして新潟県中越地震と、立て続けに日本列島を襲った大規模災害により、全国的に防災意識、危機管理意識が大きな高まりを見せております。

無論、市といたしまして、これらの重要性は、十分認識をいたしておるところでございます。

本市にも被害をもたらした平成16年10月の台風23号の際には、いち早く災害対策本部を設置し、被害状況の把握、情報収集に努めるとともに、関係地区の避難場所を開設し、避難勧告等も発したところであります。

しかし、議員ご指摘のように、合併後の新市建設を進める中において、防災対策、危機管理対策への取り組みは、必ずしも十分ではなかったと感じております。このことが新市の地域防災計画策定の遅れにもつながったのではないかと感じております。

県内の例をみますと、福井市は言うに及ばず、他市においても、地域防災、危機管理対策を専門とする部署やグループを設置し、専任職員を配置いたしております。

今後は、本市におきましても十分な体制整備を検討し、積極的な取り組みを行って参りたいと考えております。

次に、防災会議に関するご質問でございますが、あわら市防災会議条例附則第2項の経過措置につきましては、委員の任期について、この会議の委員の構成上、年度単位での委嘱、又は任命を行なうことが適当であるため、特例措置を設けたものであります。このような規定は、他の附属機関におきましても委員任期の特例措置として定められているものであります。

すなわち、この規定が任期内での会議開催を義務付けているものではございませんが、ご指摘のように、これまで会議を開催しなかったことは、決して好ましいことではございません。これまでの防災対策、危機管理対策への取り組みと合わせて、反省をすべき点であると考えております。

また、地域防災計画につきましては、現在、県当局とも協議を行いながら策定作業を進めておりますが、平成18年度の早い時期には防災会議に諮問をし、18年度上期には策定の予定といたしておりののでよろしくお願いを申し上げます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 2点目のご質問にお答えいたします。

雲雀ヶ丘寮の増床につきましては、平成12年の介護保険制度がスタートした時点より要望していたものであり、40床を増床することにより、経営上の安定を図るものであります。

当施設に養護部門も備えており、特養施設と養護施設の両部門一体での施設運営であるために、特養施設の40床増は是非実現したいと考えております。

また、この増床計画は、旧金津町時代からの計画事業であって、施設の民営化問題とは直接関係ないものであります。

次に、特養ベッド数の1床当たりの介護保険料についてでございますが、広域連合においては、第3期の計画の中で、認定者の増及び地域支援事業の創設、施設整備の充実の中では、特養施設40床、地域密着型施設58床の増床を見込んでおり、介護老人福祉施設で19円、介護老人保険施設で20円の増となる試算をいたしております。これにより、介護保険料も基準額3,600円から3,900円に引き上げの予定となっております。

次に、介護保険広域連合が解体し、あわら市が単独で保険者になる可能性があるということでございますが、そのことについては、現在の管理者会では全く議題に上がっておりませんし、話題として取り上げられてもおりません。

一般的には、様々な分野において広域的に事務処理を行なうほうが効率的にもベターであると考えております。

また、40床増床につきましては、仮に増床をしなくても、他の地域に40人が入所されても負担額が増加いたしますので、地元施設の40床増床により、現在のあわら市の待機者120人が、優先的に緩和されるメリットの方が大きいと考えております。

なお、単体保険者となった場合の試算であります。平成16年度広域連合の決算における人件費等を除く介護保険給付費総額は、15億8,600万円となっております。あわら市が40床を確保した場合には、1床当たりの単価、23万5,170円でございますので、総額1億1,280万円の純増となります。

負担割合は12.5パーセントですが、事務経費の負担増を考えますと介護保険料及び市の負担額も大幅な増になると考えられます。

現在においては、広域連合の解体は全く想定いたしておりませんので、事務局といたしましても単体の保険の試算は行っておりませんので、よろしく願いを申し上げます。

議長（山川 豊君） 暫時休憩します。

開会は2時40分から開始します。

（午後2時30分）

---

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時41分）

---

大下重一君

議長（山川 豊君） 通告順に従い、3番、大下重一君の一般質問を許可します。

3番（大下重一君） 議長、3番、大下。

議長（山川 豊君） 3番、大下重一君。

3番（大下重一君） それでは、私の方から質問をさせていただきます。

長期財政計画についてのご質問になります。

2月28日の全員協議会にて、私たちは初めて長期に渡る財政計画というものを、担当課からしっかりと説明をしていただきました。

それによりますと、平成18年度においても2億円の債務負担行為は、借り替えざる得ない。平成21年、3、4年先からは歳出と歳入が返り、いわゆる歳入を歳出が上回るってくるというような状況について説明をしてもらいました。

ならばどういった対策をとというような案として、自主財源の確保に、いわゆる都市計画税なる物を導入、あるいはゴミ袋の値上げ等、公共料金そのものを上げざる得ないと、そういった形を取りながら、歳入と歳出のバランス、いわゆる均衡を図っていかなきゃならないんだというような説明でありました。

そういった内容を捉えて、翌日の福井新聞ではこんな記事が記憶に残ったんですが、合併効果以上に目立つ財源不足による苦心のやりくりというような事で、当市の財政状況を解説してありました。

私も議員になりまして、これで8ヶ月目になろうかと思うんですが、市当局は必ず事あるごとに、とにかく財源がないというようなお話しも聞いておりまして、まだ合併3年目を迎えるという段階でありながら、この知らされた財政状況、後々のシュミレーション、合併1年目から合併15年目までの状況を聞かされ、目の当たりにした時、大変だなと、誠に大変だなという思いと同時に、この3万1千人のあわら市が、本当に頑張っていて、生き残って、勝っていけるのかと、そんな思いをもったわけです。

そこで、その時の財政課の説明と重なるかと思うんですが、この現状を捉えて、このあわら市のリーダーである松木市長は、この市の運営をいかに図るべく対策を練っておられるのかについて、お考えを聞かせていただきと思います。

それに加えて、市民への情報公開は、あるいは市長の説明責任はいかに図るのか、これも併せてお聞きをしたいと思います。

それに重ねて、先ほどから中学校統合問題というのが大変大きな当面の問題ですが、この状況の中で今、説明会あるいはあわら市の広報等で情報公開されてますのは、統合の新築か、あるいは2校の新築かという、両方新しく建てるという話しばかりが先行しているように思います。

これほど財政が厳しいのならば、15年先がしっかりと捉えきれないのであれば、なぜ両中学校の改修、いわゆる補修といいますか、リフォームといいますか、そういった物が議論として上がってこないのかと。

先日提出された教育厚生委員会からの資料によれば、どう見ても改修補修が理にかなった対応のように、私は思えてならないわけです。

これについても、お考えを聞かせていただきたいと思います。

以上、第一回目の質問を終わります。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 大下議員のご質問にお答えいたします。

先般の全員協議会で申し上げましたとおり、今後のあわら市の財政状況は非常に厳しいものとなっております。

しかしこれはあわら市だけでなく、全国自治体どこも同じでございまして、そう

いった中で本市の財政計画につきましては、当初、新市の建設計画の中でお示しいたしましたが、その後の三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の廃止、縮減、地方交付税等の大幅削減に加えまして、人口減少あるいは固定資産税の評価替えに伴う影響等によりまして、地方交付税や市税の伸びが期待できないなど、社会情勢や国の政策変更に伴い大きな差異が生じてきております。このため、財政の見通しはこれらの変化に対応すべく、その都度見直しを行なわなければならない状況となっております。

このような中で、平成30年度までの今後のまちづくりにつきましては、議員ご承知のとおり課題が山積をいたしております。特に中学校の整備事業、金津・三国線の道路整備事業、嶺北金津消防署の老朽化に伴う改築、国営・県営かんがい排水事業の負担金をはじめ、本県が進めている北陸新幹線開業に合わせた駅舎や広場の整備、跨線橋の高上げ工事等の大型プロジェクトが予定されております。

このような財政環境の中で、現状のままで推移した場合、平成20年度には財政調整基金も底をつきまして、今後10年間に約11億円の累積赤字が発生するものと予想されております。

このことから、人件費の抑制や事務事業経費の削減、特別会計の採算性向上による繰出金の抑制、市税の収納率向上をはじめ、上水道、下水道使用料、保育料などの公共料金の適正化、新たな税源の確保等、行財政改革を強力に推し進めることで毎年度の赤字額を解消し、これら大規模事業推進のための財源を確保するとともに、優先度に応じた施策の取捨選択が重要となってまいります。

このように、今後のあわら市の効率的なまちづくりの推進には、市民の皆様のご理解とご協力が不可欠なものとなります。このため、策定中の総合振興計画に掲げた事務事業を推進するに当たっては、本市の財政状況を適宜市民の皆様にご公表し、優先度に応じた施策の取捨選択を行い、次代に誇れるまちづくりを推進して参りたいと考えております。

次に、中学校建設に係る事業費等についてでございますが、これまで両中学校建設の場合と統合中学校建設の場合の事業費と財源比較を試算してご説明をいたしております。また、一昨日から開催いたしております住民説明会では、芦原中学校の改築と金津中学校の校舎の耐震化、体育館の大規模改修に係る事業費と財源試算につきましても比較表をお示しして、説明をいたしております。

議員ご指摘の両中学校の大規模改修につきましては、過日の教育厚生常任委員会協議会で耐震補強工事と大規模改修工事については、詳細な設計などは行っていないために、仮の数字として国の補助限度額を基本に算出した試算表で、ご説明申し上げたところであります。

これらの改修に係る事業費試算額は、改築事業費に比べて、大幅に少ない金額となっており、これに伴う市の負担額も少ない金額となっております。しかし、地方債や合併特例債の充当、その後の交付税算入額を考慮いたしますと、改修事業は改築事業に比べて、国の助成が少なく、財政的には非常に不利な事業であります。加えて、大規模改修に係る工事期間を考えると、この期間の教室の確保や騒音対策に係る授業方

法等について、大きな支障や困難性が危惧される状況であります。

さらに、建物本体の耐用年数を考慮することも極めて重要であります。耐力度調査により、建物自体の強度が建設時の50%以下に落ちていることが判明している芦原中学校はもとより、同時期に建設された金津中学校につきましても、仮に耐震化工事をした場合でも耐用年数を迎える10年後には、さらなる改築事業に着手する必要があるものと考えております。この時期には、合併特例債の充当期限も過ぎており、改修事業に充当した地方債の未償還金もあることなどから、財政状況からも容易には改築できないと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

3番（大下重一君） 議長、3番、大下。

議長（山川 豊君） 3番、大下重一君。

3番（大下重一君） 中学校の二中の改修の件でございますが、私の教育厚生委員会でおきまして、いろんな資料を出していただくんですが、極端な言い方をしますと日替わりに資料が、どんどん変わってくるような気がしてならない事が実はあります。

今の大規模改修に係わる、この支障、問題点ですね、工事機関の騒音や教室の確保とか、あるいは耐用年数、今補修をしても耐用年数10年後には改築事業に入らなければならないと、これはどういった根拠で、誰がどのように言った事なのかという事も含めて、実はお尋ねしたいところですが、これは教育厚生委員会において詳しく議論をさせていただきたいなというように思います。

そこで、長期財政計画の中でですね、いよいよ3月20日に9万5千人の坂井市の誕生という事に相成るわけですが、地域自治区なるものがどのように機能するのかとか、いろんな疑問とあるいは期待感とあろうかと思うんですが、これはですね、大変大きなライバルの出現かと。

実はどちらにしましても、今後、都市間競争、いかに秀でた自治体になっていくかという事が、我々が担っていく命題だというように思わざる得ないんですね。

北を見れば7万7千人の加賀市、南を見れば坂井市の9万5千人と、それであわら市の3万人のこの市が、どう生き抜いて、勝ち抜けるのかというのが大きなポイントになってくるかと思うんですが、ただ坂井市にいかに競い合って勝って行けるかというような事になった時に、長期財政計画の中にならわっている、例えば都市計画税にしても、公共料金のアップにしてもですね、市民、あるいは住民個々に負担増、いわゆるサービス料金をアップして行くことになれば、当然のごとく坂井市はいいいくらなんだ、あわら市はいくらなんだというような話しになっていくように思います。

どんどんどんどん、安易に財政でないところは市民に付けようというような構図になる事は、大変危険なように思うわけで、新に求められるのは人口約3倍になりますかね坂井市は。その大きな税収基盤を抱えている坂井市の水準に、いわゆるサービスを劣らないものとして、あわら市の市民に提供する、こういった任務と申しますか責務をこのあわら市でがんばりつづける以上、持たざる得ないという事になると思います。

市長にお聞きしたいんですが、住民負担増に走らない税源基盤の喪失、昨今も福井

市の市長選がありまして、坂川勝氏が福井市の市長としてなりました。道州制をにらんで、あるいは中核市をにらんで、政令都市をにらんでという話しの中に、いわゆる地域力をどう上げるのかというような話しがありました。

一方、高木文同氏は負けましたが、県都100年計画とうたって戦ったわけですが、松木市長がこの舵取りの中でですね、あわら市の今後の舵取りの中で、財政はどんどん無くなる、人は減る、そうしたらどんどん合理化だと、二つあるものひとつにまとめて行こうじゃないかと、そんな話しばかり今のところは、残念ながら私は聞こえてこないような気がします。

先般の国勢調査でも、坂井市、いわゆる丸岡、春江、坂井、三国町の各人口はですね、合計をして1,239人増加しているが、一方であわら市は残念ながら、1,098人の減少を見てしまったと。この隣接する二つの市で、方や増加、方や減少という、これを目の当たりにする時にも、よっぽどがんばってですね、人口増加なり、企業誘致して行かなきゃ、ただただ住民にどんどん負担を重ねて行くという事では、我々の責務を果せないのではないだろうかというように思って仕方ないところです。

そこで改めて、坂井市の誕生に併せてですね、あわら市の独自性をどう確立して行き、都市間競争に望むおつもりかというところを、市長の熱い思いをひとつ、語っていただきたいというように思います。

重ねて、情報公開の事も先ほどちょっと触れさせてもらいましたけれども、私はなぜ、この情報公開が大事かといいますと、住民にどんどんどんどん負担するということになれば、いわゆる受益者負担、この考え方にどんどんどんどんなっていこうとする形であると思うんですね。

そうしたら余計に住民に、なぜこうなのか、こうしなければならぬために、どう負担をお願いしたいという事は、しっかりと丁寧な説明が必要だというように思うわけです。

ですから、今後のあわら市の舵取りと、その中に併せて、今後の説明会と説明責任をどう市長は望んでいかれるおつもりなのか、これについてご答弁をいただきたいと言うように思います。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 大下議員の再度のご質問でございますが、大変漠然としたといえますか、ご指摘でございますが、私が今考えてる事を申し上げたいと思います。

これからの、合併後の都市間競争というのは、議員ご指摘のように益々厳しくなるものと思っております。お隣の加賀市、あるいは坂井市だけでなく、やはり全国の各氏町村と競争する事になるのかなと思っております。

そういった中で、先般発表されています、例えば行政コストですね、一人当たりの、住民一人当たりの行政コストで、人口が5千人以下の町村では約106万円、それから3万から4万が私どもの市でございますけれども、ここの市でだいたい36万円、一人当たり。それから10万以上の市になっても33万円という事でございます。従

いまして、お隣の例えば坂井市が今、9万3千人になりますけれども、そんなに安いといえは1割弱ですね、うちよりもコストが安くなるという事でございますが、そのくらいは充分、あわら市がいわゆる行財政改革を徹底してやっけて行けばですね、充分それに対抗できるような数値でございまして、あわら市が2年先駆けて合併して、今中学校を統合する、あるいは行財政改革、今年、市の行政改革大綱も今、議会に提出をいたしているところでございますけれども、そういった事を5年間で徹底してやればですね、充分今の他の市町村と対抗できるものと私は確信いたしております。

ただ、その行財政改革ばかりを進めていてもですね、実際にもっとたくさんの人口が増加して事が、議員ご指摘でございますので、それに対して市としてどういう具合に取り組んでいくかという事が、非常に重要でございます。これにつきましては、昨日の穴田議員のご質問にもお答えいただきましたように、やはり何といたしても住民の皆さんが住みよいまちづくり、それがやはり基本かなと思っております。

その他にやはり、もう一方では働く場所としての産業の活性化、その中には工業が、金津では非常に盛んでございますので、企業の誘致とか工業を更に発展させていくってこと、それからあわら温泉、観光は非常に大きな、旧芦原町の大きな目玉でございますので、これについても市が積極的に取り組んで、全国からたくさんのお客さんにきていただく、そういった下地作りしていく事が極めて重要かなと思っております。

又、両方にあります商業のそういうような活性化についても、これは商工会を中心にして、又やっぱり、ぜひそういうような活性化を図っていくように、TMOの導入とか、そういった事も検討して行きたいと思っております。

又、両町にまたがるいわゆる農業ですね、北部丘陵地もございまして、大きな水田もございまして。こういった中でも、やはりパイプラインは非常にお金に係ります。又、土地改良もお金がかかりますけれども、やはりそういった中でもですね、市としてもしっかりと産業の基盤、農業の基盤を築いていくためにも、これから投資していかなければならないと思っております。

そういった事を併せてやればですね、必ずや先に明るい物が見えてくる物と思っております。そのためにも、今、庁舎の統合、あるいは中学校の統合、各施設の統合というものは必要なものは落として、皆さんで使っていただくというような形にしながらですね、魅力的なまちづくりをして行けばですね、必ず先が見えてくるのではないかと思っております。

ちょっと余談になりますけれども、この間、坂川氏が当選されまして、道州制の相手としてですね、坂井市あるいは永平寺町を掲げてございましたが、私は将来的にはそういった可能性もきわめてあるものと思っております。ただそれがいつの時点で来るかどうかわかりませんが、その間にあわら市としてはきちっとした体制を作っていく事が極めて重要であると思っております。

自治区として残る為には、それだけのきちっとした基盤がなければですね、自治区としては残っていけないと。今、お隣の坂井市は5年間の自治区でございまして、きちっとした自治区で、将来がずっと残っていただけるものとは違うわけですね、将来的

に例えば道州制が導入された暁には、例えばそういうような事が標榜できるような時代が来るものと思っております。それまでにはしっかりと、この嶺北の拠点をですね、魅力あるまつづくりにしてですね、やっていく事があわら市の今の立場ではないかと思っております。そのためにも市民の皆さんに無理なお願いを今している部分もあろうかなと思っておりますけれども、そういった事をぜひご理解をいただいて、取り組んでまいりたいと思っております。

又、情報公開につきましては、適時、色んな形でさせていただいております。あわら広報紙も出しておりますし、又、ケーブルテレビ等でもお話しをさせていただいております。又、インターネット上でもいろんな情報を公開をいたしておりますし、又、私はどこでも「おでかけトーク」という形で、皆さんとひざを交えてのお話しもさせていただいておりますので、できるだけそういった事を頻繁にしながら、地域の皆様方にあわら市のおかれている状況と、又、住民の皆さんの声が市政に反映できるような、そういったものにしていきたいと考えております。

3番(大下重一君) 議長。

議長(山川 豊君) はい、3番、大下重一君。

3番(大下重一君) ご答弁いただきまして、初めて私、市長の言葉の中から、ずいぶん先の展望に繋がるのかなというような思いを聞かせていただきました。

そこに向う手法という事になると、まだまだ私自信が納得できるところと、賛同できるところと分けられるかなと思うんですが、どちらにしても都市間競争の中で、この金津、芦原両地域のふるさとを愛して積み上げてきた人たちがですね、その後もいかなる道州制がこようと、やはりこの地域に誇りを持って生きていけると、やっていこうという気概を生み出すには何が必要かとなった時に、若干これは意見になりますが、中学校というのは地域の拠点として置いておくべきというのが、私の思いでもあります。

これで私の質問を終わりますが、私ども市会議員としても市民への説明責任というのが、大変重いものがございます。ぜひ、一体となって私たち議員が率先して市民の中に入って行って、情報公開する、市民の意見を吸収して行政に、あるいは議会にお願いをして反映していく必要があるかと思っておりますので、ぜひ新しい市が出来ましても、あわら市としての存在意義をしっかりと見出だしてがんばっていただきたいと思っておりますし、又私もしっかり頑張っていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

---

山川知一郎君

議長(山川 豊君) 続きまして通告順に従い、4番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

4番(山川知一郎君) 議長、4番、山川。

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 当面する市政の重要な課題について質問をいたします。

まず、中学校の建設問題でございます。

今日、午前の牧田議員の質問、又今の大下議員の質問と若干だぶる点もあるかと思いますが、確認の意味も含めて質問をさせていただきます。

市長は、昨年12月議会で金津、芦原両中学校統合の意向を正式に表明されて、一昨日から住民説明会を開いておられますが、なぜ統合となったのか、この間の経過と理由について改めて伺いたいと思います。

まず、教育長に伺いたいと思います。

この問題について昨年、検討委員会が設けられ、5ヶ月にわたって審議をしたけれども1つの結論にはいたらず、両論併記の答申が出されました。答申を受けた教育委員会は、たった1回の会議で統合という結論を出して市長に報告したと、聞いておりますが、教育委員会はどんな議論をされ、どういう理由で統合と言う結論になったのでしょうか。また、議論は十分に尽くされたのでしょうか。

統合すれば、県下1のマンモス校になります。今でも、両中学校ともいじめや非行、不登校が発生していると聞きますが、これらを無くしていくには今のままより、統合の方がよいのでしょうか。

私はこれらの問題行動が発生する、大きな原因は授業がわからない、従って学校がおもしろくないという所にあると思いますが、どの子にもわかる授業をし、しっかりとした学力をつけていく、一人ひとりの子供の持っている個性をのばし、いわゆる落ちこぼれを無くしていくのにも、教育観点から考えて、統合の方が良いとお考えなのでしょうか。その理由をお聞かせください。

聞くところでは、教育委員会は教育的理由ではなく、市の財政事情を考慮して「統合やむなし」の結論を出したと言われておりますが、財政は市長が考えることであって、教育委員会は何よりも子どもの教育を第一に考えねばなりません。もし、言われているとおりであれば、これは教育委員会の使命を放棄したものとわざる得ません。

教育長の明快な答弁を求めるものであります。

次に、2校改築と統合の場合の事業費の比較が発表されております。これについて市長にお尋ねいたします。

統合中学校の用地造成費は9億3千万円とされておりますが、どこに、どれだけの広さのものを造成するのでしょうか。またその用地買収単価はいくらと想定されているのでしょうか。さらに、用地造成費も含めて統合中学校の総事業費は55億円とされておりますが、大きさ、構造、資材等はどのように想定してこの金額を出されたのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

こういう細かい事をお尋ねするのは、今説明会でも広報でも発表されております、この事業費の数字自体が、私はかなりいいかげんではないかと思えてならないからであります。

また、統合中学校建設の場合、解体工事費は、芦原中学校の分しか事業費の表には計上されておられません、この理由は何でしょうか。

また、統合した場合、通学にはスクールバスが想定されていますが、その費用は現状と比較してどうなるでしょうか。

私は統合ではなく2校存続を強く求めるものでありますが、市の説明でも、芦原中改築と金津中改修が財政的には最も負担が少なくてすむとなっております。

先ほど大下議員も言われましたが、市の財政状況を見れば、教育環境の格差是正などと言っている状況ではありませんし、教育は入れ物、校舎で決まるものではありません。

当面の財政危機を乗り切るためにも、一人ひとりの子どもに行き届いた教育をと願う多くの市民の声に応えるためにも、統合ではなく、芦原中改築と金津中改修を直ちに実行されるよう求めるものですが、市長の見解を伺いたいと思います。

二つ目の問題は、障害者の自立支援についてでございます。

障害者への支援については、今年4月より、今までの支援費制度に替わって、障害者自立支援法に基づく対応が求められることとなりますが、多くの障害者は、果たして安心して支援を受けられるのか大変な不安を抱いております。

そこでまず、あわら市内の障害者の実態と対応について伺います。

市内在住の障害者、身体障害者、知的障害者、精神障害者に分けて、その数、障害の程度、そして収入や介護の必要度など生活状況はどうなっているのでしょうか。

また、障害者にサービスを提供する事業所の充足度や、経営状況はどうなっているでしょう。これからはサービス利用にかかわる障害程度区分認定や支給決定、利用料減免の事務手続き等は、かなり専門性が求められると同時に、障害者自信の意見が反映されることが必要と思いますが、職員の配置も含め、市の対応は十分に整備されているのでしょうか。

また、この4月からの新制度の周知はどこまで進んでいるのでしょうか。さらに、「地域生活支援事業」の実施計画や「障害者福祉計画」の策定はどこまで進んでいるのでしょうか。

新制度では、障害者福祉サービスの利用料負担が大きく増え、障害者自信では、負担できないことが予測されますが、市独自として負担軽減措置は考えておられるでしょうか、伺います。

第三の問題は、特別職の報酬と退職金の問題についてでございます。

私は昨年、9月の議会でもこの問題を取り上げましたが、9月議会で申し上げましたように、退職金についきましては、福井県市町村職員退職手当組合がその事務を行なっておりますが、この退職手当組合は、今までの負担率と支給率のままでは、平成24年には財政が破綻するとの予測から、この程、特別職の支給率10%引き下げると同時に負担率の引き上げを決めたとのことではありますが、これによって当市の特別職の退職金の支給額はいくらになるのでしょうか。また、この事によって支給額は減りますが、市からの負担額は今まで以上に、かなり増えると思われませんが、負担額は総額はいくらになり、今までと比較してどうなるのでしょうか。

今回の改定によっても尚、特別職の報酬と退職金は高すぎると考えます。一般職の

給与が引き下げられている折、特別職の報酬等も引き下げるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、退職手当組合議会は首長だけで構成されており、かねてより、お手盛りとの批判がありますが、自治体議会代表や職員代表も入れるべきと考えますが、この点についても市長の見解を伺いたいと思います。

まず、第一回の質問を終わります。

教育長（児島博光君） 議長、教育長。

議長（山川 豊君） 教育長、児島博光君。

教育長（児島博光君） 声がちょっと悪いんで、ちょっと声がガサガサになりますけれど、よろしくお願い致します。

まず、山川議員のご質問にお答えをいたします。

中学校の建設問題は、合併後のあわら市の最重要課題であり、芦原中学校の単独改築とするか、金津中学校との統合新設とするかを早期に決定することが人用で必要であります。

このような中で、中学校建設という教育環境の整備について検討するため、昨年7月に「あわら市中学校建設検討委員会」を設置しました。11月までに5回の委員会を開催しまして、生徒の学習面や施設整備の経費面など多くの問題についての検討をいたしました。そして、12月1日に検討委員会から教育委員会に報告書が提出されております。

教育委員会は、この間、検討委員会に合わせて協議会を開催しました。検討項目や検討委員会の協議状況について、その都度検討を行ってきました。

また、報告書につきましても、検討委員会の報告書の案の段階から、原案までの説明を受けまして、協議を行ってきました。報告書の提出後も、2回、協議会を行ないました。

これらの協議、検討を重ね、メリット、デメリットなど多くのことを総合的に勘案し、一日も早く統合中学校を建設し、あわら市の統一した新しい特色ある教育を進めることが最も重要であるとの結論いたしました。

なお、市長へは12月5日に報告書を添えて、検討いただきたいと、いう旨の報告を教育委員会より市長に提出しました。これは12月5日でございます。

さらに、12月9日には、早期に統合中学校を建設したいとの市長の意向を受けまして、緊急に教育委員の協議を12月9日に開催しました。そして、委員一人ひとりに、統合中学校建設の意思確認を行っております。

私たちがいたしましては、数回に渡って、その都度、協議会等を開催しましたので、十分議論は尽くされたと思っております。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 山川議員のご質問にお答えいたします。

中学校建設の事業費につきましては、両中学校建設の場合と統合中学校建設の場合の財源比較表をお示ししておりますが、その中の統合中学校建設に係る用地造成費は、9億3,000万円と試算をいたしております。その内、用地取得費は、4億円を見込んでおり、面積は5万平米を予定しているものであります。建設位置につきましては、統合中学校を建設することに決定した後において、検討すべきものと考えております。

また、建設工事費や附帯設備費、備品購入費、施工管理費につきましては、合併前の芦原町時代に実施設計がなされた芦原中学校の設計額をスケールアップして算定したものであります。なお、これらは、あくまでも現時点での試算上の数字でありますので、ご了解をお願いいたします。

金津中学校の解体工事費につきましては、将来的に何らかの活用ができればとの考えから、これらの試算からは除いております。

次に、通学方法についてでございますが、統合中学校を建設することになれば、スクールバス等による通学の利便性を図ることも必要であります。

しかし、建設場所が確定していない時点の試算は極めて困難であり、建設場所の候補地選定が検討されることとなった時点で検討すべきものと考えております。

次に、2校存続の要望につきましては、2つの中学校の教育環境の格差是正や今後の生徒数の動向、さらには、市の財政事情などを総合的に勘案した上で、先の12月議会で、統合中学校の建設が現時点でのよりよい選択であると申し上げたところであります。

また、先に開催された全員協議会で、長期財政計画等の説明を申し上げましたが、中学校建設には合併特例債を最大限活用して教育環境の施設整備を図るほか、学習面、学校運営面などを考慮し、早急に最適な教育環境を確立することが重要であると考えております。

なお、議員ご指摘のとおり芦原中学校は改築、金津中学校は耐震化工事のみとした場合の市の負担額は、統合中学校の市の負担額に比べて若干少なくなるものであります。しかし、金津中学校舎の耐用年数を考慮した場合には、約10年後には改築事業に着手する必要があるとあり、結果的には統合中学校建設が最良の選択であると考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。

まず、あわら市の障害者の状況等でございますが、障害者数は、身体障害者1,520人、知的障害者191人、精神障害者190人で、このうち重度と判定される障害者は、1,101人となっております。

障害者の収入や介護の程度に関しては、台帳等において個別の管理は現在のところ行っておりませんが、入所や在宅福祉サービスの申請時において、受給者ごとに面談し、所得状況や障害年金の有無のほか、サービスの要否について聞き取り調査を実施いたしているところであります。

次に、市内の福祉サービス事業所の状況でございますが、入所のための施設が、身

体障害者施設 1 カ所、知的障害者施設 1 カ所であり、通所の施設は、知的障害者施設 2 カ所、精神障害者施設 1 カ所であります。また、在宅者のためのデイサービスやショートステイなどが各事業所で運営されているほか、グループホームも 6 カ所利用されております。あわら市以外の障害者施設等を利用されている人も多く、現在入所希望者の待機者もいないことなどから、充足度は高いものと考えております。

次に、障害程度の認定についてのご質問でございますが、入所者についてはこれまでどおり入所判定により認定されますが、障害者自立支援法の規定により、在宅者が福祉サービスを利用する際には、いわゆる障害の等級とは別に 6 段階の障害程度区分の認定が必要となっております。

認定に際しましては、面談などでの聞き取り調書による 1 次判定の後、認定審査会での判定が必要となります。この認定審査会は、障害者自立支援法に規定されており、判定医を中心に構成し設置するものであります。

なお、利用料の決定につきましては、4 月の更新に向け、現在個別面談を行い、聞き取りによる調書を作成いたしております。この中で収入状況等も調査をいたしておりますので、これにより利用料の決定と低所得者の利用料の減免を決定し、通知するための事務を進めているところであります。

利用者への周知につきましては、現在実施している個別面談において十分に説明を行っているところであります。今後は、市広報に掲載するなど、さまざまな機会をとらえて周知に努めて参りたいと考えております。また、制度のスムーズな運営が図られるよう、県においては市町村の職員及び事業者の職員に向けた学習会とケアマネージメントなどの研修が行われているところであります。

計画の策定につきましては、あわら市では平成 18 年度において策定委員会を設置し、地域福祉計画の策定を予定いたしております。この計画には、障害者基本法に定める障害者福祉計画も含まれておりますので、福祉サービスの必要量の見込みなどの数値目標やご質問の地域生活支援事業についても盛り込んで参りたいと考えております。

なお、新制度における負担軽減措置につきましては、障害者自立支援法でも規定されていることから、現在のところ市単独での負担軽減措置は検討いたしておりません。

次に 3 点目のご質問にお答えをいたします。

退職手当組合では特別職の退職手当支給率を本年 4 月から 10%引き下げるとともに、負担金率につきましては、平成 19 年 4 月から 15%を 32%へ引き上げる予定となっております。このことにより、あわら市の場合、退職手当支給額は、市長が 1,922 万 4 千円、副市長が 907 万 2 千円、教育長が 518 万 4 千円で、従来よりそれぞれ 10%の減となっております。また、負担金の総額は、平成 19 年度からは、840 万 9,600 円となり、446 万 7,600 円の増額となります。

次に、特別職の報酬等について申し上げます。

特別職の報酬等の改定に当たりましては、あわら市特別職報酬等審議会の意見を聞くことが条例で定められております。

先月から当審議会が数回開催されており、去る3月6日に答申を受けたところであります。この審議の中では、県内の市町村や全国の同規模市との比較をはじめ、慎重な審議を重ねた結果、首長など三役については、概ね妥当との協議をいただいております。

なお、議員の報酬についてはかなり低額となっているため、引上げが相当との答申を得ております。これらのことから、市長等の給与につきましては、現在のところ見直しは考えておりません。

次に、退職手当組合議会の構成について申し上げます。現在組合議会議員には、いずれも各市町村長が充てられております。

現在私は、組合議会議員ではございませんが、県内市町村で合併が進む中、組織の見直し等が行われ、次回の議会から新たに組合議員として参画することになっております。

組合議会の中で今後の議会のあり方について、議員ご指摘のようなご意見も申し上げて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

4番（山川知一郎君） 議長。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） まず、中学校の建設問題についてですが、先ほどの教育長の説明を伺いましたが、経過はだいたいわかりましたが、私が申し上げました教育的に考えて、統合するほうがいいという理由については何もおっしゃらなかったように思いますが、その事について再度、答弁を求めたいと思います。

それから、今の説明会で示されている、広報にも載っていますが、事業費の問題ですが、今市長は統合の用地については5万平米、約4億円と言われました。

この表で両中とも改築の場合、金津中学校の改築費というのは、芦原中学校の改築費を生徒数で割って、金津中学校の生徒数をかけて、約40億と出したというように説明をされていると思いますが、そういう同じ手法でいきますと、統合中学校の事業費55億円というのが、生徒数からいくと非常に低すぎると、ですからこの55億というのを出された根拠は何かというのが、今のご答弁でははっきりいたしませんので、再度、この点について答弁をいただきたいと思います。

教育次長（吉村幸夫君） 議長、教育次長。

議長（山川 豊君） 教育次長、吉村幸夫君。

教育次長（吉村幸夫君） 山川議員の再度の質問にお答えいたします。

第一点としまして、教育委員会のいわゆる統合にした判断という事でございますが、教育委員会はいわゆる報告書に基づきまして、メリット、デメリットが報告されておりますので、それを判断しましてされたものと思います。と申しますのは、山川議員はこの経過はわかったという事でございますが、2004年12月に市長が統合も視野に入れたいという事で、検討委員会は7月に発足しております。その間、半年あるわけでございますが、この間、教育委員は真摯なご意見を述べております。

当然、市の財政の事は考えておりますが、教育委員は議会でも同意を得た委員さん

でございますし、識見の豊かな方ばかりでございます。その中で検討委員会にいたるまでに、メリット、デメリットというものにつきまして、充分協議させています。

ただ、ここで記録が無いという事につきましては、大変申し訳ございませんが、その間、協議会という形で、じゃあそれでは検討委員会という形に持って行って、その所をいっぺん、意見を聞こうという形でなったわけでございます、それが報告書になったわけでございます。

その報告書にある、メリット、デメリットを考慮しまして、教育委員会として判断したわけでございます。これは事務的な報告でございます。

次に学校の試算が高いというわけでございますが、確かに高いといわれればそうかもしれませんが、これが実際の設計の時に安く上がれば一番いいわけでございますが、先ほど申しましたように、人口比とそれに現在の、金津中学校、芦原中学校とは少し、いわゆるグレードが高いという形は表現が悪いんですが、グラウンドにしましても、その他の施設につきましても非常に大きく取っております。さらに、基本的は校舎、体育館、そういったものにつきましては、芦原中学校で試算したものの1.8倍でございます。

その他の造成費とか、その他の諸経費につきましては、いわゆる仮試算したわけでありまして、これが55億になったわけでございますが、これにつきましては将来、実際の段階になって、低くなればこれまた幸いじゃないかと思っております。

以上でございます。

4番（山川知一郎君） 議長。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 私の質問の仕方がまずかったかもしれませんが、統合中学校の建設費55億は、私は低すぎるのではないかと。芦原中学校が30億かかると、改築すれば、そして金津中学校の改築費は、芦原中学校の30億を芦原中学校の生徒数で割って、そして金津中学校の生徒数を掛けたら、だいたい40億になると、そうであれば統合中学校は両方の中学校を合すわけですから、同じ計算方法でいけば、私に言わせれば統合中学校は70億にならなければならないのではないかと、それを55億と見積もった根拠は何かと。何か都合のいいように、低くしているのではないかとこの事でございます。

それから、市長は先ほど、説明会でも言われておりますが、芦原中学校を改築して、金津中学校を改修するのが一番財政の持ち出しが少ないと、これは認めておりますが、金津中学校を改修しても、10年ぐらいで改築が必要になるというようにおっしゃっておりますが、私はこの根拠も非常に曖昧ではないかと、一般的な耐用年数でいっておられると思いますが、私はこの問題をきちっと科学的な診断に基づいて判断すべきであると、そのためには早急に金津中学校の耐震診断、また体力度測定ですか、そういうものをして、本当にどれだけ持つのかというような事、それからどれだけの耐震改築工事が必要かと、そこをやらなくてですね、10年でだめになるというのでは、ちょっと納得できないというように思います。

その点について、再度伺いたいと思います。

教育次長（吉村幸夫君） 議長。

議長（山川 豊君） 教育次長、吉村幸夫君。

教育次長（吉村幸夫君） 山川議員の再度のご質問にお答えいたします。

大変、解釈が間違いまして申し訳ございませんでした。

何度も申し上げておりますように、この学校の試算につきましては、先般、全員協議会でこの中学校説明会の資料をお渡ししたわけでございますが、これに基づきます資料が、10ページが根拠でございます。

これに至るまでの積算につきましては、私ども事務局で行なっております。何べんも申し上げますように、きちんと釘一本から積み上げられた芦原中学校の校舎、体育館、そういったものが建設に対するスケールアップでございまして、約1.8倍を見込んでおります。

用地造成費とか敷地等につきましては、先ほど市長が申し上げたとうりの単価でございます。その他、取り壊し料とか諸経費につきましても、一部庁内の設計技術者がおりますので、そういった方に見積もらせた金額でございまして、見積もり方が大雑把と言われますと、非常に申し訳ないんでございますが、この数字につきましては、統合中学校の方向と、二校にした場合の統合中学校にかけられる費用とした、だいたいこの程度だろうという事務局の提案が、このまま数字に上がってきたわけでございます。

それ以後に、きちんとした物を作れと申しますと、基本構想から入りまして、専門家に入らなければ、委託するわけでございますが、それなりの費用がかかります。そういう検討をされるんでしたら、今後の課題とさせていただきます。

次に、金津中学校が改修しても10年後には直さなあかん、これは科学的根拠がないと、大変そのとおりでございますが、一般的に鉄筋の建物は耐用年数は50年であります。この間、金津中学校につきましては大規模改修もしておりますが、同時期に建てられた芦原中学校では、いわゆる申しておりますように、体力は落ちております。金津中学校につきましても同じ時期に作られておりますので、これはあくまでも予想でございますが、同じような、同様の結果が出てくるのではないかと思います。

金津中学校につきましては、そんなものではない、もっときちんとした科学的な根拠に基づいて、10年後が20年になるんじゃないかというような事でしたら、これにつきましても今後の課題とさせていただきますが、色々な検討をいただいている中、そういった面で費用をかけるわけでございますが、それにつきましても今後の課題とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 芦原中学校が改築して、金津中学校は耐震化工事のみした場合には、統合中学校を建てたときと金額は23億と21億で1億ちょっと安くなるという事でございますが、これは金津中学校の校舎は、ただ耐震をするだけで、校舎その

ものはきれいにならないんですね、だから、その片方と片方は大変、最新の中学校に歴然としてなるわけです。今、丸岡中学校の丸岡南中学校のように、冷暖房の完備した素晴らしい中学校が建つわけです。片方はただ耐震の調査だけをしてですね、その補強をただけです、子供たちはそれで我慢しなければならないわけですね。だから歴然とした教育環境格差があるわけです。その辺を十分考えていただかないと、改修をしますよというのは、すべてリニューアルしてきれいになったと、議員はイメージをされていますけれども、そうでは全くないという事です。

だからその辺を良く考えてもらわないと、安くなったからといって、ずっとこちらの方が立派なものが建って、改修になってるとい事とは違いますので、その辺だけ認識していただきたいと思っております。

4番(山川知一郎君) 議長。

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 今の次長の答弁は納得しがたいところですが、統合の場合には金津中学校は解体しないという一方でいってるわけですね。何に使うかわかりませんが。これは引き続き、何かに使うという前提に立っているわけですね。この試算の場合には、片一方ではもう10年しかだめなんだと、これはちょっとおかしいのではないかと。

いずれにしても、早急に耐震診断はやる必要はあるわけで、耐震診断をいつやるのか、明確にできるだけ早くしていただきたいという事を申し上げておきます。

では2つ目の問題、障害者の問題について再質問させていただきます。

先ほどのご答弁で、実態はかなりわかりましたが、障害者が自立して生活するためには、障害者雇用の確保と支援の拡充が必要であり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、国、地方公共団体、民間企業に対して障害者雇用率を定めて、障害者の雇用を義務付けています。この法律によれば、地方公共団体は2.1パーセント、56人以上の従業員を抱える民間企業は1.8パーセント雇用しなければならないと定められています。あわら市の状況および市内の民間企業の障害者の雇用状況はどうなっているかをお知らせいただきたいと思っております。

福祉保健部長(清水芳文君) 議長、福祉保健部長。

議長(山川 豊君) 福祉保健部長、清水芳文君。

福祉保健部長(清水芳文君) ただ今の山川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

あわら市役所の状況でございますが、これは保育士等の現場職員ちょっと除いてでございますけれども、市長部局におきまして222人のうち、2名、0.9パーセントの雇用率でございます。それから、教育委員会部局、89名でございますが、そのうち2名、2.25パーセントの雇用率という具合になっているところでございます。

それから市内の民間企業の状況でございますけれども、残念ながらあわら市内の状況については把握いたしてございません。しかしながら、三国公共安定所の調べによりますと、これは春江町を除くわけでございますが、常時56人以上の雇用の企業の

中では、39社、89人の1.29パーセントという具合になってございます。

また、常時雇用、30人以上に下げますと、89社という具合に伸びてきて、126名、1.42パーセントという具合になっているところでございます。

大変申し訳ございませんが、あわら市内の状況については、そういう事でございまずので、把握してございません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

4番(山川知一郎君) 議長。

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 今のお答えですと、あわら市自体も法律に定められた、守られていないと、市内事業所については掴んでいないという状況でございまず。

私はぜひとも法律で定められた、少なくとも法律で定められた障害者雇用は、ぜひ実行をしていただきたいと思ひますし、障害者が本当に安心して暮らせる為、市内の民間企業に対しても、この法定雇用率を守るようにですね、積極的に指導をお願ひをいたしたいというように思ひます。

答弁は結構でございまず。

3つ目の特別職の報酬、退職金の問題について、再質問いたします。

今議会開会の前日、特別職の報酬審議会が議員報酬の大幅引き上げの答申を出されました。

先ほど、市長の答弁でありましたように、市長ら特別職についての報酬については何ら触れておりません。

私は、連日、中学校建設についての説明会で、市の財政が如何に大変かを力説している中で、答申のこのような大幅引き上げについては、とても市民の理解は得られないと考えております。

私は報酬引き上げは断固反対するものでありますが、なぜこの審議会で、市長らの報酬については諮問もされておらず、議論もされていないのか大変疑問に思ひます。

合併後、職員の給与は毎年引き下げられており、当然、市長らの報酬も引き下げるべきではないでしょうか。職員には犠牲を強いておきながら、自らの報酬は今までどおり。このことに市長は何の問題も感じないのでしょうか。これで、本当の財政改革はできるのでしょうか。私は大変疑問に思ひます。

この点について、ご意見を伺いたいと思ひます。

総務部長(伊藤清明君) 議長、総務部長。

議長(山川 豊君) 総務部長、伊藤清明君。

総務部長(伊藤清明君) 質問にお答えさせていただきます。

特別職報酬等審議会にはこれまで4回開会をしていただきまして、過日、答申をいただいたところでございまず。

お尋ねの市長等の特別職について云々でございまずけれども、市議会のあり方につきましては、4回のうちまず2回を状況等をご説明申し上げ、検討していただいた経緯でございまず。その検討内容を踏まえまして、第3回目におきまして、市長から諮問をしたと、こういう状況でございまずして、いわゆる県内の市、並びに全国の同規模

市の資料等をお示ししながら検討をしていただいた状況でございます。

結果といたしましては、議員報酬がかなりの差があるということでの審議内容でございますので、それに基づき諮問をし、答申を願ったところでございます。

なお、市町等の特別職につきましてもご検討いただいた結果、いずれも県内の最低市の額からも、まだ低額でございますし、全国の規模レベルでも低額の部分にあたるという事で、あえて今回、市長からは諮問をしなかったという経緯もございますけれども、特別審議会の委員の中では、市長等について差があるんですけれども引き上げるべきでないというような事もありますので、諮問はしなかったと、こういう経緯でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

4番（山川知一郎君） 議長。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 他に比べて高すぎることはないという事でございますが、それはその通りだと思いますが、しかし、今住民に対して本当に財政が大変だと、もう破綻するかもわからない、この間の坪江の説明会でも、10年先あわら市はないのではないかというご意見も出ましたが、そういう厳しい中で中学校建設についても、財政的理由で統合というようにいわれているわけで、そうであるば、やっぱり率先して報酬も引き下げるべきではないかと、そうしてこそ初めて職員一丸となって、議会も一緒になってですね、財政改革が進められるのではないかという事を申し上げて、私の質問を終わります。

---

#### 卯目ひろみ君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

14番（卯目ひろみ君） 14番、卯目。

議長（山川 豊君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 通告順に従いまして、大規模災害時の対応についてと雪害時の歩道の除雪について質問させていただきます。

私たちは、自然と共に暮らしています。ニュースなどで、日本のどこかで自然災害が起こっていることを知ると、自然に対するある種の恐れもそこで復興に立ち向かう人たち、人間のたくましさを感じています。

直下型地震や竹田川の大規模な水害、大雪による雪害、台風の被害など、想定外の災難が近い将来このあわら市にもいつ、どこで、どんなふうにかかるかわかりません。

質問いたします。

今、震度6以上の直下型地震起こったとしたら、行政としては、どのような災害センターを立ち上げ、また、どのように対処しますか。また、災害時の備蓄にはどんなものをどこにどれだけ準備されているのでしょうか。それらのことを住民に対して、どのような形で説明していますか。また、どのくらいの住民がそれを周知しているとお

考えですか。

お答えください。

災害が起こった時、私は行政と民間がしっかりと助け合って、ことに当たるということが本当に大切だと考えます。

私事ではありますが、昨年12月に社協が行った災害ボランティアについての研修会に参加させていただく機会がありました。災害時におけるボランティア活動の必要性、目的、内容、特性などを学び、地域の中での住民自信が行なう普段からの経験や訓練がいかに大切かということを実感いたしました。

今から思えば、三国町で起きた重油事故の時には、ボランティアをするために全国からたくさんの人々が集まってきました。私も参加しましたが、ボランティア作業を指示したり、集まった救援物資を振り分けする場所、司令塔といいますか、いわゆる災害ボランティアセンターがなかなかうまく機能しないために、せっかく集まった人たちが、どこで何を、どうすればいいのか、右往左往しているという現実がありましたので、なおいっそう興味深く、また、その必要性を感じました。

確かに、過去何度かは私たちは、防災という避難訓練を受けてきました。しかし、いったん災害が起これば、自分が一体何をどうすればいいのか戸惑うばかりなのは、私だけではないと思います。

自分の身に災難が降りかかったときに頼りになるのは、やはり自分たちの暮らす、近いところにある地域ではないかと考えます。

提案ですが、災害時の混乱を少しでも避けるためには、地域住民単位、市内の各小学校単位で防災訓練、住民自らが参加するボランティア組織の立ち上げ、組織づくり、この中には研修ですとか、学ぶことも入ると思いますが、そういったことを平常時から行い、住民に対する人材育成をして、まさかに備えることを提案したいと思いますが、市としての考え方をお聞かせください。

つづいて、私は大雪もひとつの災害だと、考えています。

車道をいち早く空けていただくこと、このことは、私たち住民の足、車を通すために大変ありがたいと思います。ただ、車道の除雪をした雪が、歩道の上に盛り上がったままになっています。普段より歩くことが多くなるにもかかわらず、歩道がほとんど機能せず、車道を歩くことになります。

児童の通学時、それから住民の通行、この両方を見ていまして、もちろん私もそこを歩きますが、本当に自動車事故の危険と裏腹です。

また、車道を歩くことになると、見通しの悪い時などは、取り返しのつかない重大事故も予想されると思います。

市の除雪をする、その配慮というのももちろん大切なことなのですが、私が思うのは現実問題として、なかなか歩道の除雪まで手が回らないのが、現実かなといつも思うのです。

そんな時に、PTAですとか、地域住民のボランティアの参加による歩道確保、そういった物が組織的であれば、またそういう所を利用して、行なう必要があるのではな

いのかと考えておりますが、歩道の除雪について市としてはどのようなお考えでしょうか、お答えください。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 卯目議員のご質問にお答えいたします。

1点目の大規模災害が発生した場合の行政の対応についてのご質問でございますが、昨今の大規模災害の発生により、平常時の防災意識及び危機管理意識の重要性を再認識しているところであります。

万一災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、現在策定中の地域防災計画において、いち早く災害対策本部を設置し、災害情報及び被害情報を迅速かつ正確に収集し、防災関係機関の協力を得て、状況に合わせた災害対策活動に取り組むものであります。

また、備蓄品の保管につきましては、市では、従来より芦原地区の各防災倉庫及び金津地区分として大型防災倉庫に防災資機材等を、それぞれ配備しているところであります。平成17年3月には毛布、アルファ米及び飲料水を1,500人分購入し、配備をいたしておりますが、この備蓄品は市民に周知するものではなく、市が管理するものでございます。今後も災害に強いまちづくりを目指し、あらゆる災害に対応できるよう、ハード、ソフトの両面から整備充実を図るよう努めて参りたいと考えております。

次に、ボランティア組織の立ち上げと防災訓練の実施についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、災害時には、初期活動として自治会などの単位での活動が最も効果的であると言われております。自主防災組織づくりは、何より主役である市民の皆様の防災知識の普及と防災意識の高揚を図ることが重要なことであります。

そのため、市及び消防署の連携はもとより、区長会、消防団、日赤奉仕団等、市内各種団体の協力を得ながら定期的な市民参加型の防災訓練を実施するとともに、広報紙などを通して自主防災組織づくりを積極的に推進して参りたいと考えております。

次に2点目のご質問にお答えいたします。

行政報告でも申し上げましたが、本市でも12月13日から23日にかけて断続的にまとまった降雪があり、幹線市道や生活道路を優先に、昼夜を問わず除排雪作業に努めたところであります。

市では、県内自治体の多くが全面委託を行なう中、経費節減と機動力の強化、防災面の危機管理意識の高揚を図るため、初期対応と重要路線については、職員60人体制による直営除雪を行っております。歩道除雪につきましては、市の除雪能力に限界があるため、降雪状況に応じ町内会、PTA、子供会などに支援、協力をお願いしているところであります。

近年、通学路の安全確保の観点から、県では平成15年度から小学校から500m範囲の歩道除雪を実施しており、平成17年度からはJR芦原温泉駅周辺500mの歩道除雪にも取り組んでおります。このほか、あわら市の設置箇所は1カ所ですが、

横断歩道や交差点、バス停などにスコップを配置し「みどりのスコップひとかき運動」を展開するなど、歩道除雪のエリア拡大に努めております。

市としましても、生活道路や歩道を含めた通学道路の早期除雪を図るため、本年度から「雪に強いまちづくり支援事業補助金制度」を拡充いたしております。区が事業主体となって市道や区道を除雪した場合に助成する「道路除排雪事業補助金」を新たに創設し、ハード・ソフト両面の補助制度を整えたところであります。本年度は笹岡区、北区、牛ノ谷区及び沢区で事業を実施いたしておりますが、来年度以降除々に増えていくものと期待をいたしております。

今後の歩道除雪の方針といたしましては、市の除雪能力を勘案いたしますと、当分の間は、議員ご指摘のとおり、PTAや地域の皆様のボランティア活動に頼らざるを得ない状況にありますので、この補助制度を歩道除雪にも適用するよう検討を加えて参りたいと考えております。

この補助制度を積極的に活用していただき、区が主体となり、学校、行政との連携を密にした組織体制を構築するなど、市民参加型の地域除雪力の強化に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

14番(卯目ひろみ君) 議長。

議長(山川 豊君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 即、災害対策本部が立ち上がると、それは非常に私たちにとって心強いことです。それから備蓄につきまして、住民にはお知らせしなくてよいというようなお答えでしたが、きちっと備蓄されているということ、こういうことがあるんですということを周知していただくだけでも、どこにあるという、どれだけあるのかということではなくて、ちゃんと備蓄はありますよ、皆さんご安心下さいという、そういうことを皆さんにいうことで、やはり住民の人っていうのは安心されるものだと思います。

そこの所もお願いしたいと思います。

また、この中に職員の方ですね、職員の方は例えば、いつもの防災訓練の時ですと、家から自転車で来るとか、歩いてくるとかっていうその庁舎にですね、集まってくるということを聞いた事があります。

でも、それはあくまでも訓練でありまして、もし本当に、例えば壊滅状態になるような大きな災害があった時には、そんなことってられない、職員もやはり家に帰れば一人の家庭人でありますし、住民と思うんですね。そんな時に、その自分の地区の中で、その方が住民の人と一緒に中心になって、司令塔の役ですね、そういうのをしていただくと、やはり皆さんが安心できるということもあると思うんですね、それでこれは庁舎内での、そういうシュミレーションですとか、あと訓練、あとボランティア活動に対する勉強ですとかね、そういうことを防災計画の中に入れるとか、そういうことはできないでしょうか。

それと、もうひとつ除雪のことなんですけれども、確かにPTAですとか、色んな方が除雪されると思います。それからその地区内の歩道ですとか、歩く道は恐らく確

保されていると思います。ただ、問題なのは地区から次の地区へ行くまでの間の歩道ですね、そこを誰がするかということなんですね。

実は今年のこの冬ですけれども、新郷小学校の前を通りかかりました。そしたら自分が乗って、そして小さい歩道の中に入るような機械で除雪されている方がいらっしやったんです。それでこれは大事なことやなと、本当に子供たちにとって大切なことやなと思ったんですけれども、私の回りを見回してみますと、実際には本当に役場から駅前に向う歩道さえも、なかなか除雪がされてない、人が踏み固めてつけたような道しかないんです、ですからそういう所が市内全部見回すと、間、間のね、そういう道がなかなか除雪されていないというのが現実だと思いますので、そういう時にさっきの、例えば災害ボランティアとして、各種団体と違ってことではなくって、一般市民の方ですね、そういう方を掘り起こすというのは大変な作業だと思いますが、そういう災害ボランティアに登録されているとか、やってもいいよって言う方がいらっしやたら、そういう方の力を借りるとするのも、ひとつ大きな、人と人との繋がりができるのではないかと考えるんですけども、そういう事も行政指導でぜひ、やっていただきたいなと思うのですが、そういうことについてはいかがでしょうか。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） 総務部長、伊藤清明君。

総務部長（伊藤清明君） 大災害時の職員対応について、まず私のほうからご説明させていただきます。

先ほどの市長の答弁にもありましたように、地域防災計画は現在策定中でございまして、18年度の上半期中には策定できるという考え方でございますけれども、まず、基本的には大災害が発生した時、これは地震で申し上げますと、震度4で職員は調査に集まる義務が生じているところでございます。

これは、旧芦原、旧金津の防災計画書も全く同じでございまして、職員はそういう義務を負っております。

しかし、議員の論調の中にもありましたように、まず招集する為には、まず自分の家族の身が安全かどうか。また、それに続いて地区の被害がどうかというのは当然、地区の職員としての義務というように考えておりますし、そういうように職員も認識していると思います。

そういうことで、家族、地域の被害がある程度救済された時点で召集すると、こういうシステムになろうかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、備蓄につきましては先ほど、市長はいわゆるどこにあるかということは、市民に知らせることは考えていないということでございますけれども、卯目議員の論調は数的にはどうか、周知すべきということはおもつとも思ひますので、防災計画書が出来た時点で、備蓄はいくらということも公表してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

土木部長（神尾秋雄君） 議長、土木部長。

議長（山川 豊君） 土木部長、神尾秋雄君

土木部長（神尾秋雄君） 歩道除雪に対します再度のご質問にお答えをいたします。

子供さんが通学される通学路においてはですね、歩道のある所とない所があると思います。歩道のある所はですね、歩道の部分をなんらかの形で除雪を、地域住民の方がですね、していただけるというのが多いようでございます。

ない所につきましては、市といたしましては拡幅と、そういった通学路につきましては、できるだけ車道プラス、保護者の歩ける部分もですね、少しでも拡幅しようということで、拡幅に努めてるところでございます。

しかしながら昨年の12月のように大雪になりますとですね、それもなかなか拡幅もままならないというような状況になりますので、非常に危険な状況も生まれてるかと思えます。

特に卯目議員ご質問の集落間の除雪を誰がするのかという問題でございます。これにつきましては、現在も長い距離をですね、過去に地域ぐるみ歩道除雪活動補助事業ですかね、県と市で3分の2の補助事業で、そういった除雪機を購入をいただいた区がかなりございまして、中にはそれを更新するためにですね、再度、市の方から助成をした区もございまして。

そういった除雪機械を利用させていただきまして、継続的にやっていただいている集落もあるわけでございますが、そういったものを我々としてはですね、今後、どんどん発展させて行きたいという形でございます。

先ほど市長の答弁にもございましたように、昨年から市の除雪力が極端に低下しているということで、地域の住民パワーをひとつ最大限にお願いしたいということで、区が事業主体となって除雪をしていただく場合にですね、除雪の交付金制度というものを設けさせていただきまして。

その中には歩道除雪が今、入ってないわけなんです、これをですね拡充いたしまして、ただボランティアという形だけではですね、なかなか普及しないもんですから、そういった機械の経費でありますとか、出ていただいた方のちょっとした慰労とかですね、またそういうことで、更に輪が広がっていくような形を作ってまいりたいと考えているところでございます。

県の方では、県の歩道除雪機が2台ほどございますので、それで500メートル範囲の除雪はやっているとのことでございますが、市の方といたしましてはそういう制度は今のところ、現段階では設けておりませんけども、今後検討して行きたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

14番（卯目ひろみ君） 議長。

議長（山川 豊君） 14番、卯目ひろみ議員。

14番（卯目ひろみ君） 子供たちのね、通学の子供たちのことなんです、歩いていく子供たちがいますね、春、夏、秋、冬たとえば雪が降ると、地域から歩かないで車で送ってしまうっていうんですか、雪があるために送ってしまうという、そういう子供さん方っていうのは地区的に把握されてんでしょうか。

冬になって、雪が降って歩けなくなると、だいたいこの地区は学校へ送り迎えを、

家のものがするとか。

そのことをちょっとお聞きしたいと思いますが、何か調べたものっていうのはありますか。

教育長（児島博光君） 議長、教育長。

議長（山川 豊君） 教育長、児島博光君。

教育長（児島博光君） 現在のところ、把握はしておりません。

ただ、中学校等に関しては、雪が降ると、連れて行きます、車で。その数はわかってますけど、小学校は把握しておりません。

---

議長（山川 豊君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、予め延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長する事に決定しました。

（午後 4 時 15 分）

---

#### 海老田州夫君

議長（山川 豊君） 続きまして通告順に従い、18番、海老田州夫君の一般質問を許可します。

18番（海老田州夫君） 議長、18番、海老田州夫。

議長（山川 豊君） 18番、海老田州夫君。

18番（海老田州夫君） 通告制に基づき、最後の一般質問をさせていただきます。大変長い間、皆様ご苦労様でございます。

お疲れのことと思います。簡潔に質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、あわら市が当面抱えている重要課題3点についてお尋ねをいたします。

まず、第1は中学校統合の問題、これは先ほど来、同僚議員が何回もご質問をさせていただきます。私はこの統合問題につきましては、生徒数が平成17年966人が、平成29年で678人と大幅な減少が予想される事、また統合することにより、市民の融和と一体感が図れる事、財政的には先ほど来、何回もでておりますように、両中学校建設することにより、1校を建設するのは国の補助金等を含めめると、21億2,200万円もの負担が少なくすること、また運営費でも年間3千万円、2校であると増えるというようなことを考慮しますと、これは統合しかないのではないかと考えてございます。

ただ、この芦原中学校の、非常に老朽化が激しいということから考えまして、この統合中学校を早急に建設する必要があるというように、私は考えるわけでございます。時期的にどういう時期を考えておられるか、ひとつ理事者側のご意見をお聞きしたい

と。

また、当然のことながら合併特例債を使用しての期限というものは、平成25年であるということは、これは論を待つまでもございません。

中学校の件については、そのことをお尋ねします。

それから次に、庁舎統合の問題についてお尋ねをします。

まず、通告制でこの固定的掲示、これは先ほど3千万円ぐらいが削減されるであろうということでございますので、できるだけこの経費を削減するように、ひとつ努力をされて、統合に持って行っていただきたいということ。

また、その統合することによる波及効果はどうであるかということも、ひとつ教えていただきたいと思います。

次に芦原温泉駅周辺整備計画についてでのお尋ねをいたしたいと思います。

ご承知のとおり、新幹線整備は福井駅舎が平成20年に完成をすると、また、国の方進として、長野、金沢間が平成26年度に開業すると、これをなんとか福井駅舎まで持っていかねばならないということでございます。

こうしたことを踏まえると、早急に芦原温泉駅舎についても改築、または周辺整備を図らなければならないと思うわけでございます。

そういった中で、土地の先行取得ということで、今現在あります金津東部土地区画整理組合の所有の土地、1,500坪、これを何とか代替地、駅周辺の代替地、または駐車場の確保という意味合いから、早急に取得してはどうかということで、ひとつこの点を明確にお答えをいただきたいと思います。

ただし、この土地を購入するだけでも、資金が約1億6千万ほど必要になるというようなことから、駅周辺整備の事業費は膨大なものであるということが予想されます。そのために、その財政計画等についても、ひとつお知らせを、お示しをいただきたいとこう思うように思います。

次に第2問の介護保健法改正による市の対応についてということに、質問を移らせていただきます。

平成12年度に施行された介護保険制度が、平成17年度6月に改正をされ、今年度から実施をされることになっております。

一部、17年の10月から実施をされておるわけでございますが、坂井郡介護保健広域連合では、この改正に併せて第三期事業計画を作成したところであります。広域連合内の65歳以上の高齢者の人口が、平成7年で総人口の17.5パーセントであったものが、平成17年では10年間の間で、20.6パーセントとあわら市の場合には23.3パーセントに増加をしておると、ほぼ4人に一人が65歳の高齢者になりつつあるとのことでございます。

また、保険給付費で見ると、平成17年度で66億600万円、これが平成20年では、79億円になると予想されております。3年間でだいたい19パーセントの伸びでございます。

今後、一人暮らし高齢者、認知症高齢者などの増加が懸念されることから、介護保

健給付費が膨大になり、この制度の持続可能性が危ぶまれておるところでございます。

このことから、制度の持続性、可能性、明るく活力ある高齢化社会の構築、社会保障の総合化の3つを基本的理念として、まず第一に要望重視型システムへの転換、二番目に施設給付の見直し、この施設給付の見直しについては先ほど17年の10月かた実施されておるということで、居住、食事の見直しがなされておるということでございます。3番目に新たなサービス体系の確立、4番目にサービスの質の向上、5番目に負担のあり方、制度運営の見直しなどの大幅な改正が行なわれたところであります。

今ほど申し上げた改正の中で、3番目の新たなサービス体系の確立についてもう少し詳しくお話しをさせていただきますと、ひとつめは地域密着型サービスの創設、二つ目は地域包括支援センターの創設、3つ目は有料老人ホームなどの居住系サービスの充実が上げられております。

こういったことで、お尋ねをしたいんですが、この地域包括支援センターの創設でございますが、広域連合ではあわら市に1ヶ所箇所、坂井市に2ヶ所の設置をすることがすでに決まっております。

今さら申し上げることではございませんが、地域包括支援センターというのは日常生活等の身近な地域で、総合相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的、継続的マネジメントの支援を担う、中核的機関として創設されるものです。

配置職員の職種は保健士または看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3種類があることはご存知であろうと思います。そこであわら市ではこの3職種の人員を確保できるのかどうか、このことをまずお尋ねをいたしたいと思います。

地域、また地域包括支援センターの運営方法はどのように、今現在考えておられるのか、このことについてもお答えを下さい。

また、もう一点は、今回の法改正の主な視点は、高齢者の介護予防を重視し、保険給付費の削減が狙いであることは申し上げるまでもありません。こうしたことを踏まえ、あわら市には各地区に老人クラブがございます。こうした老人クラブが老後を健康で有意義に過ごすことと、病気予防あるいは老化防止のため、ゲートボールあるいはグランドゴルフなどの各種運動を行なっております。また、老人クラブ運営の為のレクリエーション、総会などのいろいろな会合を重ねていることはご承知かと思えます。

そこで、こうした老人会の行事に対する助成金、これは介護予防を重視したこの施策から考えましても、どうしても必要ではないかというように思います。そこでこの助成金対策についての考え方をひとつお聞かせをいただきたいと思えます。

以上で第一回目の質問とさせていただきます。

○市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 海老田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の重要課題に対する政治姿勢ということでございますが、まず、中学校建設

問題につきましては、合併後のあわら市にとって最優先に取り組むべき重要な行政課題であります。

これまで、議員各位をはじめ多くの市民の皆様からご質問、ご意見をいただいているところであり、私も一日も早い事業計画の決定に向けて検討を進めているところであります。

先の12月議会で、2つの中学校の教育環境格差の是正や今後の生徒数の動向、さらにはあわら市の長期財政見通しなどを総合的に勘案し、統合中学校の建設が現時点でのよりよい選択であるとの表明をいたしました。

その後、区長会や地区懇談会など機会ある毎に中学校建設の経緯等についての説明をいたしております。また、広報紙の1月号、2月号では中学校建設の特集記事を掲載しているほか、ケーブルテレビでは2月20日から両中学校の現状や財源比較、小、中学校の児童生徒へのインタビューなどを特別番組として放映し、市民の皆様への説明に努めております。

先のご質問にもお答えいたしました住民説明会につきましては、夜間の開催となりますが、多くの市民の皆様にご出席をいただき、十分な説明を申し上げ、ご理解をいただくように努めて参りたいと考えております。議員各位におかれましては、最寄りの会場にお出かけをいただきますよう、お願いを申し上げます。

さて、中学校建設につきましては、高度情報化、国際化に対応した21世紀型の学校、開かれた学校、シンボリックな学校を建設することにより、交流やコミュニケーションによる市民融和の推進を図り、一体となったまちづくりを進めることが、重要なことであると考えております。このためには、早急に統合中学校の建設計画を樹立し、建設へ向けての準備を整えたいと考えております。

次に、庁舎統合の効果についてのご質問でございますが、庁舎統合により行政運営の効率化、組織としての意思決定の迅速化、部署を超えた横断的な連携の強化、職員への指揮監督の強化及び職員の志気の向上が図られ、市民サービスの向上に大きく寄与するものと考えております。

また、両庁舎を併用することによる市民の混乱が解消でき、来庁者が庁舎間を行き来することも必要なくなり、市民の皆様のご利便性が向上するものと考えております。

このほか、庁舎統合には芦原庁舎の管理経費の削減という効果がございます。これは芦原庁舎の利活用の方法によって効果の度合いが変わって参りますので、芦原庁舎の利活用を検討していく中で、管理経費の削減効果をお示ししていきたいと考えております。

次に、芦原温泉駅周辺整備計画に関するご質問でございますが、現在策定しているこの計画では、芦原温泉駅と同じ規模で、現駅併設の新幹線駅の事例から、新幹線開業による駅利用者の圏域拡大と新幹線のインパクトによる交流人口の増大で、乗降客が増加するものと想定をいたしております。

このため、増加する駅利用者に対応する駐車場整備が駅周辺部に求められているところであります。この計画では、現在の駅西広場を北側へ拡大することにより、現在

の市営駐車場の区域が新しい西口広場の一部になることから、既に取得している日本たばこ産業跡地を代替駐車場として計画いたしております。

駅利用者の増加に対応する新たな駐車場といたしましては、駅東方面の丸岡や永平寺、さらには奥越方面からの一層の利用計画を図るとともに、策定委員からも強い要望のありました駅東地区にも駐車場を設置したいと考えております。

これらの現状を踏まえ、駅周辺における駐車場といたしましては、駅の近傍で大規模な用地の確保が条件となるため、現時点での駅周辺整備計画では、金津東部土地区画整理事業区域内の大型保留地を有力な候補地として想定いたしているところであります。

また、代替地の確保の件については、新幹線の詳細なルートが決定されておらず、民家や自動車学校を含めて、どこまでが軌道に含まれることになるのかが、今の段階では公表されておりません。さらに、相手方の希望や条件も多岐にわたることが予想されることから、現時点では代替地取得の予定はございません。

次に、駅周辺整備計画の事業概要でございますが、まちづくり調査特別委員会でも説明いたしましたとおり、東西駅前広場、アクセス道路や自由通路の整備等、多額の事業費を必要とするものであります。

このため、各種の補助事業を最大限に活用するとともに、優先順位を考慮しながら実施することが重要であります。あわら市の玄関口となる駅西の整備を優先し、西口広場、西口アクセス道路、西口駅駐車場等を先行して整備を図る計画となっております。

現時点での概算ではありますが、総事業費で70数億円、一般財源ベースでも約11億円もの費用が必要であり、事業期間も長期間になることから、事業の実施にあたっては、社会情勢の変化、国の政策変更にも対応するため、歳出の抑制、事業の見直しや新たな財源の確保などが重要であると考えております。

次に2点目のご質問にお答えいたします。

介護保険制度は、昨年6月に制度の大幅な改正が行われ、本年4月からの施行となっております。今回の改正では、できるだけ要介護状態にならないよう、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまでの予防対策サービスを提供することが必要であるとしております。

このため、これらの援助、支援を包括的に行なう中核機関として地域包括支援センターを設置することになっております。市ではこのセンターを介護保険広域連合から委託をうけて、直営で運営をするものであります。

地域包括支援センター設置に伴う人材の確保につきましては、配置する職員として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等が必要となっておりますが、当分の間の経過措置があることなどもあり、これらの職種に市職員を配置する予定をいたしております。

業務の内容といたしましては、市が把握、選定した特定高齢者の介護予防事業に関するケアマネージメント業務及び要支援1又は2の認定を受けた要支援者の新予防

給付に関するケアマネジメント業務であります。また、高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務や権利擁護業務、ケアマネージャーのネットワークの構築や各事業所が対応すべき困難事例への相談、助言などの支援業務も合わせて行なうものであります。

介護予防に基づく高齢者対策といたしましては、現在、実施している各種健康づくりはもとより、市民健診や医療機関の協力を得て実施する生活機能評価に基づく、要支援・要介護になるおそれのある特定高齢者を対象に転倒骨折予防教室、栄養改善事業を実施していく予定となっております。

特に地域単位での活動を活発化させるためにも、老人クラブの活動を強化させる支援体制づくりも行なって参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

18番（海老田州夫君） 議長。

議長（山川 豊君） 18番、海老田州夫君。

18番（海老田州夫君） まず第一点の当面の重要課題に対するご回答がいただいたわけですが、今ほどは中学校統合で建設をやるということについての時期的な明確な回答はなかったわけですが。

どちらにいたしましても、合併特例債を利用するという事になれば平成の25年までにはやらなければならないということですが、今の時点で建設場所、あるいは生徒の通学手段等の具体的なことがわかっておれば、ひとつお知らせをいただきたいなと思います。

それから、芦原温泉駅周辺整備のことについての第二の質問でさせていただきますが、色々と総事業費でも70数億円の経費がかかるというようなことで、非常に大きなお金が必要になるわけですが、今、小松駅舎あるいは福井駅舎の在来線がもうすでに完成をしておるといふようなことを踏まえると、やはり早期に事業に着手をしていかなきゃならんというのが、これからまだ国への要望をしていくという面から考えて、非常に大事ではないかというように思います。

そういう意味合いからも、今ほど保留地確保の意味で、東部土地区画整理の1,500坪の土地を早急に先行取得してはどうかというお話しでしたが、そういう考えは持っているけれども早急にというのは中々難しいという返答でございました。

ひとつできるだけ、いろいろ精査しながらそのところはひとつ事業を進めるといふ意味合いから、考えていただきたいとこう思うわけですが。

今ほどの中学校の問題について、ご回答をお願いをいたしたいと思っております。

○市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 中学校の今、説明会開催いたしてありまして、住民の皆様のご理解を得て、最短では6月の議会に、新市の建設計画の修正を議会に提出することになるかと思っております。

これは住民の皆さんのご理解をいただいたという判断ができればですね、6月に議会に変更計画を出させていただくということで、その後の計画については今のところ時期的にはちょっとわからないと思います。

早急にそういうような計画を建てていかなければならないと思っておりますけれども、現在まだ決定しておりませんので、その先のいろんな事業というんですか、そういったことが進めておりませんので、今は皆さん方にご理解いただくように、全力を傾注して取り組んでまいりたいと思っております。

従いまして、場所につきましても全然決まっておりますので、ぜひお願いをいたしたいと思っております。

それから新幹線の用地につきましてお話しがございました。

新幹線につきましては、福井駅が点で新幹線の予算がついてわけですが、これは新幹線は点で認められたということは、そこまで沿線にあります芦原温泉も必ず通るということではございますけれども、新幹線の予算がついたわけではございませんので、一日も早く、まずは新幹線の予算が福井駅まで、一日も早くつくように沿線の市長さん、また福井県と関係しながら取り組んでまいりたいと思っております。そうすれば駅舎につきましてもですね、そういった形で芦原温泉駅も着手できるのではないかとと思っておりますが、現在の段階では調査だけということでございまして、ちょっとまだ難しいのではないかなと思っております。

今、議員ご指摘の東部土地区画整理組合の持っている大型保留地につきましては、これは議会でも再三お話しをさせていただいておりますけれども、今日は関係の皆さんがお出ででございます。そういった中でですね、議会の皆さんとも充分相談をしながら、今、この3月の定例会にも5千万円の補助金を上程いたしております。それらと合わせまして今後も大型保留地の購入、あるいは次の9千万の残りですね、それらについても議会の皆さん方のご理解をいただきながら適切に、市としては対処していきたいと思っております。

それが、大型保留地が駐車場になるか、新幹線の代替地になるか、また違った用途にしていくかってことは、今後議会の皆さんとの議論のところになるかなと思っておりますけれども、市としてはできるだけ早く購入をしていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

18番（海老田州夫君） 議長。

議長（山川 豊君） 18番、海老田州夫君。

18番（海老田州夫君） 次に2番目の介護保健改正に関することですが、先ほど包括支援センター職員については現職員の中で色々勉強していただいて、そういった職に就かしていくというようなお話しでございました。

私はこの包括支援センターが運営の中でやるべきことについてはちょっと、若干今の包括支援センターそのものの職務からいっても無理かなと思うんですが、今現在、先ほど申し上げました老人会等のいろいろなクラブ運営、あるいは活動、こういったところで、例えば坪江老人クラブで申しますと年間で運営会合としては、総会、あるい

は吉崎御坊参拝だとか、あるいは物故者の法要、その他随時役員会などが開催されておるといふようなこと。また、屋外の運動としては今現在はゲートボールをやっていると、今年からは老人会で寝たきり防止ゼロ作戦といふようなことを打ち上げて、いろいろ運動をやりたいといふようなお話を聞いてございます。

そういったことを考える時、やっぱり行事に対して補助制度をしっかり手当てするといふことが、いわゆる老人の予防に一番適するのではないかなと、大事ではないかなといふように思いますので、そのところをもう一回お聞きをしたいなと。

それからもう一点は、今後老人クラブ、あるいは高齢者を対象とする各集落の集会場、あるいは各地区の公民館、または今現在市が保有しているところのセントピアあわらとか、あるいは笹岡の余熱館だといった温泉施設を利用する、オリエンタルエクササイズ、これはいわゆる太極拳だとか、気功法だとか、あるいはヨガなどの東洋医学に基づいた運動ですが、このことが非常に健康に役立つといふようなことで、こういったことをそれぞれの所でやっていくことが大事ではないかなと。そのためには講師等の派遣をする、こういったことを市の方でしっかりやる、これを私は包括支援センターでそれをやることのできるのかどうか、ちょっとわからないですが、いふようなことをひとつ、どうでも実行に移していただきたいなといふように思うわけでございます。

それからもう一点は、何といつても高齢者が増えて、いわゆる介護が増えてきているといふところに、介護する人が介護される時代が非常に大きくなってきていると、このことをなんとか阻止していかねばならんといふようなことを思います。

そういうことで、今後の市の対応について、もう一回お尋ねをさせていただきます。

○市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 海老田議員の再度の質問でございますけれども、老人クラブの寝たきりゼロ作戦、老人クラブの幹部の方からお話を聞いて、私も非常にいいお話だと思っております。

今、介護保健でございますね、予防介護のお話しが進んでいる中で、老人クラブのみなさんがそういったことを真剣に考えていただいておりますので、市としましても積極的な形で、老人クラブの活動の支援をしていきたいと思っておりますし、今ほど議員のお話しのように、公民館とか、あるいはセントピア、また余熱館等でそういったことを行なうといふことは、非常に良いかなと思っております。

昨年、私、中国の方に皆さんと一緒に寄せていただきました。

中国の方でございますね、朝、中国では公園等で老人の方が、皆さん朝食をそこで取る人もおるんですけれども、朝、健康づくりでございますね、太極拳とか、ダンスでございますね、それから道に水で書道したり、いろんなことでお年よりがでございますね、自分達の健康づくりをやってるわけですね。

ちょうど上海の公園で、私見させていただいたわけでございますけれども、非常に

中国においてはそういった健康づくりが活発で、あわら市におきましてもそういったことを見てですね、老人の方が朝起きてですね、体操とか、あるいは散歩とか、ソウといったことをやられる、あるいは一緒に集まってですね、要望介護としているんな取り組みをされるってことは非常に今後あわら市の健康管理、老人の皆さんの健康管理を考える上では、極めて重要かなと思いますので、それらも市としては応援をしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

18番（海老田州夫君） 議長。

議長（山川 豊君） 18番、海老田州夫君。

18番（海老田州夫君） どうも回答、ありがとうございました。

市長の指導力を期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

---

#### 散会の宣告

議長（山川 豊君） 以上で一般質問を終結いたします。

議長（山川 豊君） これをもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日から21日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後4時48分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成18年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成18年度 第14回あわら市議会 定例会

平成18年3月22日(水)  
午前9時30分 開 議

1. 開議の宣告

- |       |            |  |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |  |
| 日程第 2 | 議案第 3号     | 平成17年度あわら市一般会計補正予算(第7号)                  |
| 日程第 3 | 議案第 4号     | 平成17年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算<br>(第3号)        |
| 日程第 4 | 議案第 5号     | 平成17年度あわら市老人保健特別会計補正予算<br>(第2号)          |
| 日程第 5 | 議案第 6号     | 平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算<br>(第4号)       |
| 日程第 6 | 議案第 7号     | 平成17年度あわら市公共下水道特別会計補正予算<br>(第4号)         |
| 日程第 7 | 議案第 8号     | 平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算<br>(第2号)      |
| 日程第 8 | 議案第 9号     | 平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計補正<br>予算(第2号)     |
| 日程第 9 | 議案第10号     | 平成17年度あわら市水道事業会計補正予算(第3号)                |
| 日程第10 | 議案第11号     | 平成18年度あわら市一般会計予算                         |
| 日程第11 | 議案第12号     | 平成18年度あわら市国民健康保険特別会計予算                   |
| 日程第12 | 議案第13号     | 平成18年度あわら市老人保健特別会計予算                     |
| 日程第13 | 議案第14号     | 平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算                  |
| 日程第14 | 議案第15号     | 平成18年度あわら市公共下水道特別会計予算                    |
| 日程第15 | 議案第16号     | 平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算                 |
| 日程第16 | 議案第17号     | 平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計予算                |
| 日程第17 | 議案第18号     | 平成18年度あわら市水道事業会計予算                       |
| 日程第18 | 議案第19号     | 平成18年度あわら市工業用水道事業会計予算                    |
| 日程第19 | 議案第20号     | 平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算                 |
| 日程第20 | 議案第21号     | あわら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の<br>制定について      |
| 日程第21 | 議案第22号     | あわら市長期継続契約を締結することができる契約に関<br>する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第23号     | あわら市国民保護協議会条例の制定について                     |
| 日程第23 | 議案第24号     | あわら市国民保護対策本部等条例の制定について                   |

日程第 2 4	議案第 2 5 号	あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 6 号	あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 2 7 号	あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 2 8 号	あわら市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 2 9 号	あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 3 0 号	あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 3 1 号	芦原温泉上水道財産区特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 1	議案第 3 2 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 3 2	議案第 3 3 号	福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
日程第 3 3	議案第 3 4 号	あわら市議会の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 4	議案第 3 5 号	市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 5	議案第 3 6 号	あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 6	議案第 3 7 号	あわら市教育委員会委員の任命について
日程第 3 7	議案第 3 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 3 8	議案第 3 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 3 9	議案第 4 0 号	芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
日程第 4 0	議案第 4 1 号	芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
日程第 4 1	議案第 4 2 号	芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
日程第 4 2	議案第 4 3 号	芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
日程第 4 3	議案第 4 4 号	芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
日程第 4 4	議案第 4 5 号	芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
日程第 4 5	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	
日程第 4 6	常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件	

1 . 閉議の宣告

1 . 議長閉会あいさつ

1 . 市長閉会あいさつ

1 . 閉会の宣告

---

出席議員（22名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
21番	橋本達也	22番	杉田剛

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	松木幹夫	副市長	坪田雅一
教育長	児島博光	総務部長	伊藤清明
市民生活部長	山田重喜	福祉保健部長	清水芳文
経済産業部長	小林幸夫	土木部長	神尾秋雄
教育次長	吉村幸夫	芦原温泉上水道財産区管理者	竹田富九一
市長室理事	長谷川賢治		

---

事務局職員出席者

事務局長	笹原徳明	事務局長補佐	中林敬雄
書記	渡邊清宏		

## 開議の宣告

議長（山川 豊君） これより、本日の会議を開きます。

議長（山川 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後 1 時 45 分）

---

## 会議録署名議員の指名

議長（山川 豊君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、13 番、牧田孝男君、14、卯目ひろみ君の両名を指名します。

---

## 議案第 3 号から議案第 33 号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第 2、議案第 3 号から日程第 32、議案第 33 号まで議案 31 件を一括議題とし、各常任委員長から委員会審査の結果について、その報告を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 2、議案第 3 号から日程第 32、議案第 33 号まで議案 31 件を一括議題とし、各常任委員長から委員会審査の結果について、その報告を求めます。

総務常任委員長、丸谷浩二君。

12 番(丸谷浩二君) 議長、12 番、丸谷。

議長（山川 豊君） はい、丸谷浩二君。

12 番(丸谷浩二君) それでは、総務常任委員会審査のご報告をいたします。

当委員会は、去る 3 月 9 日、10 日の両日に開会し、今回、当委員会に付託されました、議案第 11 号、平成 18 年度あわら市一般会計予算をはじめとする、議案 14 件について、市長、副市長及び担当部長等の出席を求め慎重に審査をいたしました。以下その経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第 3 号、平成 17 年度あわら市一般会計補正予算(第 7 号)の当委員会所管分について申し上げます。

今回の補正は、2 億 3,586 万 3 千円を減額し、歳入歳出の総額を 127 億 7,404 万 9 千円と定めるものであります。

歳入では、地方譲与税から自動車取得税まで、県算定見込み額をそれぞれ計上し、地方交付税に普通交付税追加 1,068 万 4 千円を計上する一方、繰入金で財政調整基金繰入金等 2 億 3,792 万円を減額し、市債において各種事業費の確定に基づき 4,630 万円を減額するものであります。

一方歳出の当委員会所管分では、各款にわたり事務事業の確定による調整額等の計

上が主なものであります。先ず議会費では、議員旅費など170万5千円、総務費では、情報化推進費でケーブルテレビ第3期エリアに係る伝送路布設工事費など4,124万6千円を減額し、公共交通対策費において、コミュニティバス運行委託料の確定による不用額750万円を減額する一方、広域生活路線維持対策等事業補助1,185万2千円が計上されております。

また、衛生費では、環境衛生費において、三国あわら斎苑組合建設負担金、水道事業会計補助金など4,256万8千円を、塵芥処理費で広域市町村圏事務組合負担金など2,183万3千円を減額するものであります。

審査の過程で、コミュニティバスの運行と公共交通機関及びスクールバスとの関連など論議が集中し、特に、公共交通機関については広域生活路線維持対策等補助の動向など見据えたコミュニティバスのあり方について十分検討されたいとの意見が出されております。

本案につきましては、いずれも所要の措置と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第4号、平成17年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

今回の補正は、8,334万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億4,046万7千円と定めるもので、先ず歳入においては、国保財政の財源見直しにより、国庫支出金811万円、県支出金、1,453万4千円を減額し、療養給付費等交付金8,836万4千円、共同事業交付金1,248万5千円を追加いたしております。一方、歳出では、保険給付費において一般及び退職被保険者療養給付費など1億3,165万円を計上し、老人保健拠出金3,894万4千円を減額するものであります。

本案につきましても、所要の措置であり全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決したしだいでありましてあります。

次に、議案第5号、平成17年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれに、2,600万円を追加し、予算の総額を36億1,492万9千円と定めるもので、歳入において、支払基金交付金847万4千円、国庫支出金300万8千円、諸収入1,301万9千円等を追加する一方、歳出において、医療諸費で一人あたり年間医療給付費を751,000円と見込む3,600万円を追加いたしております。医療費支給費1,000万円を減額するものであります。

本案についても、所要の措置であり全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号、平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ1億8,933万6千円を減額し、当初予算の総額を27億2,016万2千円と定めるもので、一日平均売上げを1億1,000万円と見込むものであります。先ず歳入においては、競艇事業収入2億1,740万3千円を

減額し、繰入金に競艇基金から2,750万円を繰り入れる一方、歳出において、競艇事業費1億8,678万3千円、諸支出金259万2千円を減額するものであります。

審査の過程で、当会計の財政見通しについて質疑が出されたが、理事者においては、全国的な売上げ減少の続く中、中央では交付金・納付金の見直しも検討されていることや更なる売上げ向上対策など、事業運営に厳しく対処していくとのことであります。本案につきましても、全員賛成で原案のとおり可決すべきと決しております。

次に、議案第11号、平成18年度あわら市一般会計予算の当委員会所管分について申し上げます。

本案は、厳しい地方財政の中、事務事業の見直しや行改大綱を念頭においた緊縮型予算となっているが、合併3年目を迎え新市建設計画に掲げている各種事業取り組みなど重要な案件であることから、慎重に審査をおこなったところであります。

先ず、歳入の主なものにつきましては、市税において、税制改正及び固定資産評価替えにより前年比1.9パーセント減となる39億3,772万4千円を計上しております。地方譲与税には、税源移譲による所得譲与税2億5,300万円など4億1,200万円、地方交付税に29億4,800万円、繰入金に財政調整基金繰入など6億9,318万3千円、市債に臨時財政対策債など9億4,580万円が計上されております。

歳出につきましては、議会費に議員22名に係る経費など1億4,201万9千円、総務費では、総務管理費において、一般管理費に行政連絡員131名に係る経費のほか、集会施設整備事業補助金など5億7,805万5千円、文書管理費に市例規集データベース使用料など1,044万1千円、秘書広報費に市広報発行に係る経費1,414万6千円、財産管理費は庁舎及び公用車等の管理に要する経費など5,791万6千円を計上しております。また、企画費では、新規事業となる行政評価システム構築業務委託料など1,891万7千円、情報化推進費では広域市町村圏電算共同利用負担金のほか、CATV早期加入補助金など1億675万3千円、国際交流推進費に日中友好協会活動事業補助など256万5千円、税務総務費に市納税組合連合会運営補助など9,969万円、賦課徴収費は前納報奨金など3,682万2千円、戸籍住民基本台帳費に戸籍総合システム保守点検委託料など7,962万1千円、統計調査費に工業統計など4指定統計に係る経費947万3千円、監査委員費は119万5千円であります。諸費では、公共交通対策費にコミュニティバス運行委託料など8,771万3千円のほか、男女共同参画社会推進費として156万5千円が計上されております。

衛生費では保健衛生費において環境基本計画策定委託料、郡環境衛生組合負担金、公害測定調査委託料など3億3,085万3千円を、清掃費において一般廃棄物収集委託料、広域圏清掃センター負担金など6億3,230万4千円が計上されております。消防費は嶺北消防組合負担金のほか、新規に行なう防災情報等配信システム構築委託料など5億2,214万8千円を、公債費で元金・利子合わせて13億4,50

0万5千円計上し、諸支出金は南部土地区画整理基金積立金など1,062万4千円、予備費は1,000万円となっております。

次に、審査の過程で論議の集中した事項について申し上げます。先ず、新規事業である「行政評価システム構築事業について申し上げます。本事業は、行革大綱の中でも示されており、効果的な行政運営には欠くことのできない事業であり、これが導入は誠に時宜を得たものであります。しかし、その実施方法や職員の意識改革など十分な対応と、このことが「評価のための評価」になりかねない恐れも懸念されることから、事業の実施にあたっては適正かつ公正さの確保など十分配慮されたいとの意見が出されております。理事者においては、施策評価と事務事業評価について、外部専門機関のノウハウを活かし適正に実施するとのことでありますが、特に、評価の「物差し」の当て具合などの確に対応されることを願うものであります。

次に、日中友好事業については、今回の予算計上に関連し、友好訪問団派遣の考え方など質疑が出されたが、理事者においては、両市の友好関係の更なる構築と魯迅と藤野巖九郎の関係を将来わたり大事にしていくためには毎年訪問団等による交流も必要と考えているとのことであります。

また、今回の税制改正に伴い納税者の負担増が強られる中、その滞納額も増加することが懸念されることから、収納対策に一層の努力を願うものであります。

以上、申し上げましたが、歳入が減少する厳しい財源の中で、予算編成には相当の努力が見受けられるところであり、本案については、所要の措置であり賛成多数をもって原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

次に、議案第17号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

本案は、対象被保険者を11,160人、世帯数を5,760世帯と見込み、予算の総額を前年比1.02パーセント増となる、25億9,450万円と定めるものであります。歳入においては、国民健康保険税8億4,500万円、国庫支出金6億7,039万8千円、療養給付費等交付金7億890万1千円、繰入金2億2,355万9千円が計上されております。歳出では、保険給付費に17億958万9千円、老人保健拠出金6億1,120万円、介護納付金1億6,500万円が主なものであります。

審査の過程で、レセプト点検の効果等について論議が出されました。理事者では、今回から医療費通知事務に替え、その分、レセプト点検事務の拡充を図っていくとのことでありますが、一方では、多重診療等も懸念されることから、適正受診の推進に更なる努力を願うものであります。

本案につきましても、所要の措置であり賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第13号、平成18年度あわら市老人保健特別会計予算について申し上げます。

本案は、受給対象者を4,450人と見込み、予算の総額を前年比96.2パーセ

ントとなる34億4,120万円と定めるものであります。歳入においては、本年10月から公費負担50パーセントなることから、支払基金交付金に18億5,148万4千円、国庫支出金10億5,956万1千円、繰入金2億6,516万4千円等が計上されており、歳出では、医療諸費34億4,110万円が主なものであります。

本案については、所要の措置であり全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第17号、平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計予算について申し上げます。

本案は、一日平均売上げを1億1,000万円と見込み、予算の総額を前年比7.2パーセント減となる266億9,970万円と定めるものであります。

審査の過程で、売上げ減少に歯止めがかからない状況下において、当該事業が本来の地域に与える公益性について論議が交わされております。理事者においては、場全体の運営経費の節減などを念頭にし、極力継続する方向で考えており、そうすることが人の交流など目に見えない公益性があるとのことであります。本案につきましても、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第21号、あわら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、各任命権者は、職員の任用・給与などの勤務条件及び人事行政の運用状況を、また、公平委員会は、当該業務の状況を市長に報告し、市長はこれの公表を行なうことが義務付けられたことに伴う、所要の措置であります。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第22号、あわら市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法及び同法施行例の改正に伴い、従来の電気・ガス等の長期継続契約の締結できる範囲に、OA機器のリース契約なども含めて契約の対象とするとのことであり、本案も所要の措置であり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第23号、あわら市国民保護協議会条例の制定について、議案第24号あわら市国民保護対策本部等条例の制定について、以上2議案を一括して申し上げます。

両案は、国民保護法の規定に基づき市町村に国民保護協議会を、また、同法の規定により、市に設置する国民保護対策本部等の組織、運営等について定めるものであります。

審査の過程で、有事の際に国民の私権等の制限はないのかとの議論が出されております。理事者では、あくまでも市民の自発的協力及び努力義務を課すこととなるとのことであり、いずれも所要の措置であり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第25号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定について申し上げます。

本案は、平成17年度人事院勧告等に基づき、一般職の職員の給料表の級及び号給の構成、給料月額、勤勉手当の支給割合等について規定するものであります。審査の過程で、今回の改正では、いわゆる能力主義が基本となることから、これらの勤務評価の適正化について十分配慮願いたいとの意見が出されておりますが、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきと決しております。

最後に、議案第33号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について申し上げます。

本案は、坂井市の設置など県内自治体の合併に伴い、同組合規約の所要の変更であり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上、当委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果を申し上げ、総務常任委員会の報告といたします。

議長（山川 豊君） 次に、産業建設常任委員長、向山信博君。

8番（向山信博君） 議長、8番、向山。

議長（山川 豊君） はい、向山信博君。

8番（向山信博君） 議長のご指名がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月13日、14日の2日間にわたりまして、市長、副市長及び担当部長の出席を求め、当委員会に付託されました議案3号、平成17年度あわら市一般会計補正予算（第7号）をはじめとする12議案について慎重に審査をいたしました。

以下、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第3号、平成17年度あわら市一般会計補正予算（第7号）の所管事項について申し上げます

本案は、各款にわたり事務事業の確定及び精算等に伴う不用額の減額補正が主なものでございます。

次に、各課ごとに主な事項について申し上げます。

経済産業部農林水産課では、事業費の確定に伴い、農業振興費で米生産調整奨励事業補助金504万2千円、ファーマーズマーケット建設に係る経営構造対策事業補助金818万3千円、農地費で、坂井北部土地改良区事務所運営補助金358万1千円、林業振興費で、県営林道事業剣ヶ岳線、負担金450万円、森林環境保全整備事業補助金160万円を減額しております。

松くい虫の被害状況については、3年前に比べれば被害は拡大していないとのことで、周辺のゴルフ場、加賀市などと広域的に協力を行っていかなければならないと考えているとのことでございました。

有害鳥獣の対策については、駆除を前提に考え、狩猟免許取得に対しての有害獣対策事業補助金を10名分計上しましたが、3名しか取得しなかったことから、11万円減額したとのことであります。

観光商工課では、商工振興費で中心市街地活性化基本計画を平成17年度地域再生マネージャー事業において実施することから、この計画の策定事業委託料300万円、観光費で芦原温泉泉源実態調査委託料56万円、芦原温泉誘導看板、歓迎塔の設備工事等に係る入札差額金741万円、観光施設費で北潟湖畔公園管理業務などの委託料132万6千円、セントピアあわらリニューアル工事の入札差額金78万6千円を減額しております。

あわら温泉歓迎塔の設置位置については、他に用地確保が困難だったことから、以前設置していた近くに設置したとのことであります。わかりにくいとの歓迎塔もあることから、今後検討するとのことであります。また、インパクトがないとの意見につきましては、あわら温泉にふさわしい暖か味のあるものに仕上げたとのことでございます。

関連して、あわら市の看板を要所に設置したらどうかというような意見も出されております。

他に、永年勤続優良従業員表彰について、対象者が当初見込み30人のところ、6名だったことから、早い段階で対象者を選定できないかとの意見が出されております。

次に、土木部建設課では、除雪対策費で除雪機械の修繕料、損害賠償金など195万円、街路事業費で金津・三国線にかかる物件移転補償料など146万8千円が追加計上され、河川総務費で県営河川改良事業負担金346万7千円を減額しております。

除雪に係る物損事故などに対して、保険には加入しているのかとの質疑に対しては、道路保険に加入し、損害賠償を行っているとのことでした。

都市整備課では、公園費で汀公園やすらぎ施設整備工事など200万円、南部地区区画整理基金費で保留地売却分及び利子の積立金1,755万5千円が計上されております。

審査の過程で、南部区画整理事業の付け保留地処分について、隣接者に売却するなど早急に解決していくようにとの意見が出され、これに対して売却を進めるなかで、賃貸も考えていくとのことでございました。

上下水道課では、高料金対策分として公共下水道特別会計繰出金2,700万円、水道事業会計補助金1,000万円を減額しております。

次に、議案第7号、平成17年度あわら市公共下水道特別会計補正予算(第4号)について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,570万4千円を減額し、予算の総額を21億6,818万3千円とするもので、歳出では、一般管理費において前納報奨金85万円、水洗便所改造奨励金140万円など237万3千円を減額するほか、下水道建設費で九頭竜川流域下水道事業建設負担金1,043万1千円を、公債費で前年度許可債等利子290万円を減額しております。

歳入では、下水道使用料で360万円、一般会計繰入金で2,700万円を減額する一方、繰越金1,926万3千円、消費税還付金613万3千円を追加しております。

次に、議案第8号、平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ312万5千円を減額し、予算の総額を7,439万3千円とするもので、劔岳地区に係るばっ気攪拌装置改修工事の差額金312万5千円を減額し、歳入において農業集落排水事業基金繰入金で同額を減額しております。

次に、議案第10号、平成17年度あわら市水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、収益的収入で、加入金負担金200万円、消費税還付金528万円を追加する一方、一般会計から消火栓維持管理負担金8万7千円、高料金補助金1,000万円を減額し、水道事業収益予定額を9億2,996万円としております。

資本的収入では、消火栓移設等に係る工事負担金103万3千円を追加するとともに、下水道工事に係る移転補償費131万8千円を減額し、資本的収入の予定額を1億3,050万6千円としております。

資本的収入の不足補填金の補正は行なわないのかとの質疑には、収入が支出に対して不足する場合に不足補填金を計上することとあります。

また、下水道使用料が減ったということは、水道料金も減っているのではという質疑に対しまして、下水道使用料の減額は、温泉客の減、節水などによる上水道財産区の給水量の減によるものが多く、市水道事業は微減ということで減額はしていないとのことでございます。

なお、一般会計からの補助金を減らし、企業会計として健全経営に努めるよう意見が出されております。

議案第11号、平成18年度あわら市一般会計予算の所管事項について申し上げます。

まず、経済産業部農林水産課では、農業費で、農業委員会費に農業委員26名に係る報酬、県農業会議拠出金など2,205万5千円、農業総務費に、一般職の人件費ほか、坂井北部丘陵地営農推進協議会負担金、劔岳かりんて祭開催補助金など1億3,997万9千円、農業振興費に、米生産調整奨励事業補助金2,789万円、明日の地域農業を支える担い手条件整備事業補助金315万9千円、遊休農地活用土地条件整備事業補助金630万円など8,023万6千円、畜産費に36万5千円、農地費に、坂井北部土地改良区事務所運営補助金752万1千円、国営総合農地開発事業償還金補助金2億4,198万1千円、土地改良事業費償還金補助金に1億1,742万4千円、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金942万4千円、農業集落排水事業特別会計繰出金5,549万6千円など4億5,149万7千円、赤尾、城地区に係る地籍調査費に425万6千円、農業施設費に、多目的共同利用施設さくらセンター、農業団地センターの維持管理に832万5千円、農村振興総合整備費に、芦原南部地区を対象とした農業集落道整備工事など4,040万5千円が計上されております。

林業費では、林業振興費に、松くい虫被害総合対策委託料568万円1千円、県営林道劔ヶ岳線工事負担金1,850万円、森林整備地域活動支援交付金事業補助金1,135万4千円などが計上されております。

水産業費では、稚魚放流等事業補助金など73万8千円が計上されております。

審査の過程で、地元でとれた食材を旅館に提供できるよう橋渡しができないかとの意見には、県、JA、旅館、観光協会と連携し、新たな取り組みとして地元の特産品を使った一品料理を検討しているとのことでございます。今後本格的に進めていきたいとのことであります。関連して、旅館での地元の食材の共同購入についても考えていかなければならぬのではとの意見が出されました。

次に、観光商工課では、商工振興費に、商工会活動事業補助金2,353万8千円、商工フェスティバル事業補助金500万円、中小企業振興資金預託金7,200万円、観光費に、観光パンフレット、ポスター制作費340万円、観光宣伝、湯のまち夕市開催業務、地域再生マネージャー事業の委託料1,986万8千円、伝統行事保存事業補助金320万円、観光事業補助金に1,270万円、夏まつり開催補助金500万円、観光施設費に、刈安山森林自然公園、セントピアあわら、花菖蒲園、観光案内所、サイクリングパーク、北潟湖畔公園、観光会館、セントピアあわらの管理委託料など4,264万9千円、セントピアあわら運営補助金1,647万8千円が計上されております。

審査の過程で、空調設備保守点検委託料については、業者でなければできないとのことであるが、マニュアルどおりやれば職員ができるのではないかと意見が出されております。

地域再生マネージャー事業での中心市街地活性化事業計画の策定にあたっては、市総合振興計画、都市マスタープラン、芦原温泉駅周辺整備計画などの計画と整合性を図り策定するとのことでありました。

市民生活安定資金預託金と中小企業振興資金預託金との違いは、市民生活安定資金預託金は、勤労者の生活資金に当てるため、中小企業振興資金預託金は、中小企業の設備資金や運転資金に当てるため銀行に預託するものであるとのことでありました。なお、実績を勘案し預託しなければならないのではとの意見が出されております。

夏祭りの会場については、あわら温泉は夏休みに集客しなければならないことから、会場は芦原で、一方、商工フェスタは、工業、商業の祭りとして金津を会場とする方向で考えているとのことでありました。

関連して、イベントについては、スクラップアンドビルドを行い実施していくよう意見が出されております。

なお、先ほど開催されました全員協議会での報告の中で、旧金津市街地の地域の要望として、本陣祭りを主体としたイベントにできないかというような要望もございましたことを付け加えておきたいと思っております。

なお、議案外ながら、あわら温泉の観光入込数の状況について説明がありました。

平成17年の入込数は、91万5千人で、ピーク時の平成3年に比べ約40万人の

減少となっております。地域別では、県内からの入込数は4割を占めてはいるものの、落ち込みは顕著となっております。今後は、県内でのPRが必要であるとのことであります。

また、月別では、忘新年会時期には県内の入込みが多く、夏休み期間は京阪神方面の入込が多くなっているが、4月、5月、9月、10月は落ち込んでいる状況であり、方策を講じなければならないとのことであります。

次に、土木部建設課でございます。

道路橋りょう維持費に、道路清掃・街路樹管理等委託料460万円、一般市道に係る舗装補修工事費3,300万円、道路橋りょう新設改良費に、消雪施設水源試掘調査委託料500万円、市道252線などの道路改良工事6,000万円、市道滝・高塚線及び金津・三国線の改良工事に係る地方道路交付金事業3億7,000万8千円、県営道路改良改良事業負担金2,320万円、区道整備事業補助金206万9千円、交通安全施設費に、市道金津・芦原線及び上新橋線の歩道改良に係る特定交通安全施設等整備事業に6,000万4千円、除雪対策費に、除雪作業委託料500万円、除雪トラック購入費1,180万円、道路除排雪補助金100万円が計上されております。

河川費には、宮谷川、波松川、東谷川の河川改修工事費6,764万6千円、高間川、竹田川、北潟湖の整備に係る県営河川改良事業負担金500万円、砂防費には、県営急傾斜地事業負担金390万円が計上されております。

消雪施設水源試掘調査委託料についての質疑には、この調査は、十日・嫁威線で1箇所、旭・山室線で1箇所の2箇所を、平成19年度以降工事を実施するためにするとのことでございます。契約にあたっては、500万円の予算内で水量を確保できるよう慎重に行ってほしいとの意見がございました。

金津・三国線、滝・高塚線の進捗についての質疑には、金津・三国線については、未契約者2名、用地買収を平成18年度上半期までに終え、工事を予定どおり行ないたいとのことであります。

一方、滝・高塚線については、地権者の行方不明による用地買収の遅れ、土地改良事業実施による排水計画の見直しなど、当初平成19年度完了を目指していましたが、平成20年度、若しくは平成21年度までかかる予測とのことであります。

各区の要望に対しての当初予算計上はどれぐらいかとの質問に対しましては、道路改良工事6,000万円、道路舗装補修工事3,300万円の中で約4,000万円ほどである。滝・高塚線改良工事、宮谷川、波松川、東谷川改修工事も地区要望であるとのことでございます。

各区からの要望は、緊急を要してのことから、そのことを念頭におき対処願いたいというような意見もございました。

次に、都市計画課では、都市計画総務費に、都市計画マスタープラン策定業務委託料260万円、都市計画決定資料作成業務委託料1,237万7千円、湯のまち駅前多目的用地取得費4,034万4千円、金津東部土地区画整理組合補助金5,000

万円、公園費に、市内公園の維持管理経費 6 1 3 万 1 千円、住宅総務費に、2 0 戸分の木造住宅耐震診断委託料 5 4 万円、1 0 戸分の太陽光発電等住宅設備設置促進事業補助金 4 0 0 万円、住宅管理費に、市営住宅の修繕料 2 5 0 万円、土地借上料 1 , 8 7 2 万 8 千円が計上されております。

東部土地区画整理組合事業補助金についての質疑には、5 , 0 0 0 万円は補助金予定総額 9 , 3 0 0 万円の一部で、残額は換地処分が終了していないことから併せて来年度検討していきたいとのことであります。

太陽光発電等住宅設備設置促進事業補助金については、実績を鑑み補助を検討していくようにとの意見が出されております。

次に上下水道課では、公共下水道特別会計繰出金 9 億 2 , 8 9 4 万 9 千円、農業集落排水事業特別会計繰出金 5 , 5 4 9 万 6 千円、水道事業会計補助金高料金対策分として 2 億 2 , 5 0 0 万円、簡易水道、区画整理分として 1 , 6 4 7 万 1 千円が計上されております。

議案第 1 5 号、平成 1 8 年度あわら市公共下水道特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、2 2 億 1 , 0 0 0 万円で、前年度と比較して 1 億 2 , 0 0 0 万円、5 . 7 % の増であります。

歳出の主なものは、一般管理費で受益者負担金の前納報奨金 1 , 2 0 0 万円、下水道建設費で下水道管渠実施設計委託料に 4 , 1 2 9 万 8 千円、雨水工事に伴うえちぜん鉄道工事委託料に 2 , 8 7 8 万 1 千円、污水管渠布設工事に 5 億 5 , 2 0 8 万 3 千円、雨水管渠整備工事に 4 , 4 9 4 万 1 千円、九頭竜川流域下水道事業建設負担金に 5 , 1 4 6 万 9 千円、下水道工事に伴う物件移転料に 5 2 7 万 2 千円、下水道維持管理費で、下水道使用料徴収業務、下水道台帳作成などの委託料に 2 , 8 4 5 万 7 千円、九頭竜川流域下水道維持管理負担金に 3 億 6 0 0 万円、公債費で、元金、利子合わせて 1 0 億 4 , 2 5 2 万 6 千円であります。

なお、国庫補助事業は 5 億 9 , 0 0 2 万円で、市単独事業は 1 億 1 , 0 0 0 万 5 千円で、污水工事は北潟東、西、牛山、細呂木、蓮ヶ浦、北などの地区を、雨水工事は東温泉地区を施工するとのことであります。

審査の過程で、下水道使用料が前年度と比べ約 4 0 0 万円の増は、投資に対して少ないのではないかとこの質疑に対しまして、下水道接続率を 2 % 増見込み積算しているが、節水等により使用料の増を見込めないとのことであり、井戸水、雨水の流入がないよう排水設備の接続検査は厳しく行なうようにとの意見が出されております。

なお、現在の接続率は、各集落でばらつきがあるが約 8 5 % で、ローラー作戦等により接続率のアップに努めていくとのことであります。各区に対して強い態度で協力要請してもいいのではないかとこの意見がございました。

議案第 1 6 号、平成 1 8 年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、6 , 9 1 0 万円で、前年度と比較して 8 4 0 万円、1 0 . 8 % の減

であります。これは、前年度において劔岳地区に係るばっ気攪拌装置改修工事を計上していたことによるものであります。

歳出の主なものは、金津地区の青の木・宮谷地区及び劔岳地区の施設の維持管理費 1,744万1千円、公債費 4,414万4千円であります。

議案第18号、平成18年度あわら市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入は、前年度と比較して2.3%減の9億1,126万2千円で、収益的支出は、2.5%減の9億985万5千円であります。

主なものは、収入において、総配水量399万立方メートルに対し、水道料金5億6,416万5千円、消火栓維持補修、融雪施設電気料などに係る一般会計負担金1,727万1千円、一般会計から高料金対策補助金2億2,500万円、県からの受水に対する年間104万立方メートルの財産区水道料8,519万6千円が計上されております。

支出においては、前年度同額の県からの受水費4億8,373万7千円、原水・配水の水質検査などに1,131万7千円、検針業務委託料などに1,132万2千円、配水管、消火栓などの修繕料に1,748万円、有形固定資産減価償却費1億8,355万円、企業債償還利息1億1,899万9千円が計上されております。

一方、資本的収入は、前年度と比較して15%減の7,207万円で、資本的支出は、7.2%減の2億7,032万3千円であります。

主なものは、収入において、新設及び移設消火栓の工事負担金1,050万円、企業債5,000万円、石綿セメント管更新等補助金800万円が計上されております。

支出においては、配水管布設工事实施設業務委託料1,500万円、石綿セメント管の布設替えなどの工事費に7,669万円、水道台帳作成業務などの委託料に2,000万円、企業債償還金1億4,626万3千円が計上されております。

審査の中で、量水器の取替についての質疑が出されました。計量法により8年目に交換することになっており、550万円計上しているとのこととあります。また、石綿セメント管の布設替えは予算計上しているが、鉛管の布設替えはどうかとの質疑に対しまして、整備計画をたてながら実施していくとのこととございました。

他に、有収率は84%で、石綿セメント管の布設替えの投資効果がないのではないかと意見が出され、100%に近い有収率となるよう願うものであります。

議案第19号、平成18年度あわら市工業用水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入は、前年度当初予算同額の1,373万2千円であり、収益的支出は、ほぼ前年度並の990万4千円であります。

この事業は、金津地区矢地地係で操業している東レ・ダウコーニング・シリコーン株式会社に対し、工業用水73万立方メートルを配水するものであります。

なお、企業債の償還が平成17年度をもって終了のため、収益的収支の計上のみとなっているとのこととございます。

議案第20号、平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入は、前年度並の1億8,191万1千円であり、収益的支出は、前年度比2.8%増の1億7,829万円であります。

主なものは、収入において、給水量176万4千立方メートルに対し水道料金は1億8,158万2千円が計上されております。支出においては、水質試験などの委託料351万5千円、取送水ポンプの電力料810万円、県からの受水費8,519万7千円などが計上されております。

一方、資本的収入は、公共下水道工事に伴う配水管移設補償費に係る他、会計負担金75万3千円が計上され、総額で95万8千円となっております。資本的支出は、前年度比16.6%減の3,387万8千円が計上され、公共下水道工事に伴う配水管布設替え工事1,520万円が主なものであります。

審査の中で、水道料金の未収金はどのように回収しているのかとの質疑には、給水停止を前提に、計画書を提出させ、納めさせているとのこととあります。給水停止は死活問題ともなることから、慎重に取り扱っているとのこととございます。

なお、倒産等の場合に不能欠損処分を行なうとのこととあります。

他に、水質検査については、毎月行い、今のところ異常がないということだが、地下水の枯渇、汚染等の危機管理について考えていくようにとの意見がありました。

議案第26号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、公営住宅法施行令の改正に伴い、公募によらずに公営住宅へ入居できる事由が拡大されたことにより、入居者の公募の例外について所要の改正を行なうものであります。これにより、既存入居者又は同居者の身体上の事由に加え、世帯構成の変化や精神上的の事由によっても公募によらず、市営住宅に入居できるとのこととあります。

議案第31号、芦原温泉上水道財産区特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、芦原温泉上水道財産区管理者の給料及び管理委員の報酬について所要の改定を行なうもので、管理者の給料を月額7万円を20万円に、また、管理委員の報酬を会長は年額2万3千円を15万円に、副会長は1万8千円を12万円に、管理委員は1万5千円を10万円に改定するものであります。

なお、管理者の給料は昭和50年、管理委員は昭和43年以来改定が行われていなかったとのこととあります。

このような理由で今、改定を行なうのかとの質疑には、管理者等の職務内容、後継者のことを考慮してとのこととありました。

以上が主な審査経過でございますが、次に審査結果について申し上げます。

当委員会に付託されました12議案とも挙手採決の結果、全員賛成で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上、主な審査の経過と結果を申し上げ、産業建設常任委員会の報告といたします。

議長（山川 豊君） 次に、教育厚生常任委員長、橋本達也君。

21番（橋本達也君） 議長、21番、橋本。

議長（山川 豊君） 21番、橋本達也君。

21番（橋本達也君） 教育厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月15日から17日までの3日間にわたり、市長、教育長はじめ関係部課長等の出席を求め、付託された議案につき慎重に審査いたしました。以下、その経過と結果につきご報告いたします。

議案第3号、平成17年度あわら市一般会計補正予算（第7号）の当委員会付託分について申し上げます。

本案は教育委員会および福祉保健部所管の17年度最終補正であり、歳入の額の確定、および不用額の調整等に伴う予算計上が主なものであります。

特記すべきこととしては、教育総務費においてコミュニティバス運行に伴うスクールバス運転業務委託料の減額補正。学校管理費において最近の灯油値上がりに伴う燃料費の増額補正。また、保健衛生費において、この冬の流行の兆しに対応した高齢者インフルエンザ接種委託料の増額補正などがあげられます。

さて、ここで審査の過程で大きな議論となったことについて1点ご報告いたします。

社会教育費の文化振興費のうち節15の工事請負費において、創作の森アートコア鉄骨塗装工事として280万円の減額補正が計上されております。担当課の説明によれば、当初予算の430万円で工事実施予定であったところ、積算誤りがあり、現予算では実施不可能であることが判明したため17年度中の執行を取りやめたとのことであり、その代わりに、ガラス工場の溶解炉破損の修繕費として150万円を流用して工事を実施し、差し引きの280万円を減額補正するとのことであり、そして、後にご報告する議案第11号の18年度一般会計当初予算において、2倍近い800万円を塗装工事費として再度、計上しているものであります。

委員会での指摘は、まず予算化までの積算および工事委員会を含む手続き上の不手際、次に同一目内とはいえ全く種類の異なる工事請負費に流用、施工しながら、議会からの指摘があるまでその説明と報告さえなされなかったこと。さらには、委員会における説明が委員に誤解を与えていると知りながらそれを放置し、後日、委員会からの指摘でそれを認めるといった姿勢に、各委員から批判が続出したところであります。

以上の経緯は議会軽視とも受け取れるものであり、しかも最近、これに類似したことが散見されるのは極めて遺憾であります。市民の負託を受けた議会に対し真摯な態度で意見を聞き、また説明責任を果たされるよう厳重に注意を促すものであります。

議案第6号、平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

本案も最終補正ということで、措置費収入、保険料収入、利用料収入などの確定に伴う歳入補正と、歳出ではエレベーター増築工事の入札差金445万円の減額補正のほか、養護施設と介護老人福祉施設で合計3,542万円の基金積み立てに係る補正

などが主なものであります。

議案11号、平成18年度あわら市一般会計予算の当委員会付託分について申し上げます。

教育委員会教育総務課所管では、小学校の管理等に要する経費1億5,593万円、中学校の管理費や教育振興費等に要する経費1億876万円などのほか、幼稚園関係で7,058万円、学校給食に係る経費の2億2,196万円などが主なものであります。

文化学習課所管では、公民館費の1億1,908万円、文化振興費の1億855万円のほか、図書館費の5,449万円などが主なものであります。

スポーツ課所管では、トリムパークの維持運営に要する経費4,831万円、農業者トレーニングセンターなどの体育施設費3,229万円のほか、各種スポーツ大会や体協などの団体補助に要する体育振興費1,830万円などが主なものであります。

ここで、主な議論内容について申し上げます。

不登校児童生徒やいわゆる気がかりな子への対応が議論されました。各学校にはカウンセリングを担当する教職員を配置しているほか、空きスペースになっている芦原幼稚園を利用して、専門家が不登校生対象のカウンセリングを実施しており、今後は同所において、夏休み期間中も半日は常駐していくとのことでした。さらに毎週木曜日には臨床心理士による一般的なカウンセリングもおこなわれているとのことでありました。

なお、不登校は中学生に目立っており、総数で15、6名はいるとの報告でした。その他、不登校児のライフパートナー事業の成果についての質疑もなされたところでありました。

次に、挨拶運動啓蒙用看板の設置について質問があり、駅、学校、公民館など12カ所の設置を予定しており、運動そのものについては市民団体や学校と協議しながら展開していきたいとの説明でありました。

次に、図書館の運営等についての質問があり、図書購入費の配分は金津260万円、芦原240万円とのことでありました。また、ふたつの図書館の将来について、これらの統合については慎重に検討したいとの説明でありました。

次に、トリムパークの一般会計からの持ち出し分の推移や今後の見通しについての質問に対しては、本年度の予算4,831万円のうち、2,299万円は県からの委託金であり、この金額はあまり変化がないとのことでありました。

なお、4月1日からは市が県の指定管理者となって運営することになっており、その条件として県からの委託金は減額しないように申し入れているとの説明でした。また、テニスコート、グラウンドについては県が別立てで予算をもって管理するとのことでありました。

福祉保健部社会福祉課所管では、障害者に係る支援費などの障害者福祉費4億6,187万円。私立7保育園に係る措置委託料などを中心とした保育所費6億5,219万円。生活保護世帯に係る生活保護扶助費の1億1,100万円などが主なもので

あります。

健康長寿課所管では、介護保険広域連合負担金 3 億 3,097 万円を中心とした老人福祉総務費の 4 億 5,770 万円。百寿苑、市姫荘の管理委託料や老人保護施設措置費などを中心とした老人福祉施設費の 1 億 2,343 万円などが主なものであります。

ここで主な議論内容について申し上げます。

本荘幼稚園の民営化に伴い、幼稚園部分の特区申請をしていたものの、これが許可されなかったとの報告がありました。したがって、同幼稚園に職員 1 名を市の派遣とするなど、手続き上は幼稚園を区別するものの、実態としては従来の幼稚園と変わるものがないとの説明でありました。

運営に当たっては、責任の所在や事務手続きに遺漏なきよう求めるものであります。

次に、12月議会の委員会で課題となった放課後児童クラブの対応につき質問がありました。利用児童数が増えたため建物をふたつに分けた対応を考えたところ、保護者の反対もあったため、教育委員会と協議の結果、空き部屋を利用して1階と3階に分けて対応をしているとの報告でありました。なお、最近では中高生の利用も見られるほか、安全面の配慮から児童を屋外には出さないようにしているとのことでありました。

さらに、子育て支援室の見地からすると、乳幼児に対する保護者の保育実態に疑問を感じる例も散見されるとのことです。昨今の育児の風潮から考えて、支援室には保護者への助言、指導に格段の努力を期待するものであります。

次に、介護保険の地域包括支援センターの事業計画についての質問がありました。対象者はあわら市の高齢者の5%と、要支援1,2の合計で700人を計画しているとのことでありました。また、予防給付のケアプラン作成は2,600人程度を見込んでいるとの説明でした。

地域支援事業や予防給付事業の成否は、スクリーニングや包括支援センターの運営いかにかかっているといっても過言ではありません。担当部署の人的充実とともに、新制度の趣旨に沿った事業運営に努められるよう要望するものであります。

以上が議案第11号のご報告であります。ここで議案外ながら、中学校建設問題に関する協議内容について概略をご報告いたします。

現在、地区ごとの説明会が実施されておりますので、委員会としてその状況報告を求めました。

6地区での説明会を終わった段階での市長の印象としては、まず地元市民の集まりが悪く、子どもをもった方の参加が少ないとのことでありました。そこで、今後はPTA総会やお出かけトークなどでさらに説明責任を果たしていきたいとのことでありました。

説明会参加者のうち、中学統合に賛成するのは三分の一程度との印象であるものの、賛成意見は述べにくい状況ではないかとの感触をもったとのことでありました。

また、芦原地区では芦原中学の老朽化が激しいので早急に建設してほしいとの意見

が相対的に多い一方、金津地区では金津中学は改修でもいいのではないかとの意見もあったとの報告であります。

いずれにせよ、説明会は市の考え方を理解していただくためのものであり、質疑ならよいが議論をする場とは考えていないとの答弁でありました。

特に、統合に賛成反対の意見は拮抗していないとの市長発言に対し、委員からその根拠を尋ねられたところ、改選前の議会ではほとんどが統合に賛成であったようだし、区やPTAなどで説明した際に統合に反対する意見がひとつもなかったからとの答弁でありました。

議案第14号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算について申し上げます。

本案は歳入歳出それぞれを3億6,190万円とするもので、従来のふたつの施設のほか、新たに訪問介護事業所等の運営に係る経費が計上されております。

養護老人施設費で1億3,733千円、指定介護老人福祉施設費で1億4,318万円のほか、新規の訪問介護事業費674万円などが主なものであります。

なお、介護保険制度の改正により、従来の在宅介護支援センター費は廃款となっております。

議案第27号、あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公設民営化による本荘幼稚園、金津東保育所の管理に関する業務を指定管理者に行なわせることに伴い、所要の改正措置が必要なために制定しようとするものであります。

なお、民営化にあたっての課題については、先の議案第11号の当初予算でご報告したとおりであります。

議案第28号、あわら市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、財団法人坂井北部農業者健康会館の解散により、同財団が管理していた農業者トレーニングセンターを市の公の施設として管理することに伴い、所要の改正措置が必要なため制定するものであります。

議案第29号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険制度の改正により、金津雲雀ヶ丘寮内に訪問介護事業所を開設することに伴い、事業内容について所要の規定を定める必要があるための案であります。

議案第30号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、訪問介護事業所を開設することに伴い、要支援認定者に対する介護予防サービスにかかる手数料について所要の規定を定める必要があるための案であります。

議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、本荘幼稚園、金津東保育所の管理に関する業務を行なう指定管理者を指定

することについて、地方自治法第244条の2第3項の規定により、社会福祉法人本荘すこやか福祉会、社会福祉法人刈安福祉会を指定しようとするものであります。

以上、当委員会に付託されました議案9件は、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議長（山川 豊君） 暫時休憩をします。

開会は3時15分から開会をします。

（午後3時02分）

---

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時17分）

---

議長（山川 豊君） 日程第2、議案第3号、平成17年度あわら市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、各常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

4番（山川知一郎君） はい。

議長（山川 豊君） 原案に反対の意見を、発言を許します。

4番（山川知一郎君） 4番、山川。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 議案第3号、一般会計補正予算に対する反対討論を行ないたいと思います。

この補正の中には、都市計画道路、金津・三国線の物件移転保証金として、146万8千円が増額補正となっております。

私は前々から指摘をしておりますが、この道路建設については無駄使いではないかという、多くの市民の批判がございます。

私は何としてもこの道路建設は、今の財政状況を考えれば、計画そのものを中止すべきであるというように考えます。

よって、この補正予算に反対をするものでございます。

以上です。

議長（山川 豊君） 討論は他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） これで討論を終わります。

議長（山川 豊君） これより、議案第3号、平成17年度あわら市一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。  
各常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立多数です。

したがって、議案第3号、平成17年度あわら市一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり可決されました。

---

議長(山川 豊君) 日程第3、議案第4号、平成17年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

議長(山川 豊君) これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論を行ないます。

議長(山川 豊君) 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、議案第4号、平成17年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第4号、平成17年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号))は原案のとおり可決されました。

---

議長(山川 豊君) 日程第4、議案第5号、平成17年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

議長(山川 豊君) これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論を行ないます。

議長(山川 豊君) 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第5号、平成17年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、平成17年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第5、議案第6号、平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第6号、平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第6号、平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第6、議案第7号、平成17年度あわら市公共下水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第7号、平成17年度あわら市公共下水道特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、平成17年度あわら市公共下水道特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第7、議案第8号、平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第8号、平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第8、議案第9号、平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第9号、平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第9、議案第10号、平成17年度あわら市水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第10号、平成17年度あわら市水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、平成17年度あわら市水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第10、議案第11号、平成18年度あわら市一般会計予算を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、各常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

4番（山川知一郎君） 山川。

議長（山川 豊君） まず原案に反対の発言を許します。

4番（山川知一郎君） 4番、山川。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 平成18年度一般会計予算に対する反対討論を行ないます。

今議会で市の財政の長期見通しについての説明を受けましたが、それによれば市の財政は平成20年、あと2年後には収支がとんとんで、21年以降は歳出が歳入を上回る、このままでいけば財政は破綻するという、大変厳しい状況にあるということが説明されました。

こういう状況であれば、本当に今、不要不急の歳出は削る、無駄を徹底して削るとということが求められていると思います。

そういう点で、私は先ほど補正予算の中でも申しましたが、第一には都市計画道路、金津・三国線に合併特例債1億2,820万円を含む、3億円の予算が計上されておりますが、どうしても今の状況の中でこの道路建設が必要であるとは思われません。

これは計画を凍結し、歳出をストップすべきであるというように考えます。

また、市長の交際費は17年度予算270万円に対して、18年度予算では30万円増額して300万円となっております。これもなぜ、この時期に増額されるのか全く理解に苦しむところであります。

また、厳しい財政状況の中で、今年度職員の給与は4.8パーセント減らされるということになっておりますが、市長をはじめ常勤特別職の報酬は今までどおりと、職員の給与は合併後も毎年引き下げられておりますが、特別職の報酬は1円も引下げられておらない、これで果たして本当に市長が先頭に立って、行財政改革ができるのか大いに疑問とするところであります。

二つ目の理由は、金額としては僅かでございますが、自衛官募集事務に市からの持ち出しは1万6千円でございますが、私は現在の自衛隊は明確に、憲法9条に違反するものと考えております。

こういう違法な自衛官募集に自治体が関与することは許されない、この2点で18年度一般会計予算に対する反対とするものであります。

議長（山川 豊君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） これで討論は終わります。

議長（山川 豊君） これより、議案第11号、平成18年度あわら市一般会計予算

を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立多数です。

したがって、議案第11号、平成18年度あわら市一般会計予算は原案のとおり可決されました。

---

議長(山川 豊君) 日程第11、議案第12号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

議長(山川 豊君) これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論を行ないます。

議長(山川 豊君) 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、議案第12号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第12号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

---

議長(山川 豊君) 日程第12、議案第13号、平成18年度あわら市老人保健特別会計予算を議題とします。

議長(山川 豊君) これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論を行ないます。

議長(山川 豊君) 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第13号、平成18年度あわら市老人保健特別会計予算を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、平成18年度あわら市老人保健特別会計予算は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第13、議案第14号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第14号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第14、議案第15号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計予算を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第15号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計予算を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計予算は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第15、議案第16号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第16号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第16、議案第17号、平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計予算を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第17号、平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計予算を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計予算は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第17、議案第18号、平成18年度あわら市水道事業会計予算を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第18号、平成18年度あわら市水道事業会計予算を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、平成18年度あわら市水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第18、議案第19号、平成18年度あわら市工業用水道事業会計予算を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 19 号、平成 18 年度あわら市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 19 号、平成 18 年度あわら市工業用水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第 19、議案第 20 号、平成 18 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 20 号、平成 18 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 20 号、平成 18 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第 20、議案第 21 号、あわら市人事行政の運営等の状況

の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第21号、あわら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、あわら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第21、議案第22号、あわら市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第22号、あわら市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、あわら市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 2 2、議案第 2 3 号、あわら市国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

4 番（山川知一郎君） 4 番、山川。

議長（山川 豊君） まず原案に反対者の発言を許します。

4 番（山川知一郎君） 4 番、山川。

議長（山川 豊君） 4 番、山川知一郎君。

4 番（山川知一郎君） 私はただ今の議案 2 3 号、あわら市国民保護協議会条例の制定について、及び次のあわら市国民保護対策本部等条例の制定について、同じような主旨でございますので、両方に対する反対討論を行ないたいと思います。

この条例制定を義務付けている、国民保護法は、武力攻撃自体法、米軍支援法、特定公共施設利用法などとともにいわゆる有事法制のひとつであります

政府は国民基本指針で、ひとつは海からの攻撃、二番目に空からの攻撃、3 つ目に弾道ミサイルによる攻撃、4 つ目にゲリラ及び特殊部隊による攻撃を有事と想定しておりますが、政府自信、一及び二、空から、また海からの攻撃は、現状ではほとんど可能性はないと言明をしておりますし、3 つ目の弾道ミサイルによる攻撃、及び4 つ目のゲリラ及び特殊部隊による攻撃についても、現実性は非常に疑問視されておるところでございます。ほとんど、現実にはありえないことに対応を迫っているものと言わなければなりません。

政府は有事法制は、こういう有事場合の他に日本に直接攻撃が及んでいない事態でも発動されるようになっておりまして、政府は米軍が先制攻撃戦争を行なった場合にも発動されると見解を示しております。

これから考えれば、国民保護法は実際には日本が攻撃された場合というよりも、アメリカが他の国に対して先制攻撃戦争を起した場合に、日本国民をこれに協力させることを狙って制定されたものといわざる得ないと思います。これは明らかに憲法 9 条に違反するものであります。

第二にこの教員界には、自衛隊員を参加させることとなっておりますが、こうなりますと自衛隊が地方自治に介入する危険性も生まれてまいります。

以上によりまして、この 2 議案には反対をいたします。

以上でございます。

議長（山川 豊君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） これで討論を終わります。

議長（山川 豊君） これより、議案第23号、あわら市国民保護協議会条例の制定についてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立多数です。

したがって、議案第23号、あわら市国民保護協議会条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第23、議案第24号、あわら市国民保護対策本部等条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第24号、あわら市国民保護対策本部等条例の制定についてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立多数です。

したがって、議案第24号、あわら市国民保護対策本部等条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第24、議案第25号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第25号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第25号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第25、議案第26号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第26号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第26号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第26、議案第27号、あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第27号、あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第27、議案第28号、あわら市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第28号、あわら市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、あわら市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第28、議案第29号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第29号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第29、議案第30号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第30号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 全員起立です。

したがって、議案第30号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮介護サービス事業手数料等条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第30、議案第31号、芦原温泉上水道財産区特別職の職

員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第31号、芦原温泉上水道財産区特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第31号、芦原温泉上水道財産区特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第31、議案第32号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第32号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、公の施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 日程第32、議案第33号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行ないます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第33号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第33号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

---

議案第34号の上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

議長（山川 豊君） 日程第33、議案第34号、あわら市議会の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただ今上程されました、議案第34号、あわら市議会の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、議会議員の報酬等について所要の改正をおこなうものであります。

あわら市特別職報酬等審議会の答申にに基づき、議会議員の報酬月額を改正するほか、県内他市の状況を考慮し、期末手当の加算措置、及び支給割合の改正を行なう必要があるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議いただきますよう、お願い申し上げます。

す。

議長（山川 豊君） 本案に対する質疑を許します。

4番（山川知一郎君） 4番、山川。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 3点に渡って質問をいたします。

ひとつは、この特別職議員報酬等審議会でございますが、この審議会の会長を勤められた方は、市長の後援会の会長であると承知をしておりますが、こういう人事は市民にこの審議会について、公正さ、あるいは客観性について疑問を抱かせるものではないでしょうか。

どういう基準で、この審議会の委員の人選をされたのかお伺いをいたします。

2番目に、この審議会の審議の中で、議員定数の問題について意見があったと聞いております。報酬審議会はいくまで報酬について審議をする場でありまして、議員定数に言及することは謁見行為ではないかというように考えますが、いかがでしょうか。

3つ目に市長はこの審議会に対して答申にありますように、今提案されたような額の値上げを諮問をされたわけでございますが、議員の報酬は実に36.7パーセントのアップになるわけでございます。

今の先ほどから申しましておりますように、こういう厳しい財政事情の中で、こういう大幅な報酬アップを諮問されたのはどういうお考えからか、また、もうひとつ先ほどから申しましておりますように、市長など常勤特別職についての諮問はなにもされておられません、この点についてもなぜ諮問をされなかったのかお伺いをいたします。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） まずは人選でございますが、これは今までの慣行っていうんですか、その人選に沿ってだいたい進めたものでございまして、企業の経営者、いわゆるあわら市内でのトップで活躍されている方、それから商工会、農業、それから婦人団体、青壮年団、あと商工会ですか、そういうような形でですね、今までの基準で選んだものでございまして、特別に私の後援会の会長をしているということとは、ちょっと違うんで、たまたまそういう具合になったということでございます。

それから議員定数についての言及っていうのは、私が申し上げることではなくて、審議会の中でそういうような議論がされてですね、議員の報酬を上げるのなら、定数を引下げれっていうような、そういうようなお話があったということで、付帯決議としてそういう具合にされているということで、これは私が言及することではございません。

それから、その時に市長他、特別職の報酬は審議しなかったのかというんですが、これにつきましても、報酬審議会の方ではお話しをしております。

ご承知のように県内他市に比べまして、私どもの報酬が一番低いわけございまして、問題にならなかったという、議論にならなかったというお話しを聞いております。

提出しなかったというお話しはお話しですけども、俎上には載せておりますので、

よろしく申し上げます。

議長（山川 豊君） 他に、質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただいま議題となっております議案第34号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いましたが、ご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議がある議員がございますので、起立によって本件の採決をしたいと思います。

4番（山川知一郎君） 議長、議事についての動議です。

議長（山川 豊君） 動議ならば4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 非常にこの問題は、市民も関心を持っているところでございます。

こういう重要な問題を、全く審議せずに、今ここで採決で決定をするというのは、私は不相当でないかと、そういう点では、この案件を総務常任委員会に付託をして、継続審査とするという動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 賛成者二人おりますので、動議として採択いたします。

議長（山川 豊君） 暫時休憩をします。

（午後4時15分）

---

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時30分）

---

議長（山川 豊君） お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により、予め延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

議長（山川 豊君） お諮りします。

ただ今、山川知一郎議員から議案第34号の件は、委員会付託すべしとの同議が提出されました。

この動議は二人以上の賛成者がおりますので、成立しました。

議長（山川 豊君） 委員会の付託を行なおうとする議題として採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議長（山川 豊君） 委員会付託をすべしとする動議に、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立小数です。

したがって、議案第34号について、委員会の付託すべきとの動議は否決されました。

議長(山川 豊君) ただ今議題となっております、議案第34号につきましては会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

議長(山川 豊君) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

4番(山川知一郎君) 議長。

議長(山川 豊君) 反対の立場からの討論ですね。

4番(山川知一郎君) はい。

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) ただ今の議員報酬の値上げに対する反対討論を行ないたいと思います。

先ほどから何回か申し上げておりますが、今、あわら市の財政状況は本当に大変な状況にあると考えますし、今月ずっとこの間、議会と並行して行なわれております、中学校の統合問題に関する説明会の中でも、市は主な理由として、財政事業が厳しいということを経済に訴えております。

そういう中で、今般、先ほども申しましたように、議員報酬を36.7パーセント一挙に引き上げるとするのは、とても市民の納得は得られないというように考えます。

私は議員報酬が議員の生活給的な意味ももちろんあると、現在の報酬が生活給として考えた場合に妥当であるかと言えば、決して高いとは言えないと考えます。

しかし、今回の引き上げの理由は、県内の八市の中でもっと低い市に、横並びで合わせたとか、合併して町から市になったから、これらはいずれもアップの理由として本当に説得性のあるものではないというように思います。

誰でも報酬は上がったほうがいいと思います。しかし、今の先ほどから申しましておりますように、財政状況を考えれば、一挙にこれだけの大幅引き上げはとてもゆるされない。引き上げるにしても、もう少し十分に審議をしたうえで、小幅な引き上げに留めるとかという手もあるのではないかと、いうように思います。

そういう点で、私は先ほど継続審査ということを提案いたしましたが、皆さんの賛同が得られずに、否決をされて大変残念に思いますけれども、そういう点では、この35万円に引き上げるのを認めるかどうかということ、ここで決めざる得ないという状況でございますが、これはとても私としては納得できるものではないということで反対の討論といたします。

以上です。

議長(山川 豊君) 他に討論はありませんか。

議長(山川 豊君) 賛成の方の討論はありますか。

3番(大下重一君) 反対です。

反対討論はだめなんですか。

議長（山川 豊君） 賛成交互です。

賛成の方はございませんね。

議長（山川 豊君） それでは3番、大下重一君。

3番（大下重一君） それでは、私は当議案に反対の立場で討論をいたします。

先般も長期財政計画を細かく分析をし、我々はその状況について説明を受けました。合併後15年先までの、いわゆる財政状況です。

平成21年度からは、歳出が歳入を大きく上回る現状、そしてまたその対策として考えられている方法としては、いわゆる水道料、あるいは保育料、またゴミ袋等の公共料金の値上げ、はたまた都市計画税を新設をしなければならぬだろうというような形で、住民負担というもが見えてきているというような説明を、財政課から受けたところであります。

そして、この本定例会の全員協議会においては、行政改革大綱実施計画なるものも説明をしていただきました。この中で謳われているのは、市民への各種サービスの縮小、はたまた市民の協力を呼びかけなければ、各行政自治はスムーズに行かないというようなお話しもいただいたところです。

そして、今年最大の課題である、学校建設問題においても財政問題が大きなポイントになって、子を持つ親がどれだけ悩み、苦しんでいるかということ踏まえ、この現状の中で、議員の取るべき姿勢は、市民の代表として市民から付託を受けたその立場にあるものとして、どう行動すべきかは明らかであるというように思います。

現在、年収が400万、この議員報酬においては、どことの比較で高い安いをいうのかと言えば、提案理由の中で他市、他の市と比べていう説明がありましたけれども、比べるべきは、我があわら市の財政としっかり比べた上で、抵当なのか、不適當なのかを判断すべきだと思います。

本来、あわら市といっても、旧芦原、旧金津町が実力を蓄えて、人口も増え、産業も増え、そして市というものを勝ち取った訳では、私はないと理解しております。

両町が財政難からやむなく合併を取りえなかったという理由がそこにあるわけです。ですから本来の市と、現在の実力が蓄えているかということ、決してそうではないというように言わざる得ません。

よってこの財政難のあり、あわら市の再生に市民の皆さんと一緒に頑張ってがんばらなければならないと、この時に議員の取らなければならない姿勢というのは、やっぱり率先垂範で自らが当市の財政を守ると、何としてもこのあわら市をきちっと自立する市にするんだというようなところが、まずは考えるべき基点にならなければならないというように考えます。

ですからこの議員報酬値上げについては、今の時期は適切な時期でないと、私は判断をいたしまして、反対の討論とさせていただきます。

議長（山川 豊君） 他に討論ございませんか。

21番（橋本達也君） 議長。

議長（山川 豊君） 21番、橋本達也君。

議長（山川 豊君） 賛成の方、ございませんね。

21番（橋本達也君） 反対の討論をいたします。

まず、なぜこの時期に議員報酬を上げなければならないのか、私はどう考えてもこれは疑問であります。

もし、議員報酬値上げもこれはやむを得ないというのであればですね、例えば次の改選時期に向って、私は計画を組むのが妥当ではないかと思えます。

我々は昨年行なわれたの選挙の際には、議員定数が22名、議員報酬25万6千円、これがわかっていて選挙に出たはずであります。もし、議員報酬を上げるのだというのであればですね、必ずしも議員報酬と議員定数はリンクしているものではありませんけれども、たとえば今期中に、議会の側から議員定数をこれだけにするんだと議決をしたのちに、これは市長の側から議員報酬はこれだけでいかがかという議案を出していただいて、それを議会として議決したのちに、3年後に行なわれる選挙に出られる方は、こういう条件で大いに頑張ってくださいと、そのように意思決定する流れを作っていくのが、この期に我々に課せられた課題ではないかと、そういうように思います。

中身につきましては以上で留めますが、本案につきましては経緯とか手続きについて、三つほど問題点を指摘したいと思えます。

まず第1点目ですが、この問題が表面化したのは昨年12月6日に開催された議会運営委員会と全員協議会でした。その時の議長からの報告は次のようなものでありました。

すなわち、一部の議員からの要望もあって、報酬審議会の開催を水面下で市長に求めてきていた、しかし市長はこれに応じてくれなかった。その理由というのは、市長としても確かに現状の議員報酬額がよいとは思わないけれども、今、報酬を上げると批判がすべて自分にくるから開催しない、こういうものでありました。さらに、議会の総意で報酬審議会の開催を求められたり、あるいは議長から市長宛に開催を求める文書を提出してくれるなら開催してもよい、このような内容であったはずであります。

この報告を受けた議会運営委員会は、市長のこの対応に対して、多少紛糾をいたしました。報酬審議会の開催権は市長にあって議会にはありません。開催する権限も、またその義務もこれは市長にあるわけであります。それを、自分に批判がくるからといって開催しないというのは、責任と義務の放棄ではないでしょうか。ましてや、議長から審議会開催を求める文書の提出があれば開催するなどというのは、議長あるいは議会に対して越権行為を求めるに等しく、理事者と議会との信頼関係を著しく損なうものであります。

そこで、議会運営委員会では報酬の値上げに賛成の委員も反対の委員も、ともに審議会の開催は市長の責任において開催すべきものとの判断になったわけであります。続いて開かれた全員協議会の場でも同じような流れであったはずであります。報酬が上がるか上がらないかは別として、審議会は開催すべきとの意見に集約されたと思

ます。

つまり、審議会の意見がどうあれ、それを市長がどう判断してどのような案を提出するかは別問題であります。そして、かつその最終判断を議会に任せていただくという趣旨であったと思います。

私個人としても、以上のような経緯から見て、市長が果たしてどのような諮問案を審議会に提出されるのかを見せていただきたいという思いがありました。たとえば、本来ならもっと報酬を上げるべきところ、あわら市の置かれている現状からして、わずかしか上げられないが我慢ほしいということもできたわけであります。あるいは、報酬は上げられないが、議員活動に応じて支給される政務調査費をつけるというようなことなど、選択肢は多々あったわけであります。しかし、残念ながら、県内で最も低い市の水準に合わせたというだけの理由をもって、市長がこの金額を審議会に諮問されたのでした。

2点目です。

報酬審議会の答申が出されたのはこの議会開催前日の今月6日でした。その結果、当初予算の対応もできないことから、最終日の予算成立後に追加議案として提出するという事態になっております。

しかし、市民からの批判が多いと市長ご自身が感じておられる議案なのですから、なおのこと議会での十分な議論を求めるべきではないでしょうか。議会初日に提出されなかったため委員会付託もできず、正式にはこの本会議での審議しかできないわけであります。

そもそも、なぜこのように慌てて提出しなければならない議案なのか私には理解ができません。うがった見方をすれば、議会の審議を制限する意図的なスケジュールではないかとさえ思われてしまいます。

3点目です。議員報酬35万円という市長からの諮問案を受けた報酬審議会は、それを妥当とする答申をしました。ところが、そこには付帯意見がつけられており、そのひとつには次のように書かれております。「議員定数については、同規模市の状況を勘案し、次回改選までに18名を目途として削減に努められたい。」

市長はこの答申をそのまま受理し、これを尊重すると述べられております。もちろん、この議案では定数について触れてはいますが、この付帯意見も含めて総体として答申を尊重し、これを議案化したわけであります。

しかし、答申で議員定数に触れたのは明らかな権限の逸脱です。確認をしたところ、これは越権行為であるというのが全国議長会議事部会の正式見解でありました。審議会がこの付帯意見を付けたこと、そしてそれを市長がそのまま受理したのは手続き上の間違いであるとの見解であります。

議員報酬を議会の側から言い出すのが間違いであるのと同じように、議員定数の問題を理事者側から言い出すのも間違いなのです。

一般論として、議員の口数が少ない方が理事者は楽であります。それを、あるうことか議員報酬値上げの答申案に付帯意見として付けたのは、議会制度そのものへの重

大な挑戦と言わざるをえないのではないのでしょうか。ましてや、先ほどの質疑によれば、報酬審議会の会長が、これはたまたまであったにせよ市長の後援会長であったということは、考えようによっては議会権限への不当な干渉といわれても致し方ないのではないかと、そのように思われます。

卑近な表現をすれば、報酬は上げるから議員の数は減らせと言われて、それに無批判に乗っていくことが議員として市民の付託に応える姿勢といえるのでしょうか。市民が議会に求めるのは、行政に対するチェック機能のほうです。片方でそのチェック機能を越権行為によって犯されていながら、なおかつ報酬値上げに賛成するというのでは、その分の税負担をする市民こそ救われません。

報酬額そのものもさることながら、以上のような構図を無批判に受け入れることはあわら市議会の汚点になると考えます。議員各位には、賛成して恥じるものがないのか、どうかご自分の議員バッジに問いかけていただきたいと思います。

政治的良心に従い、どうか反対の意思表示をされるようお願いを申し上げまして反対討論といたします。

議長（山川 豊君） 他にありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第34号、あわら市議会の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第34号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立多数です。

したがって、議案第34号、あわら市議会の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

議案第34号、議案第35号の上程、提案理由説明、質疑、討論、採決  
議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第34、議案第35号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第35、議案第36号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上、議案2件を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、議案第36号の2議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君

市長（松木幹夫君） ただ今上程されました、議案第35号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第36号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

これら2議案につきましては、市長等の期末手当の加算措置について、所要の改正を行なうものであります。

議案第35号では、市長及び副市長について、議案第36号では教育長について、県内他市の状況を考慮し、期末手当の加算措置の改正を行なう必要があるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 本案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただ今、議題となっております議案第35号、議案第36号の2議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、議案第36号の2議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

議長（山川 豊君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第35号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第35号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立願を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

議長（山川 豊君） 次に、議案第36号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤

務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第36号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立願を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第36号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

議案第37号の上程、提案理由説明、採決

議長(山川 豊君) 日程第36、議案第37号、あわら市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議長(山川 豊君) 本案に対する提案理由の説明を求めます。

市長(松木幹夫君) 議長、市長。

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君

市長(松木幹夫君) ただ今上程されました、議案第37号、あわら市教育委員会委員の任命についての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては教育委員会委員を任命することについて、議会の同意をお願いするものであります。

現教育委員会委員の山崎良子氏が、本年5月11日で任期満了となるため、その後任として、あわら市柿原第41号14番地、般若泰子氏を委員に任命いたしたいので、この案を提出するものであります。

般若氏は人格、識見共に教育委員会委員に適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 議案第37号につきましては、質疑、討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号、あわら市教育委員会委員の任命について採決いたします。

議長(山川 豊君) 議案第37号、あわら市教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方の起立願を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、あわら市教育委員会委員の任命について、これに同意することに決定いたしました。

---

議案第38号、議案第39号の上程、提案理由説明

議長(山川 豊君) お諮りします。

審議の都合上、日程第37、議案第38号、人権擁護委員の候補者の推薦について、日程第38、議案第39号、人権擁護委員の候補者の推薦について、以上、議案2件を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号、議案第39号の2議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

市長(松木幹夫君) 議長、市長。

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君

市長(松木幹夫君) ただ今上程されました、議案第38号及び議案第39号、人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては教育委員会委員を任命することについて、議会の同意をお願いするものであります。

これら2議案につきましては、人権擁護委員の候補者の推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

議案第38号につきましては、現人権擁護委員の古畑昭正氏が、本年6月30日で任期満了となるため、同氏を再度、委員候補者に推薦いたしたいので、この案をを提出するものであります。

議案第39号につきましては、現人権擁護委員の小泉雅子氏が、本年6月30日で任期満了となるため、その後任として、あわら市春宮三丁目11番10号、香月篤子氏を委員候補者に推薦いたしたいので、この案をを提出するものであります。

両氏は人格、識見共に人権擁護委員に適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長(山川 豊君) お諮りします。

本件はただ今提案のとおり、それぞれ「異議はない」旨の意見を付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号、人権擁護委員の候補者の推薦について、議案第39号、人権擁護委員の候補者の推薦については、「異議はない」旨の意見を付すことに決定しました。

---

議案第40号から議案45号の一括上程、提案理由説明、採決

議長(山川 豊君) お諮りします。

審議の都合上、日程第39、議案第40号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、日程第40、議案第41号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任につい

て、日程第41、議案第42号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、日程第42、議案第43号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、日程第43、議案第44号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、日程第44、議案第45号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、以上、議案6件を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第45号までの6議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

市長(松木幹夫君) 議長、市長。

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました、議案第40号から議案第45号までの「芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について」の提案理由の説明を申し上げます。

これら6議案につきましては、芦原温泉上水道財産区管理委員を選任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

現財産区管理委員が、本年3月31日で任期満了となるため、議案第40号では、あわら市温泉5丁目201番地、北川賀文氏を、議案第41号では、あわら市温泉5丁目1410番地、立尾章英氏を、議案第42号では、あわら市温泉3丁目411番地、竹内正文氏を、議案第43号では、あわら市温泉3丁目602番地、伊藤和幸氏を、議案第44号では、あわら市二面第34号34番地、高橋啓一氏を、議案第45号では、あわら市温泉1丁目306番地、大久保眞外志氏を、それぞれ委員に選任いたしたいので、この案を提出するものであります。

議案第41号の立尾章英氏が、現委員の八木眞一郎氏の後任であるほかは、他の5氏については、再度お願いするものであります。

6氏は、人格、識見ともに財産区管理委員に適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) ただ今議題となっております、議案第40号から議案第45号までの6議案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに議案第40号から議案第45号までの6議案を採決いたします。

議長(山川 豊君) 議案第40号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

---

議長（山川 豊君） 次に、議案第41号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

---

議長（山川 豊君） 次に、議案第42号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第42号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

---

議長（山川 豊君） 次に、議案第43号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第43号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

---

議長（山川 豊君） 次に、議案第44号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

---

議長（山川 豊君） 次に、議案第45号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任に

ついて、同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第45号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

---

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(山川 豊君) 日程第45、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

議長(山川 豊君) お諮りします。

議会運営委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

常任委員会の閉会中の特定事件調査の件

議長(山川 豊君) 日程第46、常任委員会の閉会中の特定事件調査の件を議題とします。

教育厚生常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

議長(山川 豊君) お諮りします。

教育厚生常任委員長、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

教育厚生常任委員長、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

閉議の宣言

議長(山川 豊君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

---

### 議長閉会挨拶

議長（山川 豊君） 3月7日開会以来、今日22日まで16日間、第14回あわら市議会の審議をしたわけでございますけれども、期間中、閉会中にはすべての委員会で、時間延長しながら十分な検討をしていただいたと思っております。非常にご苦労さんでございました。

しかし、ただ今色々な案件のなかでもありましたとおり、今からの市の建設、あるいはまちづくり、このことについては大変困難をきたすと思います。これにつきましては、やはり議員自らが力を合わせて、一体となってやっていかなければまちの建設にはならないと思います。

これにつきましては、私も兼ねがね申し上げておりますけれども、議会と職員と理事者と一体となって、市民のためにあわら市が将来、10年、20年、30年先がバラ色になるように、今からが大事な時であろうと思います。

それにつきまして、今から閉会中になりますけれども、これらにつきまして、議員自らが色々な面で勉強しながら、学習しながらやっていただきたいと、このように思いますし、ただ今上程されました議員報酬条例の改正につきましても、やはりこれらも可決いただきましたが、やはり報酬審議会の答申を真摯に受けながら、私ども議員自らが研鑽を深め、そしてやはり色々な面で検討しながら自己研鑽に勤めなければならないと、そして力いっぱい体の続く限り、議席のある限り、まち造りのために頑張っていたきたい。

これはやはり色々巷でも言われておりますけれども、まだまだ私どもも勉強していかなければならない、これらについて自らよろしく研鑽のほどをお願いしたいし、これについての今の報酬審議会に対する私どものお返しでもないかなと。それと市民に対しての恥ずかしくない議員活動をやっていただきたい、これらを皆さんにお願いしながら、今後はやはり、まだまだ学習をしていただかなければならないと思いますので、各自が、あるいはグループが色々な面で研鑽を深めていただきたいなど、このように思いますのでよろしく願いをいたしまして、素晴らしい議会になりますことを念願をし、今後の皆様方の閉会中の議員活動を期待するものであります。

よろしく願いをいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもご苦労様でございました。

---

### 市長閉会挨拶

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 閉会にあたりまして一言御礼申し上げます。

議員の皆様方には、この3月定例会、16日間という大変長時間に渡りまして、ご

審議をいただきまして、18年の当初予算、膨大な量の中を、ご審議賜りまして誠にありがとうございます。

上程しました全議案につきまして、可決決定をしていただきまして、大変ありがとうございますと思っているところでございます。

18年、まあ色々大変問題を抱えておりまして、これからの執行にあたりましては、効果的、効率的な執行にあたってまいりたいと思います。

よろしくお願いを申し上げまして、一言お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 閉会の宣告

議長（山川 豊君） これをもって、第14回、あわら市議会定例会を閉会します。  
（午後5時15分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成18年 月 日

議長

署名議員

署名議員